

法 科 大 学 院
シ ラ バ ス

平 成 28 年 度
(2016 年度)

東 北 大 学 法 科 大 学 院
(法 学 研 究 科 総 合 法 制 専 攻)

目 次

・ 東北大学法科大学院履修案内	1
・ 平成28(2016)年度法科大学院授業科目一覧 【平成27年度法学未修入学者及び平成28年度入学者】	7
・ 平成28(2016)年度法科大学院授業科目一覧 カリキュラムの改正について 【平成26年度以前入学者及び平成27年度法学既修入学者】	11
・ 平成28(2016)年度法科大学院授業科目	17
・ 平成28(2016)年度法科大学院授業日程	149
・ 平成28年度法科大学院前期・後期時間割表	151

法 科 大 学 院
履 修 案 内

東北大学法科大学院履修案内

(平成28年度入学者用)

1 東北大学法科大学院の教育理念

東北大学法科大学院(以下「法科大学院」という。)では、現行法体系の構造を正確に理解し、冷静な頭脳及び温かい心をもって社会を観察することにより、そこにある問題を発見し、広く多様な視点から考察し、及び緻密で的確な論理展開をすることができるとともに、他人とのコミュニケーションを図るための高い理解力、表現力及び説得力を備え、かつ、誇りを持ち、その責務を自覚した「優れた法曹」を育成することを教育の目的としています。

2 法科大学院の課程の教育

法科大学院では、理論的基礎の体得を目指した科目(「第1年次導入科目」、「第1年次科目」、「基幹科目」、「応用基幹科目」)、法律実務について、理論的な問題との架橋を十分に意識しつつ、一定の知識を修得させ、将来の仕事への関心を育む科目(「実務基礎科目」)及び先端的・学際的・現代的・国際的な科目(「基礎法・隣接科目」、「展開・先端科目」)を開講しています。

第1年次(L1)	第2年次(L2)	第3年次(L3)
第1年次科目 第1年次導入科目 「リーガル・リサーチ」 (実務基礎科目) 「法学の基礎」 (基礎法・隣接科目)	基幹科目 実務基礎科目 基礎法・隣接科目 展開・先端科目	応用基幹科目 実務基礎科目 基礎法・隣接科目 展開・先端科目

(1) 第1年次(L1)

- ・第1年次科目(30単位)を履修しなければなりません(必修)。
- ・「法律基礎演習」(第1年次導入科目・1単位)、「リーガル・リサーチ」(実務基礎科目・2単位)、「法学の基礎」(基礎法・隣接科目・1単位)を履修することができます。

(2) 第2年次(L2)

- ・基幹科目(28単位)を履修しなければなりません(必修)。
- ・実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目のうち、L2に配当されている科目から8単位を履修することができます。

(3) 第3年次(L3)

- ・応用基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目及び展開・先端科目を履修します。
- ・応用基幹科目は3科目・6単位まで履修することができます。

3 授業科目の履修

- ・法科大学院の授業科目群、授業科目、単位数、年次配当、履修方法及び進級は、東北

大学法科大学院履修内規によります。

- ・同一名称の授業科目を重複して履修することはできません。ただし、、、 が付されている授業科目は、同一名称の授業科目とはみなされません。

4 履修登録

- ・各年次の授業科目を履修するためには、各年度当初に、所定の手続きにより、履修科目として登録をしなければなりません（履修登録）。
- ・各年次毎に履修登録をすることができる単位数の上限は、第1年次（L1）が34単位、第2年次（L2）が36単位、第3年次（L3）が44単位です（東北大学法科大学院規程第6条）。前期の授業科目が不合格となった場合、この履修登録単位の上限については、すでに履修済みの授業科目として計算します。
- ・履修登録をする際には、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しなければなりません。
- ・実務基礎科目のうちの必修科目及び必要があると認められる授業科目については、クラスが指定されます。
- ・演習の授業形態をとる授業科目等、その他その授業科目の特性に応じて必要があると認められるときは、教務委員会の承認を得て、履修希望者に対し履修が制限され、又は履修者の選抜が実施されることがあります。この履修制限又は履修者選抜のために当該授業科目を履修することができなくなった場合は、教務委員会の承認を得て、当該授業科目の単位にあたる授業科目につき履修登録の訂正を行うことができます。
- ・第2年次（L2）における履修科目として登録できる単位数の上限に、エクスターンシップは含みません。
- ・前期・後期授業の開始後一定の期間内は、履修登録単位の上限を超えない限度で、学生から申し出のあった履修登録の変更が認められることがあります（一定の期間については、別途学生向けに通知されます）。なお、履修登録の変更については、教務委員会委員長が、当該学生につき事情の説明を求めることがあります。
- ・前期の授業科目についての履修登録を変更する場合は、その科目を後期の授業科目（通年の授業科目は除く。）に変更することもできます。
- ・一度履修登録をすると、履修登録の変更を経た場合を除いて、履修登録を取り消すことはできません。試験を棄権あるいは放棄しても、履修登録は取り消されません。
- ・履修登録の期限、その他具体的な手続については、別途、学生に通知されます。

5 試験

- ・試験を受けることのできる授業科目は、授業を受けたものに限られます。
- ・授業科目の授業回数の3割を超えて欠席をした者については、当該授業科目について定期試験等の受験が認められないことがあります（正当な理由なく又は無断で、授業科目の授業回数の2割を超えて欠席をした者についても同様です）。
- ・試験は、原則として、前期、後期の定期試験期間における筆記試験、口述試験、又はレポート試験によって行われます（ただし、集中講義等は、この限りではありません）。

- ・ 授業科目により、試験（再度の試験を含む。）の実施上、融合問題による出題を行うなど格別の必要があるときは、定期試験期間外で試験日を定めて、試験を行うことがあります。
- ・ やむをえない事由（忌引き、病気その他これに匹敵する事由に限る。）により試験（再度の試験を除く。）を受けられなかった者については、別途に試験を行います。
- ・ 試験に合格しなかった者（不合格者）のうち、当該授業科目の担当教員が特に認めたものについては、再度の試験が行われることがあります。ただし、第1年次科目のうち前期配当の授業科目については、すべての不合格者に対して、後期に再度の試験が行われます。

6 成績

- ・ 試験の成績は、60点（100満点）以上が合格となります。成績は公表されません。
- ・ 成績は、筆記試験（中間試験及び期末試験のほか、レポート方式による試験も含む。）及び平常点（課題の成績、授業における発言内容、授業への欠席状況を含む。）により、総合的に評価されます。
- ・ 筆記試験については、たとえば、以下のような能力等が総合的に評価されます。
 - ・ 事案分析解決能力
 - ・ 基礎的・専門的法知識の確実な理解、体系的な法的思考能力
 - ・ 法的な議論を説得的に表現する能力
 - ・ 創造的・批判的思考能力
- ・ 成績は、以下の基準によります。

成績	基準	人数比の目安
90点以上	きわめて優秀	若干名
80点以上 90点未満	優秀	20%を上限とする
70点以上 80点未満	良好	40%を標準とする(±20%)
65点以上 70点未満	能力や知識が一応の水準に達している	40%を標準とする(±20%)
60点以上 65点未満	最低限の水準には達しているが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する	
60点未満	最低限の水準に達していない	

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目については、この限りではありません。

- ・ 再度の試験が行われなかった授業科目について成績評価が不合格であった学生は、与えられた成績評価について不服がある場合には、成績評価不服申立てを行うことができます。また、専門職大学院係を通じて、所定の書面により、教務委員会委員長に対して、その成績評価についての担当教員による説明を求めることもできます。

7 進級及び再履修

(1) 第2年次（L2）への進級及び再履修

- ・第1年次科目の授業科目を1科目でも不合格になった者は、第2年次（L2）に進級することができません。第1年次科目の成績の単位加重平均値が65点未満である者も、第2年次（L2）に進級することができません。
- ・第2年次（L2）に進級できなかった翌年度には、前年度に履修した第1年次科目のうち、成績が65点未満であった授業科目を全て再履修しなければなりません。成績評価が65点以上であった授業科目を再履修することもできます。この場合、再履修する第1年次科目の前年度の成績は無効となります。
- ・第2年次（L2）に進級できなかった翌年度における第1年次科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定されます。

(2) 第3年次（L3）への進級及び再履修

- ・基幹科目の授業科目を1科目でも不合格になった者は、第3年次（L3）に進級することができません。基幹科目の成績の単位加重平均値が65点未満である者も、第3年次（L3）に進級することができません。
- ・第3年次（L3）に進級できなかった翌年度には、前年度に履修した基幹科目のうち、成績が65点未満であった授業科目を全て再履修しなければなりません。成績評価が65点以上であった授業科目を再履修することもできます。この場合、再履修する基幹科目の前年度の成績は無効になります。
- ・第3年次（L3）に進級できなかった翌年度における基幹科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定されます。

8 修業年限及び在学年限

- ・法科大学院の修業年限は3年です。ただし、総合運営調整教授会が法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）は、第2年次（L2）より履修を開始します。
- ・同一年次の履修は、休学の場合を除き、2年が限度です。
- ・同一年次の在学年限は、次年次に進級できない者については、休学の場合を除き、2年とします。この在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は各年次に必要な単位数を修得できない者及び所定の授業科目の単位加重平均値を上回らない者は、除籍されます。
- ・東北大学大学院通則第22条第3項の休学期間は、原則として、各年次につき1年を超えることができません。

9 課程修了及び学位授与

- ・法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目14単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上及び展開・先

端科目 16 単位以上を含め、計 96 単位以上を修得しなければなりません。

- ・法学既修者は、第 1 年次に在学して第 1 年次科目 30 単位を修得したものとみなされます。
- ・法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位が授与されます。

10 その他

（1）オフィス・アワー制度

- ・学修支援のために、オフィス・アワー制度が設けられています。同制度の実施については、別途、周知されます。

（2）エクスターンシップ

- ・エクスターンシップの授業を履修する学生は、研修先から報酬を受け取ってはなりません。

（3）守秘義務

- ・学生は、授業等で知り得た個人及び法人の情報について、在学中及び在学を終えた後も、これを漏らしてはなりません。

法 科 大 学 院

授 業 科 目 一 覧

【平成 27 年度法学未修入学者及び平成 28 年度入学者】

平成28(2016)年度法科大学院開設授業科目一覧
【平成27年度法学未修入学者及び平成28年度入学者】

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁
			L1年		L2年		L3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
第 1 年次導入科目										
法律基礎演習	1	糠塚教授 石綿准教授 遠藤准教授	①							17
第 1 年次科目										
憲法	4	中林准教授	②	②					必修	18
行政法	2	稲葉教授		②					必修	20
民法Ⅰ	4	久保野教授	②	②					必修	22
民法Ⅱ	4	中原（太）准教授	④						必修	24
民法Ⅲ	4	水野教授 中原（太）准教授	②	②					必修	26
刑法	4	成瀬教授	②	②					必修	28
商法	4	吉原教授		④					必修	30
民事訴訟法	2	坂田教授		②					必修	32
刑事訴訟法	2	井上准教授		②					必修	34
基幹科目										
基幹憲法	2	糠塚教授			②				必修	36
基幹行政法	4	中原（茂）教授			②	②			必修	38
基幹民法	6	渡辺教授 信濃教授 水野教授 久保野教授 中原（太）准教授			②	④			必修	40
基幹刑法	4	成瀬教授 矢部教授			②	②			必修	43
基幹商法	4	吉原教授 森田教授			②	②			必修	45
基幹民事訴訟法	4	坂田教授			②	②			必修	47
基幹刑事訴訟法	4	井上准教授 矢部教授			②	②			必修	49
応用基幹科目										
応用憲法	2	佐々木教授						②		51
応用行政法	2	中原（茂）教授					②			52
応用民法	2	渡辺教授 石綿准教授					②			53
応用刑法	2	遠藤准教授						②		55
応用商法	2	得津准教授						②		56
応用民事訴訟法	2	菱田講師					②			58
応用刑事訴訟法	2	佐藤（隆）講師					②			59
実務基礎科目										
法曹倫理	2	官澤教授 本條教授 矢部教授				②		②	必修 2クラス	61
民事要件事実基礎	2	本條教授			②		②		必修 2クラス 通年隔週	63
民事・行政裁判演習	3	信濃教授 伊東講師					②	①	必修 2クラス 後期隔週	65
刑事裁判演習	3	矢部教授 内田講師 伊藤講師 翠川講師					③		必修 2クラス	67

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁	
			L1年		L2年		L3年				
			前期	後期	前期	後期	前期	後期			
リーガル・クリニック	2	官澤教授			②		②		各月	左記の中から 4単位以上 を選択必修	69
ローヤリング	2	佐藤（裕）教授			②		②		2クラス		70
佐藤（裕）教授クラス											
エクスターンシップ	2	官澤教授 坂田教授			②		②		集中講義		72
模擬裁判	2	矢部教授 廣瀬講師 翠川講師					②		集中講義		74
リーガル・リサーチ	2	金谷講師 芹澤教授 樺島教授	②		②						75
民事法発展演習	2								3クラス		77
信濃教授・ 本條教授クラス		信濃教授 本條教授			②		②				
佐藤（裕）教授クラス		佐藤（裕）教授				②		②			
石井講師クラス		石井客員教授				②		②			
刑事実務基礎演習	2	矢部教授			②		②		通年隔週		81
刑事実務演習	2	矢部教授				②		②			83
基礎法・隣接科目											
法学の基礎	1	嵩教授 滝澤准教授 中原（太）准教授	①								85
日本法曹史演習	2	坂本（忠）教授			②		②				86
実務法理学Ⅰ	2	樺島教授			②		②				87
実務法理学Ⅱ	2	樺島教授				②		②			88
実務外国法	2	芹澤教授			②		②				89
現代アメリカの法と社会	2	芹澤教授				②		②			91
法と経済学	2	森田教授			②		②				93
外国法文献研究Ⅰ（英米法）	2	芹澤教授			②		②				95
外国法文献研究Ⅱ（ドイツ法）	2	樺島教授			②		②		隔週		96
外国法文献研究Ⅲ（フランス法）	2	嵩教授			②		②				97
展開・先端科目											
環境法Ⅰ ※	2	北村講師			②		②				98
環境法Ⅱ ※	2	大塚講師			②		②		集中講義		100
租税法基礎 ※	2	澁谷教授			②		②				102
実務租税法 ※	2	瀧本講師			②		②		集中講義		104
医事法	2	水野教授 米村講師			②		②		隔年，集中講義		106
金融商品取引法	2	吉原教授			②		②		隔年		108
経済法Ⅰ ※	2	滝澤准教授			②		②				110
経済法Ⅱ ※	2	滝澤准教授				②		②			112
企業法務演習	2	丸茂講師				②		②	隔週		114
民事執行・保全法	2	今津准教授			②		②				115
倒産法 ※	2	杉本講師			②		②		隔週		117
応用倒産法 ※	2	菱田講師				②		②			119
実務労働法Ⅰ ※	2	桑村准教授			②		②				120
実務労働法Ⅱ ※	2	桑村准教授				②		②			121
社会保障法	2	嵩教授				②		②			123
知的財産法Ⅰ ※	2	蘆立教授 秋田教授			②		②				125
知的財産法Ⅱ ※	2	蘆立教授			②		②				127
知的財産法発展 ※	2	蘆立教授				②		②			129
実務知的財産法	2	蘆立教授 秋田教授				②		②			131
少年法・刑事政策	2	廣瀬講師			②		②		集中講義		133
国際法発展 ※	2	西本准教授			②		②		隔週		135
国際法発展演習 ※	2	西本准教授				②		②	隔週		137

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁
			L1年		L2年		L3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
トランスナショナル情報法	2	金谷講師 芹澤教授 早川講師				②		②		138
実務国際私法Ⅰ ※	2	竹下講師			②		②		3週に1度の開講	140
実務国際私法Ⅱ ※	2	竹下講師				②		②	3週に1度の開講	142
ジェンダーと法演習	2	糠塚教授 阿部講師				②		②		144
子どもと法演習	2	久保野教授				②		②		146
リサーチペーパー	2	各指導教員					②			147

※は司法試験選択科目対応科目

注1) 「西洋法曹史」，「金融法」は，隔年開講のため，平成28年度は開講しない。

注2) 「国際人権・刑事法」は，平成28年度は開講しない。

法 科 大 学 院 授 業 科 目 一 覧

・

カリキュラムの改正について

【平成 26 年度以前入学者及び平成 27 年度法学既修入学者】

カリキュラムの改正について

平成 27 年度法学未修入学者より、カリキュラムが改正されました。

平成 26 年度以前入学者及び平成 27 年度法学既修入学者の学生は、以下の表に基づき、履修してください。

なお、時間割及びシラバスは全て新科目名で表記しています。

1. 基幹科目の分割について

次表のとおり科目を分割します。

群	旧科目名（単位数） 平成 26 年度以前入学者及び 平成 27 年度法学既修入学者適用	新科目名（単位数） 平成 27 年度法学未修入学者及び 平成 28 年度以降入学者適用
基幹科目	実務公法 (6)	基幹憲法 (2)
		基幹行政法 (4)
	民法分野 実務民事法 商法分野 (14) 民事訴訟法分野	基幹民法 (6)
		基幹商法 (4)
		基幹民事訴訟法 (4)
	実務刑事法 (8)	基幹刑法 (4)
		基幹刑事訴訟法 (4)

平成 26 年度以前入学者及び平成 27 年度法学既修入学者の基幹科目の総合成績については、平成 27 年度と同様に以下のとおりとします。

・実務公法

…憲法（100 点満点）、行政法前期成績（100 点満点）、および行政法後期成績（100 点満点）を合計した点数（300 点満点）を 3 で除した点数をもって実務公法の総合成績（満点は 100 点）とし、総合成績が 60 点以上を合格とする。

・実務民事法

…単位の認定は、民法分野、商法分野、民事訴訟法分野それぞれの成績から、原則として各 60 点以上を基準として、総合して判定する。成績評価は、授業における議論の内容と、定期的に行われる試験の結果とを総合して評価する。定期試験受験資格の認定は、全 14 単位を、民法分野 6 単位、商法分野 4 単位、民事訴訟法分野 4 単位、に分割し、個別に行う。

「実務民事法」（14 単位）の可否を総合判定するに当たっては、この科目の性質上、民事法のすべての分野について等しく習熟することが求められるものと位置付け、3 分野（民法分野、商法分野、民事訴訟法分野）の「単純平均」（小数点以下切り捨て）をもって科目の成績評価とする。具体的には、以下のとおり（各分野 100 点満点換算）。3 分野の合計が 180 点未満の者は、不合格とする。にかかわらず、

3 分野のうち2 分野が不合格の者は、不合格とする。

・実務刑事法

…刑法（100 点満点） 刑事訴訟法（100 点満点）を合計した点数（200 点満点）を2 で除した点数をもって実務刑事法の総合成績（100 点満点）とし、総合成績が60 点以上を合格とする。

2 . 科目の集約について

次表のとおり、「刑事実務基礎演習」、「刑事実務演習」、「刑事実務演習」、「刑事実務演習」の4 科目を2 科目に、「企業法務演習」及び「企業法務演習」の2 科目を1 科目に集約します。

群	旧科目名（単位数） 平成 26 年度以前入学者及び 平成 27 年度法学既修入学者適用	新科目名（単位数） 平成 27 年度法学未修入学者及び 平成 28 年度以降入学者適用
実務基礎科目	刑事実務基礎演習 (2)	刑事実務基礎演習 (2) 刑事実務演習 (2)
	刑事実務演習 (2)	
	刑事実務演習 (2)	
	刑事実務演習 (2)	
展開・先端科目	企業法務演習 (2)	企業法務演習 (2)
	企業法務演習 (2)	

1 「刑事実務基礎演習」、「刑事実務演習」、「刑事実務演習」、「刑事実務演習」は次のとおり開講します。

平成 28 年度：「刑事実務基礎演習」、「刑事実務演習」を開講する。

（「刑事実務演習」、「刑事実務演習」は開講しない。）

なお、平成 29 年度以降の開講予定については、当該年度に周知する。

2 「企業法務演習」、「企業法務演習」は隔年で開講します。

平成28(2016)年度法科大学院開設授業科目一覧
【平成26年度以前入学者及び平成27年度法学既修入学者】

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁
			L1年		L2年		L3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
第 1 年次導入科目										
法律基礎演習	1	糠塚教授 石綿准教授 遠藤准教授	①							17
第 1 年次科目										
憲法	4	中林准教授	②	②					必修	18
行政法	2	稲葉教授		②					必修	20
民法Ⅰ	4	久保野教授	②	②					必修	22
民法Ⅱ	4	中原（太）准教授	④						必修	24
民法Ⅲ	4	水野教授 中原（太）准教授	②	②					必修	26
刑法	4	成瀬教授	②	②					必修	28
商法	4	吉原教授		④					必修	30
民事訴訟法	2	坂田教授		②					必修	32
刑事訴訟法	2	井上准教授		②					必修	34
基幹科目										
実務公法	6	糠塚教授 中原（茂）教授			④	②			必修	36
実務民事法	14				⑥	⑧			必修	40 45 47
民法分野		渡辺教授 信濃教授 水野教授 久保野教授 中原（太）准教授								
商法分野		吉原教授 森田教授								
民事訴訟法分野		坂田教授								
実務刑事法	8	成瀬教授 矢部教授 井上准教授			④	④			必修	
応用基幹科目										
応用憲法	2	佐々木教授						②		51
応用行政法	2	中原（茂）教授					②			52
応用民法	2	渡辺教授 石綿准教授					②			53
応用刑法	2	遠藤准教授						②		55
応用商法	2	得津准教授						②		56
応用民事訴訟法	2	菱田講師					②			58
応用刑事訴訟法	2	佐藤（隆）講師					②			59

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁	
			L1年		L2年		L3年				
			前期	後期	前期	後期	前期	後期			
実務基礎科目											
法曹倫理	2	官澤教授 本條教授 矢部教授				②		②	必修 2クラス	61	
民事要件事実基礎	2	本條教授				②		②	必修 2クラス 通年隔週	63	
民事・行政裁判演習	3	信濃教授 伊東講師						② ①	必修 2クラス 後期隔週	65	
刑事裁判演習	3	矢部教授 内田講師 伊藤講師 翠川講師						③	必修 2クラス	67	
リーガル・クリニック	2	官澤教授				②		②	各月	左記の中から 4単位以上 を選択必修	69
ローヤリング 佐藤（裕）教授クラス	2	佐藤（裕）教授				②		②	2クラス		70
エクスターンシップ	2	官澤教授 坂田教授				②		②	集中講義		72
模擬裁判	2	矢部教授 廣瀬講師 翠川講師						②	集中講義		74
リーガル・リサーチ	2	金谷講師 芹澤教授 樺島教授	②		②						75
民事法発展演習 信濃教授・ 本條教授クラス 佐藤（裕）教授クラス 石井講師クラス	2	信濃教授 本條教授 佐藤（裕）教授 石井客員教授				②		②	3クラス	77	
刑事実務基礎演習	2	矢部教授				②		②	通年隔週		81
刑事実務演習Ⅲ	2	矢部教授					②	②			83
基礎法・隣接科目											
法学の基礎	1	嵩教授 滝澤准教授 中原（太）准教授	①								85
日本法曹史演習	2	坂本（忠）教授				②		②			86
実務法理学Ⅰ	2	樺島教授				②		②			87
実務法理学Ⅱ	2	樺島教授					②		②		88
実務外国法	2	芹澤教授				②		②			89
現代アメリカの法と社会	2	芹澤教授					②		②		91
法と経済学	2	森田教授				②		②			93
外国法文献研究Ⅰ（英米法）	2	芹澤教授				②		②			95
外国法文献研究Ⅱ（ドイツ法）	2	樺島教授				②		②	隔週		96
外国法文献研究Ⅲ（フランス法）	2	嵩教授				②		②			97

授業科目	単位	担当教員	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						備考	頁
			L1年		L2年		L3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
展開・先端科目										
環境法Ⅰ ※	2	北村講師			②		②			98
環境法Ⅱ ※	2	大塚講師			②		②		集中講義	100
租税法基礎 ※	2	澁谷教授			②		②			102
実務租税法 ※	2	瀧本講師			②		②		集中講義	104
医事法	2	水野教授 米村講師			②		②		隔年，集中講義	106
金融商品取引法	2	吉原教授			②		②		隔年	108
経済法Ⅰ ※	2	滝澤准教授			②		②			110
経済法Ⅱ ※	2	滝澤准教授				②		②		112
企業法務演習Ⅰ	2	丸茂講師				②		②	隔年	114
民事執行・保全法	2	今津准教授			②		②			115
倒産法 ※	2	杉本講師			②		②		隔週	117
応用倒産法 ※	2	菱田講師				②		②		119
実務労働法Ⅰ ※	2	桑村准教授			②		②			120
実務労働法Ⅱ ※	2	桑村准教授				②		②		121
社会保障法	2	嵩教授				②		②		123
知的財産法Ⅰ ※	2	蘆立教授 秋田教授			②		②			125
知的財産法Ⅱ ※	2	蘆立教授			②		②			127
知的財産法発展 ※	2	蘆立教授				②		②		129
実務知的財産法	2	蘆立教授 秋田教授				②		②		131
少年法・刑事政策	2	廣瀬講師			②		②		集中講義	133
国際法発展 ※	2	西本准教授			②		②		隔週	135
国際法発展演習 ※	2	西本准教授				②		②	隔週	137
トランスナショナル情報法	2	金谷講師 芹澤教授 早川講師				②		②		138
実務国際私法Ⅰ ※	2	竹下講師			②		②		3週に1度の開講	140
実務国際私法Ⅱ ※	2	竹下講師				②		②	3週に1度の開講	142
ジェンダーと法演習	2	糠塚教授 阿部講師				②		②		144
子どもと法演習	2	久保野教授				②		②	隔週	146
リサーチペーパー	2	各指導教員					②			147

※は司法試験選択科目対応科目

注1) 「西洋法曹史」，「金融法」，「企業法務演習Ⅱ」は，隔年開講のため，平成28年度は開講しない。

注2) 「刑事実務基礎演習」，「刑事実務演習Ⅰ」，「刑事実務演習Ⅱ」，「刑事実務演習Ⅲ」は，次のとおり開講する。

平成28年度：「刑事実務基礎演習」，「刑事実務演習Ⅲ」を開講する。

(「刑事実務演習Ⅰ」，「刑事実務演習Ⅱ」は開講しない。)

なお，平成29年度以降の開講予定については，当該年度に周知する。

注3) 「国際人権・刑事法」は，平成28年度は開講しない。

法 科 大 学 院
授 業 科 目

科目群	第 1 年次導入科目						
授業科目	法律基礎演習			単位	1	担当教員	糠塚・石綿・遠藤
配当年次		L 1	開講学期	前期 (4 月)		週間授業回数	1 回 (2 コマ連続)
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW501	

< 目 的 >

未修者が第1年次科目の学修を円滑に行うための学修支援科目である。主に憲法、民法、刑法を素材として、裁判手続の全体像や法的な考え方を学習することにより、法的思考力、文章表現力など、第1年次科目の学習に必要な能力の獲得を目的とする。

< 達成度 >

第1年次科目の内容を理解するために必要な法的思考ができ、理論的な文章として表現できる。

< 授業内容・方法 >

適宜、受講者を指名して発言を求め、授業内容を正確に理解できているか確認しながら進めていく。科目の性質上難しい質問をすることはないが、成績に反映するので、しっかり取り組んでもらいたい。

授業内容は以下のスケジュールを予定している。

1. オリエンテーション(糠塚)
2. 裁判制度概論(糠塚)
3. 民事訴訟手続における民法の姿(石綿)
4. 紛争解決手段としての民法(石綿)
5. 刑法の基本的な思考方法(遠藤)
6. 刑法の基本的な思考方法(遠藤)
7. 「切り札」としての憲法(糠塚)
8. 解釈基準としての憲法(糠塚)

< 授業時間外学習 >

詳細はTKC教育支援システム上または授業中に指示する。

< 教科書・教材 >

現在履修中の憲法・民法・刑法で使用している教科書をそれぞれ「教科書」として用いる。

必要な文献・資料については適宜配布する。

< 成績評価の方法 >

評価の8割は、筆記試験(学期末)の成績に基づき、残り2割は、授業時の応答内容等の平常点による。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

法科大学院で法学をはじめて学修する者(およびそれに準ずる者)は必ず履修すること。

原則として土曜日の午後2コマ連続して実施する。

科目群	第 1 年次科目						
授業科目	憲 法			単位	4	担当教員	中林 暁生
配当年次		L 1	開講学期	通年	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW502	

< 目 的 >

立憲主義、日本国憲法の下での統治機構および日本国憲法の保障する権利についての基本的な知識を修得することを目標とする。

< 達成度 >

- ・ 憲法に関する基本的な知識を、法学部の卒業生と同程度の水準において、修得する。
- ・ 憲法に関する具体的な事案について、問題の所在を的確に把握した上で、判例や学説を踏まえながら、当該事案についての自分なりの考えをまとめることができる。

< 授業内容・方法 >

1．授業の内容

憲法総論，人権論および統治機構論

2．教育の方法

授業の方法は、講義形式を原則とした上で、適宜、質疑応答を交えていく。
 なお、定期試験（2 回）とは別に、小テスト（10 分程度・6 回）を実施する。

3．予定

- 1 憲法の概念と立憲主義
- 2 憲法変動と憲法保障
- 3 日本憲法史
- 4 日本国憲法概観
- 5 日本国憲法による権利の保障
- 6 日本国憲法による権利の保障
- 7 国民・天皇
- 8 国会
- 9 国会
- 10 内閣
- 11 財政
- 12 地方自治
- 13 裁判所
- 14 裁判所
- 15 日本国憲法の基本原理
- 16 幸福追求権
- 17 法の下での平等
- 18 思想・良心の自由
- 19 表現の自由
- 20 表現の自由
- 21 表現の自由
- 22 表現の自由
- 23 結社の自由・通信の秘密・学問の自由

- 24 信教の自由と政教分離
- 25 職業選択の自由
- 26 財産権
- 27 人身の自由と刑事手続上の保障
- 28 参政権
- 29 国務請求権・社会権
- 30 社会権

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC で周知する。

< 教科書・教材 >

教科書

市川正人『基本講義 憲法』（新世社、2014 年）
憲法判例研究会編『判例プラクティス憲法〔増補版〕』（信山社、2014 年）

参考書

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第 6 版〕』（岩波書店、2015 年）
佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011 年）
野中俊彦＝中村睦男＝高橋和之＝高見勝利『憲法〔第 5 版〕』『憲法〔第 5 版〕』（有斐閣、2012 年）
長谷部恭男＝石川健治＝穴戸常寿編『憲法判例百選〔第 6 版〕』『憲法判例百選〔第 6 版〕』（有斐閣、2015 年）

< 成績評価の方法 >

小テストの成績（30％）、定期試験の成績（60％）および平常点（10％）によって評価する。

< その他 >

初回の授業の予習については、TKC 上に掲示するので、必ず予習をして授業に臨むこと。

科目群	第 1 年次科目						
授業科目	行政法			単位	2	担当教員	稲葉 馨
配当年次		L 1	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW503	

< 目 的 >

基幹行政法（L 2 科目）の授業にのぞむことができるだけの実力をつけることを目標に、行政法の基本知識を学ぶ。まず、最初の3回は、レクチャー形式で「行政法への入門」を試みる。

その後は、主要なテーマをとりあげ、テキスト・配布資料を用いながら、事前に提示した【課題・質問】を中心に、質疑応答をまじえて授業を進め、「行政法の基礎力」の修得をはかる。

なお、小テスト（10分程度、2回予定）を実施する。

< 達成度 >

- ・行政法の基礎概念および基礎理論を正確に理解できる。
- ・行政法に関する法解釈論上の基本的な論点について、問題の所在および所論の基礎にある「考え方」を理解できる。
- ・行政法に関連する典型的な紛争事案について、その法的論点を示し、基礎的な知識を用いて、当該論点に関する自分なりの考えをまとめることができる。

< 授業内容・方法 >

（1）行政法入門

- 1 行政法とは - 3つに分けて考える行政法（テキスト第1章第1節）
- 2 行政組織法の概要（テキスト第1章第1節④（1））
- 3 行政活動の諸態様 - 行為形式論（テキスト第2章・第3章第1節）

（2）行政法の主要テーマ

- 4 行政法の基本原理 - 「法律による行政」の原理を中心に（テキスト第1章第2節）
- 5 行政行為（行政処分）について（テキスト第2章第3節）
- 6 行政指導 - その法的統制（テキスト第2章第5節）
- 7 行政上の義務履行確保制度（テキスト第3章第3節）
- 8 公正・透明な行政手続 - 行政手続法の意義と特色（テキスト第1章第2節② / 第2章第3節⑤）
- 9 情報の管理・公開・保護制度—各制度のポイント（テキスト第3章第2節）
- 10 行政訴訟制度のポイント - 行政事件訴訟の類型と要件（テキスト第4章第2節①・⑤）
- 11 取消訴訟の訴訟要件—3大訴訟要件を中心に（テキスト第4章第2節②）
- 12 行政訴訟における仮の救済・行政上の不服申立て（テキスト第4章第1節・第2節⑥）
- 13 国家賠償法の概要（テキスト第5章第1節・第2節）
- 14 国家賠償法の主要論点（テキスト第5章第2節）
- 15 損失補償制度のポイント（テキスト第5章第3節）

< 授業時間外学習 >

毎回、原則として前週の金曜日までに、予習・復習課題等をTKCで周知する。

< 教科書・教材 >

テキスト：稲葉馨＝人見剛＝村上裕章＝前田雅子『行政法（第3版）』有斐閣（2015年刊）

教材：レジュメ・資料を適宜配布する。

【参考書】

- ・塩野宏『行政法（第6版）』有斐閣（2015・2016年刊）

- ・ 宇賀克也『行政法概説 ・ （第5版）』有斐閣（2013・2015年刊）
- ・ 宇賀 = 交告 = 山本編『行政判例百選 ・ （第6版）』有斐閣（2012年刊）
- ・ 中原茂樹『基本行政法（第2版）』（日本評論社、2015年刊）

<成績評価の方法>

定期（期末）試験の成績のほか、小テスト（2回予定）、質疑応答等による平常点を加味して評価する。
定期試験の割合は、8割～9割を予定。

なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	第 1 年次科目					
授業科目	民法			単位	4	担当教員 久保野 恵美子
配当年次		L 1	開講学期	通年	週間授業回数	1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW504

< 目 的 >

民法のうち講学上「民法総則」といわれる部分（前期）及び「事務管理・不当利得・不法行為」の部分（後期）を学習する。次年度以降の授業に参加するためにも、当該領域の基礎知識を理解し、これを使って簡単な事例を解決する応用力を身につけることを目標とする。

< 達成度 >

民法総則・事務管理・不当利得・不法行為の分野の基本的なルールや考え方について、基礎的な理解を得たうえで、基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法解釈論をその根拠とともに提示し、結論を導くことができるようになる。

< 授業内容・方法 >

授業は、重要な事項についての教員からの説明を中心として、補助的に質疑応答を交える形で行われる。基本用語や細かい条文知識などの習得については、基本的に、受講者の自習（教科書の熟読や短答式問題演習）に期待される。

○ 進行予定

本授業の内容は、「民法総則」と「事務管理・不当利得・不法行為」とに分かれる。

〔民法総則（前期）〕

- 1 導入：民法の基本構造と民法総則の位置づけ
- 2 法律行為（1）
- 3 法律行為（2）
- 4 法律行為（3）
- 5 法律行為（4）
- 6 法律行為（5）
- 7 代理（1）
- 8 代理（2）
- 9 代理（3）
- 10 法人（1）
- 11 法人（2）
- 12 時効（1）
- 13 時効（2）
- 14 時効（3）
- 15 まとめ：制度横断的検討

〔事務管理・不当利得・不法行為（後期）〕

- 1 不法行為法の意義と特徴
- 2 不法行為責任の要件 —総論、責任阻却事由
- 3 不法行為責任の要件 —損害、因果関係
- 4 不法行為責任の要件 —権利・利益侵害又は違法性
- 5 不法行為責任の要件 —権利・利益侵害又は違法性
- 6 不法行為責任の要件 —故意・過失
- 7 不法行為責任の要件 —事件類型別の検討
- 8 不法行為責任の効果 —損害賠償請求主体、損害賠償の範囲等
- 9 不法行為責任の効果 —損害額の算定、非金銭的救済等
- 10 賠償減額事由（過失相殺、損益相殺等）
- 11 特殊不法行為責任 —他人の行為による不法行為責任
- 12 特殊不法行為責任 —物の作用による不法行為責任
- 13 特殊不法行為責任 —共同不法行為
- 14 事務管理・不当利得 —侵害利得、給付利得
- 15 事務管理・不当利得 —特殊な給付利得、多数当事者型の不当利得

<授業時間外学習>

授業中の指示及びT K Cへの掲載により、事前に教科書の該当箇所及び判例を指示するので、できるだけ予習をして参加することが期待される。復習として、授業で用いたレジュメ・教科書・判例集を用いて、自分でアウトプットできるようになるまで知識を定着させることが求められる。

<教科書・参考書>

- 1 教科書：追ってT K Cで指示する。

- 2 判例教材

内田貴ほか『民法判例集〔総則・物権〕第2版』（2014年、有斐閣）

瀬川信久ほか『民法判例集〔債権各論〕第3版』（2008年、有斐閣）

- 3 参考書

- ・授業の前に、道垣内弘人『リーガルベシス民法入門』（2014年、日本経済新聞社）の該当箇所を読むしておくこと。
- ・その他の参考書については、授業中に案内をする。

<成績評価の方法>

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。

評価の8割は、筆記試験（各学期末に行われるもの）の成績に基づき、残り2割は、授業時の応答や小テスト等を考慮した平常点に基づく。

評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。なお、筆記試験の受験資格の有無は、学期ごとの出欠状況を基準に判断されるので、注意されたい。また、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

オフィシアワーの日時は、別途案内する。

科目群	第 1 年次科目					
授業科目	民法			単位	4	担当教員 中原 太郎
配当年次		L 1	開講学期	前期	週間授業回数	2 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW505

< 目 的 >

本講義では、民法第 3 編第 1 章および第 2 章に規定されている、債権総則（債権総論）および契約（契約法）を扱う。契約法は民法の中でも特に重要な分野であり、条文・判例の量も少なくないため、かなりの学習量が必要となる。また、債権総論は、債権一般の機能や効果に関わる点で抽象度が高く、応用可能性も広い。本講義を通じて、両分野に関する基本事項を習得するとともに、比較的単純な事例に適用する力を身につけることが期待される。もっとも、授業時間の制約上、講義で扱う内容は限られるため、受講者各自が十分な予習・復習を行う必要がある。

なお、現在、民法（債権関係）の改正作業が大詰めを迎えており、受講者には、現行法のみならず法案の内容についても理解することが求められる。

< 達成度 >

契約法および債権総論の分野の全体構造および基本的ルールを把握し、それを用いた法的議論を展開できるようにするとともに、具体的事例へのアプローチの方法をつかむ。

< 授業内容・方法 >

授業は、担当教員による基本事項の解説からなる。判例や事例について受講者に回答してもらうこともある。

原則として、契約総論、契約各論、債権総論の順に講義を進めるが、特定の事項につき、便宜上順序を入れ替えることもある。以下のスケジュールを予定している。

- 第 1 回 債権法・契約法の全体像（その 1）
- 第 2 回 債権法・契約法の全体像（その 2）
- 第 3 回 契約の成立
- 第 4 回 契約の効力（その 1） - 当事者 / 内容 / 履行
- 第 5 回 契約の効力（その 2） - 履行障害 / 反対債務の履行障害
- 第 6 回 契約の効力（その 3） - 履行障害 / 反対債務の履行障害
- 第 7 回 契約の終了
- 第 8 回 各種契約類型概観
- 第 9 回 権利移転型契約（その 1） - 売買・交換
- 第 10 回 権利移転型契約（その 2） - 売買・交換
- 第 11 回 権利移転型契約（その 3） - 贈与
- 第 12 回 貸借型契約（その 1） - 消費貸借
- 第 13 回 貸借型契約（その 2） - 賃貸借
- 第 14 回 貸借型契約（その 3） - 賃貸借
- 第 15 回 役務提供型契約（その 1） - 雇用・請負
- 第 16 回 役務提供型契約（その 2） - 委任・寄託
- 第 17 回 その他の契約類型 - 組合・和解・終身定期金
- 第 18 回 債権の目的・種類・効力、履行の強制
- 第 19 回 債務不履行による損害賠償、受領遅滞（その 1）
- 第 20 回 債務不履行による損害賠償、受領遅滞（その 2）
- 第 21 回 債権の消滅（その 1）

- 第 22 回 債権の消滅（その 2）
- 第 23 回 多数当事者の債権債務関係（その 1）
- 第 24 回 多数当事者の債権債務関係（その 2）
- 第 25 回 債権債務の移転（その 1）
- 第 26 回 債権債務の移転（その 2）
- 第 27 回 債務者の責任財産の保全（その 1）
- 第 28 回 債務者の責任財産の保全（その 2）
- 第 29 回 問題演習（その 1）
- 第 30 回 問題演習（その 2）

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC で周知する。

< 教科書・教材 >

民法改正の内容については、適宜資料を配布する。

1 教科書

潮見佳男『基本講義債権各論（第 2 版）』（新世社、2009 年）

角紀代恵『基本講義債権総論』（新世社、2008 年）

2 判例集

瀬川信久ほか『民法判例集 債権各論（第 3 版）』（有斐閣、2008 年）

瀬川信久ほか『民法判例集 担保物権・債権総論（第 3 版）』（有斐閣、2014 年）

3 参考書

山本敬三『民法講義 -1』（有斐閣、2005 年）

中田裕康『債権総論（第 3 版）』（岩波書店、2013 年）

< 成績評価の方法 >

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。

評価の 8 割は、筆記試験（学期末に行われるもの）の成績に基づき、残り 2 割は、授業時の応答やテストなどを考慮した平常点に基づく。

評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の 1 つとなる。

< その他 >

オフィスアワーの日は、別途案内する。

科目群	第 1 年次科目						
授業科目	民法			単位	4	担当教員	水野 紀子 中原 太郎
配当年次		L 1	開講学期	通年	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW506	

< 目 的 >

本授業は、民法の家族法と物権法領域について基本的な思考方法と論理構造を理解し、自らそれらを用いて法的な議論ができる能力を培うことを目的とする。

< 達成度 >

民法の家族法および物権法の分野の基本的なルールや考え方について、基礎的な理解を得たうえで、基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法解釈論をその根拠とともに提示し、結論を導くことができるようになる。

< 授業内容・方法 >

受講者は民法の初心者进行予定するが、短期間で広範な民法全領域を修得するには、受講者の積極的な予習が不可欠となる。毎回の講義は、あらかじめ教員から指示された範囲について文献を読了した上で受講することが前提とされる。

本授業の具体的内容は、以下のように家族法と物権法に分けられる。

○ 家族法

従来、日本の家族法学においては、民法の財産法学と比較すると、解釈学より家族のあり方をめぐる価値観や法社会学的評価の相違が論じられることが多かった。しかしこの講義では、民法解釈学の基礎について講義したい。家族法は財産法と同様に民法なのであり、まず民法解釈学としての家族法学を身につけてもらいたいからである。とくに相続法は、財産法の応用問題のような解釈論が必要になる民法解釈学の領域である。2単位の時間的制約のなかで可能な限り、これらの解釈論にも触れたい。

- 1 序 論：1) 家族・家族法とは何か(1)
- 2) 戸籍制度・家事事件処理手続き(2)
- 2 親族法：1) 親族(3)
- 2) 婚姻・婚姻の解消(4～6)
- 3) 実親子法・養子法(7～8)
- 4) 親権法・後見法(9)
- 5) 扶養法(10)
- 3 相続法：1) 相続法の構造(11)
- 2) 相続人・相続分・相続の要件など(12)
- 3) 相続の効力(13～14)
- 4) 遺言・遺留分(15)

(教科書・参考書)

- 1 教科書 前田陽一ほか『民法 (親族・相続)』(第3版)』(有斐閣、2015年)
主に自習の予習・復習用に用いるものとし、講義では必ずしも教科書通りには進行しない。
- 2 判例教材 民法判例百選 (有斐閣、2015年)
内田貴ほか『民法判例集(親族・相続)』(有斐閣、2014年)

○ 物権法

物権総論・担保物権法の両方を扱う。授業時間の制約上、講義で扱う内容は限られるため、受講者各自が十分な予習・復習を行う必要がある。以下のスケジュールを予定している。

- 第 1 回 総論、物権の取得・喪失
- 第 2 回 物権的請求権等
- 第 3 回 物権変動総論、不動産物権変動（その 1）
- 第 4 回 不動産物権変動（その 2）
- 第 5 回 動産物権変動
- 第 6 回 所有権（含：入会権）
- 第 7 回 用益物権（除：入会権）
- 第 8 回 担保物権総論、各種担保物権概観
- 第 9 回 抵当権（その 1）
- 第 10 回 抵当権（その 2）
- 第 11 回 抵当権（その 3）
- 第 12 回 譲渡担保（その 1）
- 第 13 回 譲渡担保（その 2）
- 第 14 回 譲渡担保（その 3）
- 第 15 回 その他の担保物権

（教科書・参考書）

- 1 教科書 安永正昭『講義 物権・担保物権法（第 2 版）』（有斐閣、2014 年）
- 2 判例教材 内田貴ほか編『民法判例集 総則・物権（第 2 版）』（有斐閣、2014 年）
瀬川信久ほか編『民法判例集 担保物権・債権総論（第 3 版）』（有斐閣、2014 年）
- 3 参考書 佐久間毅『民法の基礎 2 物権』（有斐閣、2006 年）
道垣内弘人『担保物権法（第 3 版）』（有斐閣、2008 年）

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC で周知する。

< 成績評価の方法 >

各回の討論の内容および各期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。評価の 9 割は、筆記試験（学期末に行われるものに加えて、授業時間中に必要に応じて行われる小テストを含む）の成績に基づき、残りの 1 割は、平常点（授業中における応答内容等を材料として授業にどれくらい効果的に参加したか）に基づき、行う。評価方法の具体的内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。なお、成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

オフィスアワーについては、別途、案内する。

科目群	第 1 年次科目						
授業科目	刑法			単位	4	担当教員	成瀬 幸典
配当年次		L 1	開講学期	通年	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW507	

< 目 的 >

この講義は、法曹になるために必要不可欠な刑法の基本的な枠組みを理解することを目的としています。刑法の理論的・体系的理解を目指しますが、受講生が、将来、法曹になることを希望していることを踏まえ、実務を意識した実践的な問題にも触れる予定です。

< 達成度 >

刑法に関する基本的な解釈論上の論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができるようになること、および、基本的な解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、自分の結論を基礎づけることができるようになることがこの講義の目標ですので、後述のように、成績評価もこの観点から行います。

< 授業内容・方法 >

講義は、第 1 部（前期）と第 2 部（後期）に分かれます。

第 1 部では、犯罪の成立に関する一般的な理論である「刑法総論」において論じられている問題を 15 のテーマに分けて、第 2 部では、個々の犯罪固有の問題を扱う「刑法各論」の諸問題を 15 のテーマに分けて扱います。

あらかじめ、「事例・設問」、「必読判例」、「必読文献」、「参考判例」、「参考文献」等が示された予習課題を TKC 上に掲示しますので、それに基づいて予習をして、講義に出席してください。講義では、教員が設問についての解説を行います。その際、適宜、学生を指名して発言を求めます。その発言は、成績評価の対象となりますから、十分に予習をして講義に臨んでください。学生の皆さんは、法学未修者ですから、高度な内容の発言が期待されているわけではありません。読むべき文献・判例を読んでもらえば、答えられるような質問が行われると考えてください。

具体的な講義の進行予定は以下のとおりです。

（第一部）

- 第 1 講 刑法の目的と罪刑法定主義
- 第 2 講 構成要件該当性 1—実行行為と危険概念
- 第 3 講 構成要件該当性 2—不作為犯
- 第 4 講 構成要件該当性 3—因果関係
- 第 5 講 違法性 1—違法性の本質と違法性阻却事由
- 第 6 講 違法性 2—正当防衛と緊急避難 1
- 第 7 講 違法性 3—正当防衛と緊急避難 2
- 第 8 講 責任 1—責任の本質と責任能力
- 第 9 講 責任 2—故意
- 第 10 講 責任 3—過失
- 第 11 講 未遂犯
- 第 12 講 正犯と共犯
- 第 13 講 共同正犯
- 第 14 講 教唆犯と幫助犯
- 第 15 講 罪数

(第二部)

- 第 1 講 個人的法益に対する罪 1 —生命・身体に対する罪 1
- 第 2 講 個人的法益に対する罪 2 —生命・身体に対する罪 2
- 第 3 講 個人的法益に対する罪 3 —自由に対する罪
- 第 4 講 個人的法益に対する罪 4 —名誉・信用に対する罪など
- 第 5 講 個人的法益に対する罪 5 —財産に対する罪 1
- 第 6 講 個人的法益に対する罪 6 —財産に対する罪 2
- 第 7 講 個人的法益に対する罪 7 —財産に対する罪 3
- 第 8 講 個人的法益に対する罪 8 —財産に対する罪 4
- 第 9 講 個人的法益に対する罪 9 —財産に対する罪 5
- 第 10 講 個人的法益に対する罪 10 —財産に対する罪 6
- 第 11 講 社会的法益に対する罪 1 —公共の平穩に対する罪
- 第 12 講 社会的法益に対する罪 2 —偽造罪 1
- 第 13 講 社会的法益に対する罪 3 —偽造罪 2
- 第 14 講 国家的法益に対する罪 1 —国家の作用に対する罪 1
- 第 15 講 国家的法益に対する罪 2 —国家の作用に対する罪 2

<授業時間外学習>

*詳細は TKC で周知します。

<教科書・教材>

第 1 部について、基本書は特に指定しませんが、個々の問題に関する判例の立場を確認するために、成瀬幸典 = 安田拓人『判例プラクティス刑法 総論』(信山社)を使用します。

第 2 部については、西田典之『刑法各論(第 6 版)』(弘文堂)及び成瀬幸典 = 安田拓人 = 島田聡一郎『判例プラクティス刑法 各論』(信山社)を使用します。

<成績評価の方法>

成績の評価は、学期末(前期及び後期の 2 回)に行う筆記試験と講義における発言・態度などを総合的に考慮して行います(筆記試験 80 %程度、平常点 20 %程度を予定しています)。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の 1 つとなります。

科目群	第 1 年次科目				
授業科目	商 法		単位	4	担当教員 吉原 和志
配当年次	L 1	開講学期	後期	週間授業回数	2 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW508	

< 目 的 >

企業組織および企業取引に関する法領域である商法について、その基本的な概念や制度を理解した後、法律家としてその修得が不可欠な分野として特に会社法を中心に学習する。

概念や制度をなぜそれらが存在するのかという理論の根拠から理解するとともに、変動著しい現代の経済社会において商法がどのように運用され、また変容しつつあるかということをたえず意識し、2 年次以降の実践的能力養成に必要な基礎的な能力を身に付けることを目標とする。

< 達成度 >

重要な概念・制度・条文について、その内容や趣旨などを理解し説明できるようにする。

短い事例問題について、重要な事実を抽出・分析し、条文や判例をあてはめて結論を導く基礎的な能力を身に付ける。

< 授業内容・方法 >

受講者が予習課題に沿って教科書や関連判例に眼を通し予習してきたことを前提として、重要な問題や論点について、できるだけ具体例を用い、実際の運用に眼を向けながら、説明・検討を加えていく。

商法と呼ばれる法分野には、会社法、商法総則、商行為法・商取引法、手形法・小切手法、保険法・海商法が含まれるが、実務での重要性および時間の制約から、この授業では会社法に全体の 4 分の 3 以上の時間を割く予定である。

- [01] 商法の意義 / 商人と商行為
- [02] 会社法総論 —— 企業と会社 / 会社の種類
- [03] 会社法総論 —— 法人性
- [04] 会社法総則 (商法総則) —— 商号・使用人
- [05] 会社法総則 (商法総則) —— 事業譲渡・商業登記
- [06] 株式会社の運営機構 - - 総論
- [07] 機関の構築 / 機関相互間における権限の分配
- [08] 株主の議決権 / 株主総会の招集・議事・決議 / 株主総会決議の瑕疵
- [09] 取締役会と代表取締役
- [10] 取締役と会社との利害調整 - - 競業取引の規制
- [11] 取締役と会社との利害調整 - - 利益相反取引の規制
- [12] 取締役の会社に対する責任 / 代表訴訟
- [13] 取締役の第三者に対する責任
- [14] 株式会社の監視・監督機構 / 監査役・会計監査人
- [15] 株式会社の監視・監督機構 / 監査役・会計監査人
- [16] 株式会社の資金調達 / 株式の種類 / 募集株式の発行等
- [17] 違法な募集株式の発行等に対する救済
- [18] 違法な募集株式の発行等に対する救済
- [19] 新株予約権 / 社債
- [20] 株式譲渡の自由と制限 / 株式譲渡の法律関係
- [21] 会社の設立 / 解散・清算
- [22] 組織再編・企業結合・企業買収 - - 各種組織再編の概要
- [23] 組織再編・企業結合・企業買収 - - 組織再編における株主と債権者の保護

- [24] 組織再編・企業結合・企業買収 - - 組織再編における株主と債権者の保護
- [25] 組織再編・企業結合・企業買収 - - 企業買収
- [26] 会社の計算をめぐる法規制
- [27] 株式単位の調整ほか
- [28] 企業取引と民法・商法——商行為法
- [29] 企業取引の補助者・仲介者 / 物流取引
- [30] 手形・小切手の意義と機能

< 授業時間外学習 >

予習課題は、授業の際にプリントを配布する。

授業で学んだことを記憶として定着させるためには、その日のうちに（遅くとも週内に）復習することが重要である。

< 教科書・教材 >

開講時までに指定する。

別冊ジュリスト『会社法判例百選 [第 3 版]』（有斐閣 2016 年秋刊行予定）

項目ごとに予習課題を配布するほか、必要に応じ、適宜参考文献を紹介し、関連資料を配布する。

< 成績評価の方法 >

学期末に実施する筆記試験の成績（67 % 程度）および中間試験の成績や授業中における質疑応答の状況（33 % 程度）を勘案して、総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなる。

科目群	第 1 年次科目						
授業科目	民事訴訟法			単位	2	担当教員	坂田 宏
配当年次		L 1	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW509	

< 目 的 >

わが国の民事訴訟法の基本的な仕組みを知り、訴えの提起から判決に至るまでの手続過程において問題となる基礎的概念や理論の問題点を理解することを目的とする。

< 達成度 >

民事裁判の手続過程において生じる法解釈論上の基本的問題点について、理論的な把握と、法的根拠に基づいた事案解決を導き出せる能力を培い、その解決に必要な事実を摘示して、自分の結論を基礎づけることができる能力を養成する。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容

授業は、手続を時間軸に沿って説明している山本＝長谷部＝松下『民事訴訟法』（有斐閣アルマ・最新版）に依拠しつつ行う。

2. 授業方法

授業では、受講者が事前に教科書・参考書・判例百選その他の資料を熟読していることを前提として、法学未修者がその内容を正確に理解しうるよう、質疑応答をも交えながら講義する。授業後の復習においては、民事訴訟法に関する教科書・参考書・基本書などから必要な情報を各自収集することが期待される。何が信頼に値する資料であるかに関する情報は担当教員の側から随時提供していく。

3. 予定（計 15 回）

民事訴訟の役割・特徴・限界・理念（オリエンテーションを兼ねて）〔10/7〕

民事訴訟法を学ぶにあたって（民事訴訟法を輪切りにする！）〔10/14〕

訴えの提起／訴状の記載事項（1）：訴え・訴えの利益〔10/21〕

訴状の記載事項（2）：民訴法 133 条 2 項（請求の趣旨・原因／当事者）〔10/28〕

訴状の記載事項（3）：当事者適格／法定代理・訴訟代理〔11/4〕

訴状の提出・第 1 回期日の準備（管轄／重複訴訟の禁止／訴状審査・送達）〔11/11〕

口頭弁論／弁論主義（1）〔11/18〕

弁論主義（2）／口頭弁論における当事者の行為〔11/25〕

裁判所による口頭弁論の指揮／口頭弁論の準備〔12/2〕

証拠調べと事実認定（1）：証拠調べ手続〔12/9〕

証拠調べと事実認定（2）：事実認定／判決事項と訴訟要件〔12/16〕

判決の効力（1）〔1/6〕

小テスト&中間講評〔1/13〕

判決の効力（2）〔1/20〕

訴訟手続の中断&請求・当事者の変動／上訴の基礎〔1/27〕

後期試験

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC で周知する。

<教科書・教材>

教科書は、山本弘＝長谷部由紀子＝松下淳一『民事訴訟法』（有斐閣アルマ・最新版）である。

参考書は、三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法』（有斐閣 Legal Quest・最新版）を強く推奨する。

判例集としては、民事訴訟法判例百選（最新版・有斐閣）や上原ほか『基本判例民事訴訟法』（有斐閣・最新版）がある。

基本書として定評があるものに、新堂幸司『新民事訴訟法』（弘文堂）、伊藤眞『民事訴訟法』（有斐閣）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）（下）』（有斐閣）、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法』（弘文堂）（すべて最新版）などがある。

<成績評価の方法>

定期（後期）試験 90 %、平常点 10 %で評価する。12 月末に行う小テストは平常点の参考とする。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の 1 つとなる。

<その他>

定例のオフィスアワーのほか、本授業及び「基幹民事訴訟法」の授業後の一定時間に質問等を受け付ける。

科目群	第 1 年次科目						
授業科目	刑事訴訟法			単位	2	担当教員	井上 和治
配当年次		L 1	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW510	

< 目 的 >

刑事訴訟法の全体をひと通り学習するとともに、個々の問題領域における最も代表的・指導的な裁判例の検討を通じて、下記の<達成度>に到達することを目的とする。

< 達成度 >

検討を求められる比較的単純な事案につき、当該事案における事実関係を丁寧に整理・分析し、問題となる法的論点を明らかにすることができる。

当該論点に関連しうる最も代表的・指導的な裁判例（多くの場合は最高裁判例）の内容（事案及び判示の双方）を正確に理解している。

当該事案と関連判例の事案の共通点及び相違点を明らかにし、関連判例の射程が当該事案に及ぶか否かを的確に検討することができる。

関連判例の内容及び射程に関する理解を前提としたうえで、当該事案に適用すべき法規範を的確に選択することができる。

当該事案から個々の具体的事実を抽出・摘示し、それらの事実法規範を的確に適用することにより、合理的・説得的な結論に到達することができる。

< 授業内容・方法 >

講義及び受講者との対話・討論によって授業を進める。レジュメ等の講義資料をTKCを通じて事前配布するので、受講者は、レジュメの末尾に記載された予習案内に従い、教科書の該当部分を読んで問題領域の全体を概観した後、レジュメの設問に（判例集や基礎資料等を読み込みつつ）十分な検討を加えたうえで、授業に臨むことが求められる。

- 第 1 回 刑事訴訟法序説
- 第 2 回 強制捜査と任意捜査
- 第 3 回 捜査の端緒
- 第 4 回 逮捕・勾留
- 第 5 回 被疑者等の取調べ
- 第 6 回 捜索・差押え
- 第 7 回 捜索・差押え
- 第 8 回 接見交通
- 第 9 回 起訴状の記載
- 第 10 回 訴因変更の要否
- 第 11 回 訴因変更の可否
- 第 12 回 証拠法総論
- 第 13 回 違法収集証拠排除法則
- 第 14 回 自白法則
- 第 15 回 伝聞法則

< 授業時間外学習 >

予習については前記<授業内容・方法>のとおりである。なお、レジュメの末尾に掲記した参考文献は、予習の際に読み込む必要はなく（無論、余裕があれば読み込んでも構わないが）復習に際して適

宜参照すれば足りる。

後掲の教科書のうち、授業で扱う余裕のない部分については、来年度の基幹刑事訴訟法に備え、自分自身で読み込んでおくことが求められる。

<教科書・教材>

- ・教科書 酒巻匡『刑事訴訟法』(有斐閣、2015年)
- ・判例集 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選(第9版)』(有斐閣、2011年)

<成績評価の方法>

期末試験(80%)、平常点(授業中の対話・討論における貢献度等)(20%)による。前記<達成度>を重要な指標として成績評価を行う。

欠席は、平常点における減点事由とする(総合成績の10%を限度として適宜減点する)。遅刻及び途中退出は欠席として扱う。

<その他>

合格発表に際し、この授業が始まるまでの間に三井誠・酒巻匡『入門刑事手続法(第6版)』(2014年)に目を通しておくよう指示してあるので、この授業は、受講者が同書に書かれている程度の最低限の基本的知識を有していることを前提に進める。

科目群	基幹科目						
授業科目	基幹憲法			単位	2	担当教員	糠塚 康江
配当年次		L 2	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW601	

< 目 的 >

この授業では、第1年次に配当される「憲法」で養われた知識を前提としつつ、憲法訴訟に関する訴訟実務を対象とした憲法上の専門的諸問題について詳細に検討する。それを通じて、法曹実務家として有することの望まれる、憲法訴訟についての知識・思法・法技術を習得することが目的となる。

< 達成度 >

第1年次に学んだ憲法に関する基本的事項の理解を前提として、その体系的な知識によって具体的な事例に対する説得的な結論を自分の力で導き出すために必要な能力（複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成することができる能力、判例等において示された、当該事案に適用すべきルールを的確に選択し、それを精確に表現・展開する能力、事案の解決に必要な事実を当該事案から抽出し、自らの判断の根拠を説得的に提示する能力など）を養うこと。

とりわけ、その事案における憲法上の問題とは何であるか、具体的な訴訟（民事・刑事・行政）において、そのような問題についての憲法上の主張はどのように構成しうるのか、の2点を検討できる基礎的能力を身につけること。

< 授業内容・方法 >

戦後の最高裁判例および下級審の重要裁判例を検討するケース・スタディが予定されている。いわゆる「憲法訴訟」の中で、憲法上の主張をどのように構成しうるのか、という観点から、判例及び裁判例の検討を行う。毎回、授業中ないしTKC教育支援システム上で予習課題を提示する予定である（初回についてはTKC教育支援システム上での提示となる）。授業は、予習課題を踏まえつつ、教員による質問とそれに対する受講生の応答という形で進めていく。なお、各回で採り上げる判例・裁判例の詳細は、初回の講義で指示する。

1. オリエンテーション（憲法判例の読み方を含む）
2. 憲法判例研究
3. 憲法判例研究
4. 憲法判例研究
5. 憲法判例研究
6. 憲法判例研究
7. 憲法判例研究
8. 憲法判例研究
9. 憲法判例研究
10. 憲法判例研究
11. 憲法判例研究
12. 憲法判例研究
13. 憲法判例研究
14. 憲法訴訟
15. 憲法訴訟

< 授業時間外学習 >

詳細は授業中に、またはTKC教育支援システム上で指示する。

<教科書・教材>

小山剛『「憲法上の権利」の作法 新版』(尚学社、2011 年)

穴戸常寿編『憲法演習ノート—憲法を楽しむ 21 問』(弘文堂、2015 年)〔副教材〕

<参考書>

渡辺康行・工藤達朗・松本和彦・穴戸常寿『憲法 1』(日本評論社、2016 年)〔刊行予定〕

芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法第 6 版』(岩波書店、2015 年)

高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第 3 版〕』(有斐閣、2013 年)

辻村みよ子『憲法〔第 5 版〕』(日本評論社、2016 年)〔刊行予定〕

長谷部恭男＝石川健治＝穴戸常寿編『憲法判例百選〔第 6 版〕』『憲法判例百選〔第 6 版〕』(有斐閣、2013 年)

憲法判例研究会編『判例プラクティス憲法〔増補版〕』(信山社、2014 年)

そのほか、必要に応じて適宜指示する。

<成績評価の方法>

期末試験 90 %・平常点 10 %。成績評価に際しては、上記<達成度>が指標の 1 つとなる。

<その他>

教科書の改訂版が出た場合にはその改訂版を用いる。予習の指示にかかわらず、各自読み進めておくこと。

基本書は必ず 1 冊は手元において随時参照すること。

連絡等には、TKC 教育支援システムを用いる予定である。

科目群	基幹科目						
授業科目	基幹行政法			単位	4	担当教員	中原 茂樹
配当年次		L 2	開講学期	通年	週間授業回数		前期 1 回 後期 1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW602	

< 目 的 >

この授業では、行政法の実務と理論の両面から見て重要な問題を網羅的にとりあげ、判例を素材に、事案の多角的・実践的な分析・検討を行うことにより、行政をめぐる紛争事例が行政法的に見てどのような意味を有するか、また、その合理的な解決のためにどのような手段を用いることが適切かを学ぶ。

< 達成度 >

具体的な事案に関して、個別法の仕組みのもとで、行政活動が違法となるのはどのような場合か（あるいは、行政に関して、国民にどのような権利・義務が生じているか）それを訴訟等で争うにはどうすればよいか（訴訟類型の選択および訴訟要件の検討等）の2点を分析・検討できる基礎的能力を身につける。

< 授業内容・方法 >

以下の項目について、設例を多用した教材を用い、判例を手がかりとしながら、「行政法理論・通則的法律」と「個別法・事案」とを架橋する能力を養成することを目指す。

- 1．行政法の存在理由・行政法の特徴（判例の読み方を含む）
- 2．行政と法律との関係——法律による行政の原理
- 3．行政法の一般原則
- 4．行政組織法
- 5．行政過程論の骨格
- 6．行政処分手続（その1）
- 7．行政処分手続（その2）
- 8．行政裁量（その1）
- 9．行政裁量（その2）
- 10．行政立法
- 11．行政指導
- 12．行政契約
- 13．行政計画
- 14．行政調査
- 15．行政上の義務履行確保の手法
- 16．行政上の不服申立て
- 17．行政訴訟の類型および相互関係（その1）
- 18．行政訴訟の類型および相互関係（その2）
- 19．取消訴訟の対象（その1）
- 20．取消訴訟の対象（その2）
- 21．取消訴訟の対象（その3）
- 22．原告適格（その1）
- 23．原告適格（その2）
- 24．狭義の訴えの利益・執行停止
- 25．取消訴訟の審理・判決
- 26．無効等確認訴訟・義務付け訴訟

- 27. 差止訴訟・当事者訴訟・住民訴訟
- 28. 国家賠償法 1 条
- 29. 国家賠償法 2 条
- 30. 損失補償

< 授業時間外学習 >

予習として、下記教科書の設問について解答を考えた上で解説を読み、疑問点をまとめておくこと、および、教科書で言及されている判例について、ケースブックを読んでおくことが求められる。また、復習として、予習時の疑問が授業で解消されたかを確認し、予習時に理解が不十分であった点について定着を図ることが求められる。

< 教科書・教材 >

教科書として中原茂樹『基本行政法〔第 2 版〕』（日本評論社、2015 年）を、判例教材として稲葉馨ほか編『ケースブック行政法〔第 5 版〕』（弘文堂、2014 年）を用いる。

< 参考書 >（版は変更される場合がある）

塩野宏『行政法 〔第 6 版〕』・『行政法 〔第 5 版補訂版〕』（有斐閣）
小早川光郎『行政法上』・『行政法講義下 ・下 ・下 』（弘文堂）
宇賀克也『行政法概説 〔第 5 版〕』・『行政法概説 〔第 5 版〕』（有斐閣）
芝池義一『行政法総論講義〔第 4 版補訂版〕』・『行政救済法講義〔第 3 版〕』（有斐閣）
藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

< 成績評価の方法 >

期末試験 90 % ・平常点 10 %。期末試験は、前期・後期のそれぞれにおいて行い、両者を総合して最終的な成績評価とする。成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

科目群	基幹科目						
授業科目	基幹民法			単位	6	担当教員	渡辺・信濃・水野・久保野・中原（太）
配当年次		L 2	開講学期	通年	週間授業回数		前期 1 回 後期 2 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW603	

< 目 的 >

この授業では、L 1 ないし学部段階において得た主として民法に関する基本的な理解を前提とし、その裁判実務等における具体的適用のあり方を学ぶことを目的とする。

< 達成度 >

L 1 ないし学部段階で得た基本的な知識や理解を基礎とし、私法領域における紛争について、具体的事実を素材として、そこに含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行った上で結論を導くこと、既存のルールや考え方では解決の困難な問題についても、多角的な考察に取り組む基礎的能力を身に付けること、そして、こうした思考の過程を論理的にかつ的確に表現することができるようになること。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容

民法の重要論点について、具体的に裁判等で適用されることを前提とした上で、更に理解を深め、実践的应用能力を養うために、後掲 3「予定」に掲げた題材に関する事例を用い、各題材につき、問題点を抽出し、分析した上で総合的かつ多角的な検討を行う（ただし、題材によっては事例を用いずに授業の形式を採ることもありうる）。

2. 教育方法

基本的に、事例問題を素材として、担当教員と受講者・クラス全員の間で、双方向・多方向的な質疑応答及び討論を行うかたちで授業を進める。

3. 予定

民法の領域全般にわたる事例演習を行う講義（前期・後期各 2 単位相当：水曜日開講）と、主として不動産取引・登記制度に関わる具体的事例及び関連判例を素材として理論と実務の融合的理解に向けた検討を行う講義（後期 2 単位相当：金曜日開講）の 2 つのパートに分けて実施する。前者は、民法の重要論点について実践的应用能力を養うことを目的とするものであり、後者は、不動産取引を素材として、実体的権利関係、公示手段としての登記制度の実際及びこれらと関連する判例実務の状況を多角的に分析・検討することを通じて、理論と実務との架橋的学習を行うことを目指すものである。具体的には、以下のような講義スケジュールを予定している。

[事例演習（前期・後期各 2 単位相当）]

（前期）

（1）ガイダンス・民法判例の学習法

・契 約

- （2）動産売買 1（行為能力、契約の取消し・原状回復）
- （3）動産売買 2 売主の担保責任、無権代理・表見代理）
- （4）動産売買 3 契約の解除、損害賠償）
- （5）動産売買 4（継続的供給契約）
- （6）賃貸借 1（賃貸権の無断譲渡、信頼関係の破壊）
- （7）賃貸借 2（敷金、抵当権と賃借権）

- (8) 請負(注文者の報酬支払義務、請負の瑕疵担保)
- (9) 委任(死後の事務処理と委任、銀行預金契約)
- ・銀行取引・債権回収
- (10) 銀行取引(約款、預金契約)
- (11) 債権回収 1(責任財産の保全、債権の準占有者に対する弁済)
- (12) 債権回収 2(債権の譲渡、消滅時効)
- (13) 債権回収 3(多数当事者の債権債務、相殺)
- ・総合問題
- (14) 前期総合問題 1
- (15) 前期総合問題 2
- ・中間試験

(後 期)

- ・不法行為・不当利得
- (1) 不法行為 1(一般不法行為)
- (2) 不法行為 2(特殊不法行為)
- (3) 不当利得
- ・物権・担保物権
- (4) 物権 1(添付、費用償還)
- (5) 物権 2(占有)
- (6) 物権 3(共同所有)
- (7) 担保物権 1(不動産担保)
- (8) 担保物権 2(動産担保)
- (9) 担保物権 3(債権担保)
- ・家族法
- (10) 家族法 1(親族法の基礎、夫婦、親族)
- (11) 家族法 2(親子、親権、後見、扶養)
- (12) 家族法 3(法定相続、遺言相続)
- ・総合問題
- (13) 後期総合問題 1
- (14) 後期総合問題 2
- (15) 後期総合問題 3
- ・期末試験

[不動産取引・登記制度 (後期 2 単位相当)]

- (1) 不動産登記制度、登記簿の見方、登記請求権 1
- (2) 不動産登記制度、登記簿の見方、登記請求権 2
- (3) 中間省略登記、仮登記、登記と対抗問題 1
- (4) 中間省略登記、仮登記、登記と対抗問題 2
- (5) 不動産売買に関する諸問題 1
- (6) 不動産売買に関する諸問題 2
- (7) 抵当権の担保機能の拡大、賃料に対する物上代位、抵当権者による
抵当不動産の不法占有者の排除の方法 1
- (8) 抵当権の担保機能の拡大、賃料に対する物上代位、抵当権者による
抵当不動産の不法占有者の排除の方法 2
- (9) ~ (15) 重要判例 1 ~ 7
- ・以下のような判例を取り扱う予定である。変更の場合には、TKC にて事前に告知する。
最判平成 6 年 2 月 8 日民集 48 巻 2 号 373 頁
(物権的請求権の相手方)
最判平成 18 年 2 月 23 日民集 60 巻 2 号 546 頁

(民法 94 条 2 項・110 条の類推適用)

最判平成 18 年 1 月 17 日民集 60 巻 1 号 27 頁

最判平成 10 年 2 月 13 日民集 52 巻 1 号 65 頁

(不動産所有権及び地役権の時効取得と登記)

最判平成 13 年 3 月 13 日民集 55 巻 2 号 363 頁

最判平成 10 年 1 月 30 日民集 52 巻 1 号 1 頁

(抵当権者による物上代位と相殺・債権譲渡)

最判平成 21 年 7 月 3 日民集 63 巻 6 号 1047 頁

(担保不動産収益執行手続と相殺)

最判平成 18 年 10 月 20 日民集 60 巻 8 号 3098 頁

(不動産譲渡担保の目的物件の譲渡担保権者による処分)

最判平成 14 年 6 月 10 日判時 1791 号 59 頁

(相続と登記)

・後期試験

< 授業時間外学習 >

あらかじめ提示される事例問題等について、授業で行われる質疑応答及び討論に備えた十分な予習を行う必要がある。

< 教科書・教材 >

原則として、各回に授業で取り上げる事例問題を事前に TKC に掲載又は配布する。教科書は特に指定しないが、授業のなかで随時参考文献を示す。

< 成績評価の方法 >

[事例演習 (前期)]・[事例演習 (後期)]・[不動産取引・登記制度 (後期のみ)]ごとに筆記試験及び平常点により評価を行い、それらの平均点を最終成績とする。それぞれの評価は、筆記試験の成績を 80 %、授業時の応答内容等の平常点を材料として授業にどれくらい効果的に参加したかを 20 %として行う。

< その他 >

連絡等には、TKC の教育支援システムを用いる予定である。

オフィス・アワーについては別途案内する。

- (8) 請負(注文者の報酬支払義務、請負の瑕疵担保)
- (9) 委任(死後の事務処理と委任、銀行預金契約)
- ・銀行取引・債権回収
 - (10) 銀行取引(約款、預金契約)
 - (11) 債権回収 1(責任財産の保全、債権の準占有者に対する弁済)
 - (12) 債権回収 2(債権の譲渡、消滅時効)
 - (13) 債権回収 3(多数当事者の債権債務、相殺)
- ・総合問題
 - (14) 前期総合問題 1
 - (15) 前期総合問題 2
- ・中間試験
- (後 期)
- ・不法行為・不当利得
 - (1) 不法行為 1(一般不法行為)
 - (2) 不法行為 2(特殊不法行為)
 - (3) 不当利得
- ・物権・担保物権
 - (4) 物権 1(添付、費用償還)
 - (5) 物権 2(占有)
 - (6) 物権 3(共同所有)
 - (7) 担保物権 1(不動産担保)
 - (8) 担保物権 2(動産担保)
 - (9) 担保物権 3(債権担保)
- ・家族法
 - (10) 家族法 1(親族法の基礎、夫婦、親族)
 - (11) 家族法 2(親子、親権、後見、扶養)
 - (12) 家族法 3(法定相続、遺言相続)
- ・総合問題
 - (13) 後期総合問題 1
 - (14) 後期総合問題 2
 - (15) 後期総合問題 3
- ・期末試験
- [不動産取引・登記制度(後期 2 単位相当)]
 - (1) 不動産登記制度、登記簿の見方、登記請求権 1
 - (2) 不動産登記制度、登記簿の見方、登記請求権 2
 - (3) 中間省略登記、仮登記、登記と対抗問題 1
 - (4) 中間省略登記、仮登記、登記と対抗問題 2
 - (5) 不動産売買に関する諸問題 1
 - (6) 不動産売買に関する諸問題 2
 - (7) 抵当権の担保機能の拡大、質料に対する物上代位、抵当権者による
抵当不動産の不法占有者の排除の方法 1
 - (8) 抵当権の担保機能の拡大、質料に対する物上代位、抵当権者による
抵当不動産の不法占有者の排除の方法 2
 - (9)～(15) 重要判例 1 ～ 7
 - ・以下のような判例を取り扱う予定である。変更の場合には、TKC にて事前に告知する。
 - ①最判平成 6 年 2 月 8 日民集 48 巻 2 号 373 頁
(物権的請求権の相手方)
 - ②最判平成 18 年 2 月 23 日民集 60 巻 2 号 546 頁

科目群	基幹科目					
授業科目	基幹民法		単位	6	担当教員	渡辺・信濃・水野・久保野・中原（太）
配当年次	L 2	開講学期	通年	週間授業回数		前期 1 回 後期 2 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW603	

< 目 的 >

この授業では、L 1 ないし学部段階において得た主として民法に関する基本的な理解を前提とし、その裁判実務等における具体的適用のあり方を学ぶことを目的とする。

< 達成度 >

L 1 ないし学部段階で得た基本的な知識や理解を基礎とし、私法領域における紛争について、具体的事実を素材として、そこに含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行った上で結論を導くこと、既存のルールや考え方では解決の困難な問題についても、多角的な考察に取り組む基礎的能力を身に付けること、そして、こうした思考の過程を論理的にかつ的確に表現することができるようになること。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容

民法の重要論点について、具体的に裁判等で適用されることを前提とした上で、更に理解を深め、実践的应用能力を養うために、後掲 3「予定」に掲げた題材に関する事例を用い、各題材につき、問題点を抽出し、分析した上で総合的かつ多角的な検討を行う（ただし、題材によっては事例を用いずに授業の形式を採ることもありうる）。

2. 教育方法

基本的に、事例問題を素材として、担当教員と受講者・クラス全員の間で、双方向・多方向的な質疑応答及び討論を行うかたちで授業を進める。

3. 予定

民法の領域全般にわたる事例演習を行う講義（前期・後期各 2 単位相当：水曜日開講）と、主として不動産取引・登記制度に関わる具体的事例及び関連判例を素材として理論と実務の融合的理解に向けた検討を行う講義（後期 2 単位相当：金曜日開講）の 2 つのパートに分けて実施する。前者は、民法の重要論点について実践的应用能力を養うことを目的とするものであり、後者は、不動産取引を素材として、実体的権利関係、公示手段としての登記制度の実際及びこれらと関連する判例実務の状況を多角的に分析・検討することを通じて、理論と実務との架橋的学習を行うことを目指すものである。具体的には、以下のような講義スケジュールを予定している。

[事例演習（前期・後期各 2 単位相当）]

（前期）

（1）ガイダンス・民法判例の学習法

・契 約

- （2）動産売買 Ⅰ（行為能力、契約の取消し・原状回復）
- （3）動産売買 Ⅱ（売主の担保責任、無権代理・表見代理）
- （4）動産売買 Ⅲ（契約の解除、損害賠償）
- （5）動産売買 Ⅳ（継続的供給契約）
- （6）賃貸借 Ⅰ（賃貸権の無断譲渡、信頼関係の破壊）
- （7）賃貸借 Ⅱ（敷金、抵当権と賃貸権）

科目群	基幹科目						
授業科目	基幹商法			単位	4	担当教員	吉原 和志・森田 果
配当年次		L 2	開講学期	通年	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW605	

< 目 的 >

この授業では、L 1 ないし学部段階において得た商法に関する基本的な理解を前提とし、その裁判実務等における具体的適用のあり方を立体的・複合的に学ぶことを目的とする。

< 達成度 >

L 1 ないし学部段階で得た基本的な知識や理解を基礎とし、商法（特に会社法）領域における紛争について、具体的事実を素材として、そこに含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行った上で結論を導くこと、既存のルールや考え方では解決の困難な問題についても、多角的な考察に取り組む基礎的能力を身に付けること、そして、こうした思考の過程を論理的にかつ的確に表現することができるようになること。

< 授業内容・方法 >

1．授業内容

商法の重要論点について、具体的に裁判等で適用されることを前提とした上で、さらに理解を深め、実践的応用能力を養うことが目的とされる。具体的には、後掲3「予定」に掲げた題材に関する教材を用い、各題材につき、問題点を洗い出して分析したうえで総合的かつ多角的な検討を行う。なお、現実には、既存の法準則を前提とした事前のプランニングが法曹の活動においてきわめて重要な位置を占めるが、これについては、展開・先端科目群における企業法務演習に委ねられる。

2．教育方法

裁判例や事例問題を用いた教材（予習課題）を事前に配布する。各回の授業は、受講者全員が予習してきたことを前提として、原則として担当教員と受講者との質疑応答によって進めていく。したがって、受講者は、予習課題に含まれる法的問題に関する文献に眼を通し、毎回の授業において、具体的な事実に含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行い、法ルールを適用して妥当な結論を導くこと、その過程を論理的にかつ的確に表現することが求められる。このことを通じて、受講者は、従前の法律知識を、実践に応用可能な「生きた知識」へと変化させることとなる。

3．予定

[前期]

前期は、いわゆるコーポレート・ガバナンスを中心に扱う。

- (1) 株式会社の機関設計
（株式会社の機関設計と機関相互間の権限分配）
- (2) (3) 株主総会・取締役会の議事運営と決議の瑕疵
（取消・無効・不存在の区別と具体例ほか、商法判例の読み方）
- (4) (5) 取締役と会社との利害の対立
（競業取引、利益相反取引、役員報酬ほか）
- (6) (7) 取締役の対会社責任
（経営判断原則、法令違反行為、監視義務と内部統制ほか）
- (8) 対外的業務執行と取引の相手方の保護
（必要な決議を欠く行為、表見代表取締役、権限濫用ほか）
- (9) (10) 株主による監督是正

- (株主代表訴訟、帳簿閲覧権ほか)
- (11) (12) 監査役(会)設置会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社
(各類型の会社の監査監督体制の違い、各類型の会社の設計と運営)
- (13) 会社の設立
(発起人の権限、設立中の会社と開業準備行為ほか)
- (14) (15) 会社の倒産と民事責任
(取締役の対第三者責任、法人格の否認、事業譲渡と商号の続用ほか)

[後期]

後期は、コーポレート・ファイナンスや組織再編を中心に扱う。

- (16) (17) 株式会社の計算・会社財産の分配
(計算書類の内容、剰余金の配当、自己株式ほか)
- (18) (19) エクイティ・ファイナンス
(新株の有利発行と不正発行、新株発行の無効と不存在ほか)
- (20) (21) オプション・ファイナンス
(新株予約権の意義と内容、新株予約権の発行、新株予約権の価値ほか)
- (22) デット・ファイナンス
(社債と負債、社債の発行、社債の管理ほか)
- (23) 種類株式
(種類株式の法規整、各種の種類株式)
- (24) 株式の流通
(株式の流通と対会社関係、株式の譲渡制限ほか)
- (25) (26) (27) (28) 組織再編
(合併と事業譲渡、各種組織再編手続、企業買収と企業防衛ほか)
- (29) 持分会社
(会社形態の選択、合名会社・合資会社・合同会社ほか)
- (30) 総則・商行為の重要論点
(商業登記、商号・名板貸、企業活動の補助者ほか)

< 授業時間外学習 >

予習課題は、授業の際にプリントを配布する。

授業で学んだことを記憶として定着させるためには、その日のうちに(遅くとも週内に)復習することが重要である。

< 教科書・教材 >

裁判例や事例を素材とした教材をコピーしてまたはTKC教育支援システムを通じて配布する。

主要な参考文献については開講時に紹介する。

< 成績評価の方法 >

成績評価は、評価の70%は筆記試験の成績に基づき、30%は期中の課題レポートの成績や授業時の応答内容等(授業にどれくらい効果的に参加したか)に基づき行う。

以上の基準の修正や評価方法の詳細については、授業時に担当教員から説明する。

< その他 >

連絡等には、TKC教育支援システムを用いる予定である。

科目群	基幹科目					
授業科目	基幹民事訴訟法		単位	4	担当教員	坂田 宏
配当年次		L 2	開講学期	通年	週間授業回数	1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW606	

< 目 的 >

この授業では、L 1 ないし学部段階において得た民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、それらの法律の裁判実務等における具体的適用のあり方を立体的・複合的に学ぶことを目的とする。

< 達成度 >

基幹民事訴訟法（4 単位：前期 2 単位、後期 2 単位）においては、1 年次に学んだ民事法に関する基本的事項について理解していることを前提として、その体系的な知識を具体的な事例に当てはめ、説得的な結論を自分の力で導き出すために必要な能力（複雑な事実関係を分析して論点を発見し、法的な争点を構成する能力、判例等において示された、当該事案に適用すべきルールを的確に選択し、それを精確に表現・展開する能力、事案の解決に必要な事実を当該事案から抽出し、自らの判断の根拠を説得的に提示する能力など）を養うこと。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容

基幹民事訴訟法においては、民事裁判の具体的な進み方について、L 1 ないし学部段階において得た民事訴訟法に関する基本的な理解を前提とし、これを具体的な事例を題材にあてはめることにより、裁判実務に対応できる能力と深い理解力とを身につけることを目的とする。具体的には『ロースクール民事訴訟法』（第 4 版・有斐閣）を教科書として用いながら、双方向的授業で進めて行く。

2. 教育方法

各回の授業は、基本的に、事例問題をめぐる担当者と受講者との対話によって進行することとなる。したがって、受講者は、事例問題に含まれる法的問題に関する文献を熟読し、毎回の授業において、事例問題について、そこに含まれる法的問題を抽出し、その解決に向けた分析・検討を行った上で結論を導くこと、その過程を論理的にかつ的確に表現することが求められる。このことを通じて、受講者は、従前の法律知識を、実践に応用可能な「生きた知識」へと変化させることとなる。

3. 予定

- (1) オリエンテーション〔判例の読み方その他の伝授〕(4/8)
- (2) 民事訴訟の全体を捉える(4/15)
- (3) 相殺の抗弁と重複訴訟の禁止(4/22)
- (4) 当事者死亡の場合の訴訟の行方(5/6)
- (5) 当事者を認識する手段、当事者を間違えた場合の処置(5/13)
- (6) 集団訴訟(5/20)
- (7) 確認の利益とは(5/27)
- (8) 訴訟要件、訴訟判決(6/3)
- (9) 法律上の争訟と宗教上の問題(6/10)
- (10) 原告の申し立ての拘束力と不利益変更禁止原則(6/17)
- (11) 弁論主義：自白とは(6/24)
- (12) 求釈明とは(7/1)
- (13) 事実認定論(7/8)
- (14) 文書提出命令(7/15)

- (15) 証拠調べにおける公務秘密 (7/22)
 - 中間試験 (前期試験)
- (16) 争点証拠整理手続と時機に後れた攻撃防御方法の却下 (10/4)
- (17) 一部請求 (10/11)
- (18) 判決効の客観的範囲 (10/18)
- (19) 判決効の基準時 (10/25)
- (20) 判決効の主観的範囲 (11/1)
- (21) 定期金賠償と鑑定 (11/8)
- (22) 複数請求と控訴 (11/15)
- (23) 補助参加と同時審判申出共同訴訟 (11/22)
- (24) 独立当事者参加と債権者代位訴訟 (11/29)
- (25) 訴訟承継 (12/6)
- (26) 医療関係訴訟 (12/13)
- (27) 消費者訴訟 (12/20)
- (28) 離婚訴訟 (1/10)
- (29) 限定承認 (1/17)
- (30) 総括 (1/24)
 - 定期試験 (後期試験)

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC で周知する。

< 教科書・教材 >

民事訴訟法分野については、三木浩一＝山本和彦編『ロースクール民事訴訟法』(最新版、有斐閣)を教科書とする。自学習の参考書としては、三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法』(最新版、有斐閣 Legal Quest)を強く推奨する(その他のものとして、山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一著『民事訴訟法』(最新版、有斐閣アルマ)がある。)基本書としては、伊藤眞『民事訴訟法』(最新版、有斐閣)、高橋宏志『重点講義民事訴訟法』上・下(最新版、有斐閣)、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法』(最新版、弘文堂)、民事訴訟法判例百選(最新版)を参考書として指定する。

< 成績評価の方法 >

採点基準は、前期試験 45 %、定期試験 (後期試験) 45 %、平常点 10 %で行う。

< その他 >

定例のオフィスアワーのほか、本授業及び「民事訴訟法」(後期)の授業後の一定時間に質問等を受け付ける。

科目群	基幹科目						
授業科目	基幹刑事訴訟法			単位	4	担当教員	井上 和治
配当年次		L 2	開講学期	通年	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW607	

< 目 的 >

受講者が法学既修者として刑事訴訟法の全体をひと通り学習していること、すなわち、一般的な教科書に書かれているレヴェルの内容や『刑事訴訟法判例百選』に収録されているレヴェルの基本判例の大部分を既にひと通り学習していることを前提に、個々の問題領域における理論的・実務的に重要な裁判例（後掲の『判例教材刑事訴訟法』に収録されているものを中心とする）や仮想的な事例問題の検討を通じて、下記の<達成度>に到達することを目的とする。

< 達成度 >

検討を求められる比較的複雑な事案につき、当該事案における事実関係を丁寧に整理・分析し、問題となる法的論点を明らかにすることができる。

当該論点に関連しうる主要な裁判例（最高裁判例及び下級審判例の双方）の内容（事案及び判示の双方）を正確に理解している。

当該事案と関連判例の事案の共通点及び相違点を明らかにし、関連判例の射程が当該事案に及ぶか否かを的確に検討することができる。

関連判例の内容及び射程に関する理解を前提としたうえで、当該事案に適用すべき法規範を的確に選択することができる。

当該事案から個々の具体的事実を抽出・摘示し、それらの事実法規範を的確に適用することにより、合理的・説得的な結論に到達することができる。

< 授業内容・方法 >

講義及び受講者との対話・討論によって授業を進める。レジュメ等の講義資料をTKCを通じて事前配布するので、受講者は、レジュメの末尾に記載された予習案内に従い、教科書の該当部分を読んで問題領域の全体を（ゼロから学習するのではなく、あくまでも）復習した後、レジュメの設問に（判例集や基礎資料等を読み込みつつ）十分な検討を加えたうえで、授業に臨むことが求められる。

〔前期〕

- 第 1 回 強制捜査と任意捜査（判例の読み方を含む）
- 第 2 回 捜査の端緒
- 第 3 回 被疑者等の取調べ
- 第 4 回 逮捕・勾留
- 第 5 回 逮捕・勾留
- 第 6 回 逮捕・勾留
- 第 7 回 令状による捜索・差押え
- 第 8 回 令状による捜索・差押え
- 第 9 回 無令状の捜索・差押え
- 第 10 回 通信・会話の傍受
- 第 11 回 接見交通
- 第 12 回 訴因の特定
- 第 13 回 訴因変更の可否
- 第 14 回 訴因変更の可否
- 第 15 回 実務家教員による講義（テーマは未定）

〔後期〕

- 第 1 回 類似事実による立証
- 第 2 回 違法収集証拠排除法則
- 第 3 回 違法収集証拠排除法則
- 第 4 回 自白法則
- 第 5 回 自白法則
- 第 6 回 補強法則
- 第 7 回 補強法則
- 第 8 回 伝聞法則
- 第 9 回 伝聞法則
- 第 10 回 伝聞例外
- 第 11 回 伝聞例外
- 第 12 回 伝聞例外
- 第 13 回 伝聞例外
- 第 14 回 事例演習
- 第 15 回 実務家教員による講義（テーマは未定）

< 授業時間外学習 >

予習については前記< 授業内容・方法 >のとおりである。なお、レジュメの末尾に掲記した参考文献は、予習の際に読み込む必要はなく（無論、余裕があれば読み込んでも構わないが）、復習に際して適宜参照すれば足りる。

< 教科書・教材 >

- ・教科書 酒巻匡『刑事訴訟法』（有斐閣、2015 年）
- ・判例集 三井誠編『判例教材刑事訴訟法（第 5 版）』（東大出版会、2015 年）
- ・参考書 古江頼隆『事例演習刑事訴訟法（第 2 版）』（有斐閣、2015 年）

判例の内在的な理解という観点からは、前記の教材のほか、川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕』（立花書房、2016 年）、大澤裕＝長沼範良ほか「対話で学ぶ刑訴法判例（1）～（18）」法学教室 307 号 135 頁（2006 年）～ 340 号 86 頁（2009 年）が極めて有益であり、強く勧める。

< 成績評価の方法 >

期末試験（前期 1 回・後期 1 回）（80 %）、平常点（授業中の対話・討論における貢献度等）（20 %）による。前記< 達成度 >を重要な指標として成績評価を行う。
欠席は、平常点における減点事由とする（総成績の 10 %を限度として適宜減点する）。遅刻及び途中退出は欠席として扱う。

科目群	応用基幹科目				
授業科目	応用憲法		単位	2	担当教員 佐々木 弘通
配当年次	L 3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW608	

< 目 的 >

重要な憲法判例の読解・考察を通じて、2 年次までに養成した憲法解釈論の基礎的な能力を、さらに向上させることを目的とする。

< 達成度 >

授業で素材とする各憲法判例について、以下 2 点の達成を目指す。第 1 に、判例の、事件及び訴訟としての特徴と、判例の論理を、十分に理解すること。第 2 に、判例の論理を憲法理論的な観点から批判的に点検し、ありうる類似の事件で、当該判例を前提としつつ説得力のある憲法解釈論を構成できる力を養うこと。

< 授業内容・方法 >

授業内容： 初回にオリエンテーションとなる授業を行ったあと、7 つの重要判例を、それぞれについて 2 回分の授業を当てて、読解・考察する。現時点では以下の 7 つの判例を予定している。2002 年の郵便法事件判決、05 年の在外邦人選挙権訴訟判決、08 年の国籍法事件判決、10 年の空知太神社事件判決、12 年の堀越・世田谷事件判決、13 年の非嫡出子相続分規定事件決定、15 年の夫婦同氏規定事件判決。

授業方法： 初回に、各受講者に担当判例を割り当てた上で、2 回目以降の授業では、報告者による報告用ペーパーを出発点として、判例の理解を深めるための双方向式の授業を行う。読むことと書くことの関連を意識し、報告用ペーパーにおける文章の書き方の点検を付随的に行う。

< 授業時間外学習 >

受講者には、毎回の授業に備えて、予め教材の指定部分を精読し、かつ、判例読解に際して当然考えるべき諸ポイントについての自分なりの理解を得ていること（わからない点はどこがどのようにわからないかを明確化していること）が求められる。

< 教科書・教材 >

判例教材を適宜配布する。

< 成績評価の方法 >

期末試験で 10 割とし、そこから最大で 1 割までの減点余地を平常点として設けて、成績評価を行う。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

受講希望者が 30 名を超える場合には選考を行う。

科目群	応用基幹科目						
授業科目	応用行政法			単位	2	担当教員	中原 茂樹
配当年次		L 3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW609	

< 目 的 >

この授業は、第2年次の「実務公法（行政法）」において扱われなかった、最近の判例および応用的な判例を分析・検討するとともに、架空の事例問題を検討することを通じて、「実務公法（行政法）」で身につけた基礎知識を具体的な事案に応用する能力を養うことを目的とする。

< 達成度 >

2年次に修得した具体的な事案および個別法を分析する基礎的能力を前提として、より多様な事案および個別法につき、行政活動が違法となるのはどのような場合か（あるいは、行政に関して、国民にどのような権利・義務が生じているか）、それを訴訟で争うにはどうすればよいか（訴訟類型の選択および訴訟要件の検討）の2点を多角的に分析・検討できる応用的能力を身につける。

< 授業内容・方法 >

前半（第1回～第7回）は、最近の判例および応用的判例を分析・検討し、後半（第8回～第15回）は、架空の事例問題を検討する。受講者が予習してきていることを前提に、質疑応答および討論を中心とした授業とする。

< 授業時間外学習 >

予習として、指示された判例を読み、または指示された設問について解答を考え、疑問点をまとめておくことが求められる。また、復習として、予習時の疑問が授業で解消されたかを確認し、予習時に理解が不十分であった点について定着を図ることが求められる。

< 教科書・参考書・教材 >

曾和俊文・金子正史編著『事例研究行政法〔第2版〕』（日本評論社、2011年）を教科書として用いる。また、平成27年度重要判例解説（有斐閣）等を用いて、最新判例を検討する予定（詳細は追って指示する）。

< 成績評価の方法 >

定期（期末）試験を中心に、授業中の質疑応答等による平常点を加味して評価する。定期試験の結果が9割、その他が1割を予定している。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

< その他 >

受講希望者が30名程度を超える場合には、実務公法（行政法）の成績を基準として、選考を行う。

科目群	応用基幹科目						
授業科目	応用民法			単位	2	担当教員	渡辺 達徳・ 石綿 はる美
配当年次		L 3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW610	

< 目 的 >

事例問題の検討を通じて、L 1 の民法科目及び実務民事法等で修得した民法に関する基本的知識を確認・補充するとともに、具体的事案における法適用のあり方を実践・修得することを目的とする。その過程で複雑な事例を整理・分析して法的問題を検出しそれを解決するために民法の基礎理論を使いこなす能力を培うことを目指す。

< 達成度 >

L 2 までに修得した民法に関する基本的知識を応用することで、具体的事案に法的な分析を加えて解釈論上の問題を発見し、それについて説得的な解釈を展開するとともに、具体的事案から法的に重要な事実を抽出して説得的な結論を提示できるようになる。

< 授業内容・方法 >

授業は事例演習の形式で行う。受講者は、全員が毎回、指定された問題につき予習として十分な解答を準備してくる必要がある。

事例演習は、以下の要領で行う予定である。 各回で取り扱う問題を、原則として、以下に示す教材の中から 1 題指定する。ただし、回により、教材掲載の問題に代えて、オリジナルの事例問題を提示することがある。 各回につき、受講者のうち 1 ～ 3 名程度を担当者として割り当てる（各受講者は、講義の中で最低 1 回、設問を担当することとなる）。 各回の担当者は全員、担当教員に解答を E-mail により事前提出する。 授業では、担当者の解答を参照しつつ、全員参加で質疑応答を行う。

< 授業時間外学習 >

詳細は、授業中に周知します。

< 教科書・教材 >

1 教材

松岡久和ほか編『民法総論・事例演習（第 2 版）』（有斐閣、2009 年）

2 参考書

各自、自分が普段使っている教科書・体系書を適宜持参すること。
新たに入手しようと思っている場合は、以下のものを薦める。

[民法総則]

河上正二『民法総則講義』（日本評論社、2007 年）

佐久間毅『民法の基礎 1 総則（第 3 版）』（有斐閣、2008 年）

四宮和夫＝能見善久『民法総則（第 8 版）』（弘文堂、2010 年）

山本敬三『民法講義 総則（第 3 版）』（有斐閣、2011 年）

[物権法・担保物権法]

佐久間毅『民法の基礎 2 物権』（有斐閣、2006 年）

安永正昭『講義 物権・担保物権法（第 2 版）』（有斐閣、2014 年）

道垣内弘人『担保物権法（第 3 版）』（有斐閣、2008 年）

[債権総論]

潮見佳男『プラクティス民法 債権総論(第4版)』(信山社、2012 年)

中田裕康『債権総論(第3版)』(岩波書店、2013 年)

[債権各論]

山本敬三『民法講義 -1 契約』(有斐閣、2005 年)

潮見佳男『基本講義 債権各論 契約法・事務管理・不当利得(第2版)』(新世社、2009)

潮見佳男『基本講義 債権各論 不法行為法(第2版)』(新世社、2009)

橋本佳幸ほか『民法 事務管理・不当利得・不法行為』(有斐閣、2011 年)

吉村良一『不法行為法(第4版)』(有斐閣、2010 年)

< 成績評価の方法 >

平常点(30%)及び筆記試験(70%)により成績評価を行う予定である。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

履修希望者が30名を超える場合、選抜を行う。

オフィス・アワーについては、別途案内する。

科目群	応用基幹科目				
授業科目	応用刑法		単位	2	担当教員 遠藤 聡太
配当年次	L 3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW611	

< 目 的 >

事例問題の検討を通じて、具体的事案を的確に処理するために必要な刑法理論に関する知識、論理的思考力、法解釈・運用能力の修得を目指す。

< 達成度 >

L 2 までに修得した基本的知識を前提に具体的事案に分析を加え、法的な問題点を検出し、それについて説得的な一般論を展開するとともに、重要な事実を抽出し、これを適切に評価して一般論にあてはめることで、説得的な結論を提示できるようになる。

< 授業内容・方法 >

講義は事例演習の形式で行う。指定された問題について予め十分な解答を作成することが、各回の担当者を含めた受講者「全員」に求められる。具体的には、解釈論上の問題点とそれに関する判例及び学説の状況、最終的な結論に至る論述の筋道について、それぞれ正確に述べることができる程度の準備が要求される。

以下の要領で進行する予定である。

〔講義前〕各回 1 問の事例問題を取り上げ、担当者を割り当てる（割当ては初回に行う）。各回の担当者は十分な解答案を作成し、これを「金曜日正午」までに担当教員及び受講者全員に電子メールにて配布する。他の受講者は自己の作成した解答案と比較しながらこれを批判的に検討しておく。

〔講義の進行〕担当者が配布された解答案について補足的な説明を行った後、当該事例問題について受講者全員で議論する。教員は報告者以外の受講者にも必ず発言を求める。

なお、講義の冒頭で基本的知識の確認を兼ねた小テストを行うことがありうる。

〔取り扱う事例と各回の予定〕TKC にて告知する。

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC にて告知する。

< 教科書・教材 >

井田＝佐伯＝橋爪＝安田『刑法事例演習教材〔第 2 版〕』（有斐閣、2014 年）を教材として使用する。履修者は初回の授業までに購入すること。そのほかの追加教材については追って指示する。

< 成績評価の方法 >

平常点（40％）と筆記試験（60％）により成績を評価する。評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

- ・履修者は 13 名程度が適切であると考えているので、履修希望者がそれを大幅に超えた場合は L 2 実務刑事法の成績による選抜を行うことがある。
- ・初回講義の準備等については、TKC において具体的な指示を行う予定である。履修予定者は注意されたい。

科目群	応用基幹科目				
授業科目	応用商法		単位	2	担当教員 得津 晶
配当年次	L 3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW612	

< 目 的 >

1．授業の目的

1 年次・2 年次で学んだことを踏まえ、基礎的な事項の知識・理解を確認しながら、具体的な事例を分析し、法的な問題点を整理・検討した上で、口頭で and/or 文章で論理的に議論を展開し表現する能力を磨くことを目的とする。

2．授業の概要

授業では、各回 1 問の長文の事例問題の検討を行う。

< 達成度 >

学習の到達目標：具体的な事例を分析し、法的な問題点を整理・検討するとともに、論理的に議論を展開し表現する能力をより向上させる。

< 授業内容・方法 >

1．授業の内容・方法

教材として指定する『事例で考える会社法〔第 2 版〕』を用いて、事例問題演習を行なう。

[授業前の準備]

各回、1 問の事例問題を取り上げ、1 ～ 2 人の報告者を割り当てる。報告者は、解答文案を作成し、事前に（水曜日の授業の 2 日前である月曜夕方方までに）担当教員にメールで送付するものとする。担当教員は、月曜日のうちに T K C 教育システム上に解答文案を掲載する。

参加者は、各自、事例問題を自分なりに考えてみた上で、解答文案に眼を通し、問題点や疑問点をまとめて授業に臨むものとする。

[授業の進行]

授業は、報告者による補足的な説明の後（全員が問題文やレジュメ・解答文案に眼を通してきていることを前提とするので、詳細な報告は求めない）、参加者による質疑応答や議論を中心に進める。

2．授業の進度予定

第 1 回 事例 7

第 2 回 事例 8

第 3 回 事例 9

第 4 回 事例 1 0

第 5 回 事例 1 1

第 6 回 事例 1 2

第 7 回 事例 1 3

第 8 回 事例 1 4

第 9 回 事例 1 5

第 10 回 事例 1 6

第 11 回 事例 1 7

第 12 回 事例 1 8

第 13 回 事例 1 9

第 14 回 事例 2 0

第 15 回 事例 2 1（時間制約の下、六法のみを参照可能なレポートを作成する反転学習的な形式を想定）

教材の編集方針に従い（「本書の使い方」参照）、事例問題分析の予断を排除するため、あえて項目は記さない。

TKC で再度周知するまでは、変更の可能性がある。

< 授業時間外学習 >

予習：報告者は解答を作成することが求められる。それ以外の受講生も課題に目を通し分析することが求められる。そのほか、基礎が身につけていない者は問題に関連する基礎知識について下記参考書やコア・カリキュラム等を用いて確認することが求められる。

復習：この授業は事例問題演習であるため、事前の予習が中心となる。復習は、どのような書き方をすればより伝わるのかを分析すればよい。

詳細は TKC で周知する。

< 教科書・教材 >

教科書：伊藤靖史ほか『事例で考える会社法〔第2版〕』（有斐閣・2015年）

参考書：江頭憲治郎『株式会社法〔第6版〕』（有斐閣・2015年）

伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法〔第3版〕』（有斐閣・2015年）

落合誠一ほか『会社法 Visual Materials』（有斐閣・2011年）

教材は実際に出版が遅れた場合、新たな教材が出版される場合等には変更することがあるので、直前の掲示を確認のこと。

項目ごとに予習課題として法科大学院共通的到達目標（コア・カリキュラム）第二次案修正案を使用する。コア・カリキュラムはウェブサイトにあるので各自ダウンロードしておくこと。

法科大学院協会 HP： <http://www.lskyokai.jp/info/info20101018.html>

商法（第二次案修正案）： <http://www.lskyokai.jp/info/20101018/6.pdf>

< 成績評価の方法 >

成績は、報告者としての報告内容・解答例、討論への参加状況、学期末に時間制約の中で六法以外のものの閲覧なしに作成するレポートの内容、をそれぞれ3分の1ずつ勘案して総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

参加者数は最大28人とする。履修希望者が28人を超えた場合にはL2実務民事法の成績によって選考を行なう。

科目群	応用基幹科目						
授業科目	応用民事訴訟法			単位	2	担当教員	菱田 雄郷
配当年次		L 3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW613	

< 目 的 >

L1「民事訴訟法」、L2「実務民事法」などを通じて身につけた知識を確実なものとするとともに、それを実際の訴訟の過程で生じうる問題の解決のために適切に利用できるようになることが本授業の目的である。

< 達成度 >

民事訴訟法の条文および解釈上用いられる概念につき、その存在意義に立ちかえった説明ができる。
体系書または教科書で用いられる典型事例や判例の事案と微妙に異なる事案についても、条文や解釈上用いられる概念の、その趣旨を踏まえた上での柔軟な活用によって、一定の合理性を保った解決を示すことができる。

< 授業内容・方法 >

民事訴訟法（判決手続）に関する知見による解決が求められる、比較的簡素な事例演習問題を題材とする。事例演習問題は、遠藤賢治・後掲書から適宜選択する。

授業は、各回の担当者が作成した事例演習問題に対する回答メモの内容をめぐって参加者全員で議論することにより、進められる（各回の担当者の人数は履修者数に依存する）。回答メモの内容は、授業の数日前には参加者全員に開示することを予定しているので、担当者以外の参加者も事前に回答メモについて入念な検討をすることが期待される。

< 授業時間外学習 >

第1回の授業において指示する。

< 教科書・教材 >

遠藤賢治『事例演習民事訴訟法（第3版）』（有斐閣，2013年）を毎回持参するほか、自分が日常使っている民事訴訟法の体系書または教科書および判例集があれば持参することが望ましい。

< 成績評価の方法 >

担当した回の回答メモおよび質疑の内容並びに担当回以外の回における議論での貢献度等に基づく平常点を20%、期末試験の成績を80%として評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

< その他 >

履修希望者が30名を超えた場合には選抜を実施する。

科目群	応用基幹科目					
授業科目	応用刑事訴訟法		単位	2	担当教員	佐藤 隆之
配当年次		L 3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW614	

< 目 的 >

比較的新しい重要判例や事例問題の検討を通じて、2 年次までに学んだ事項に関する理解を確認（・補充）するとともに、事案の中から問題となり得る点を発見し、その解決に向けた法的議論を論理的に展開し、説得的な結論を導き出すために必要な能力を高めることを目的とする。

< 達成度 >

2 年次までに学んだ理論的な事柄に関する理解及び基本的な実務的知見を踏まえて、事案の中から法的に問題となり得る点を発見し、その解決に向けた議論を論理的に展開するとともに、必要な事実を的確に抽出して、説得的な結論を導き出すことができる。

< 授業内容・方法 >

原則として、第一審の刑事手続全般にわたって、解釈論及び実務上の基本的かつ重要な問題を含む設例を用いる（井田良ほか編著『事例研究刑事法 刑事訴訟法〔第 2 版〕』（日本評論社）、栗田知穂『エクササイズ刑事訴訟法』（有斐閣）掲記の問題を適宜再構成して用いることを予定している）。

受講者が T K C 教育研究支援システム上に示された予習課題（設例）について十分に検討してくることを前提として、予め指定する報告者による問題提起・分析（5 分程度の口頭報告）及び解答をもとに、教員が受講者を指名し、その質疑応答に基づいて議論する方式で進める。

初回授業の際に、各回に取り扱う事項を示した予定表を配付し、担当者を決定する。

< 授業時間外学習 >

設例は各回の 1 週間前を目途に、T K C 教育研究支援システム上に掲示する。

参考までに、昨年度用いた設例で取り扱った項目は、以下のとおりである。

- 第 1 回 強制捜査の意義、任意捜査の適法性
- 第 2 回 職務質問のための停止
- 第 3 回 現行犯逮捕、逮捕の違法と勾留
- 第 4 回 別件逮捕・勾留
- 第 5 回 令状による搜索・差押え
- 第 6 回 一罪一逮捕一勾留の原則、訴因と裁判所の審判の範囲
- 第 7 回 訴因の明示、訴因変更の要否
- 第 8 回 訴因変更の可否
- 第 9 回 違法収集証拠排除法則
- 第 10 回 自白の任意性、鑑定書、共犯者の供述調書
- 第 11 回 検察官面前調書
- 第 12 回 犯行計画メモ
- 第 13 回 再現実況見分調書
- 第 14 回 択一的認定（単独犯と共同正犯）
- 第 15 回 前科証拠による立証

< 教科書・教材 >

- ・教科書 宇藤崇ほか『刑事訴訟法』（有斐閣）
- ・判例集 三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第 5 版〕』（東京大学出版会）

・参考書 古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣）

このほか、法学教室（有斐閣、月刊）に連載された、長沼範良・大澤裕ほか「対話で学ぶ刑法判例」、及び、現在連載中の「演習（刑事訴訟法）」が有益である。

<成績評価の方法>

学年末試験（60％）、報告時に提出されるレポート等（20％）、及び討論への参加状況を含む平常点（20％）によることを予定している。なお、上記<達成度>を重要な指標として成績評価を行う。

<その他>

履修希望者が30名を超えた場合に選抜を実施する。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	法曹倫理			単位	2	担当教員	官澤・本條・矢部
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW615	

< 目 的 >

この講義の目的は、プロフェッションとしての法曹の役割と倫理について講義と事例研究により深く理解し、法曹としての責任感・倫理感を養うことに置かれている。裁判官・検察官・弁護士に共通する役割・倫理を検討するとともに、裁判官・検察官・弁護士に特有の役割・倫理についても検討する。単純には割り切れない事例を検討することにより、法曹の役割と倫理を深く考える機会を提供する。

< 達成度 >

法曹としての役割・責任・倫理の基本を理解し、具体的事例において倫理的問題点に気付くことができる。

< 授業内容・方法 >

基本的な事項について講義を行った上、事例問題について討議等を行い、法曹の役割と倫理について理解を深めるように講義を進める。

学生は、授業時間における討議等に備え、課外時間における予習復習等の周到的な準備作業を行うことが要求される。

具体的な授業の流れは以下の通りである。

- 1 弁護士倫理 (1)----- 弁護士の職責と倫理
- 2 弁護士倫理 (2)----- 事例研究：依頼者との関係...職務を行い得ない事件等
- 3 弁護士倫理 (3)----- 事例研究：依頼者との関係...守秘義務等
- 4 弁護士倫理 (4)----- 事例研究：依頼者との関係...金銭関係等
- 5 弁護士倫理 (5)----- 事例研究：真実義務、刑事弁護の倫理等
- 6 弁護士倫理 (6)----- 事例研究：他の弁護士や裁判所との倫理
- 7 弁護士倫理 (7)----- 事例研究：事務所の弁護士間等の諸問題等
- 8 弁護士倫理 (8)----- 事例研究：公益的活動、組織内弁護士の特殊問題等
- 9 弁護士倫理 (9)----- 事例研究：裁判での倫理等
- 10 弁護士倫理 (10)・裁判官倫理 (1)----- 裁判事例を法曹三者の立場から検討
- 11 裁判官倫理 (2)----- 裁判官職務論 (1)
- 12 裁判官倫理 (3)----- 裁判官職務論 (2)
- 13 裁判官倫理 (4)----- 裁判官職務論 (3)
- 14 検察官倫理 (1)----- 検察官職務論 (1)
- 15 検察官倫理 (2)----- 検察官職務論 (2)

< 授業時間外学習 >

各回の事前準備事項等は、必要に応じて、書面やＴＫＣ等で周知する予定であるので、それらを予習してきて欲しい。

< 教科書・教材 >

参考文献・資料は授業のなかで指定・配布する。

<成績評価の方法>

成績評価は、期末試験が7割、平常成績が3割の割合で実施する予定である。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

担当の教員の都合等によって、授業の曜限や順序が変わる可能性がある。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	民事要件事実基礎			単位	2
				担当教員	本條 裕
配当年次	L 2、3	開講学期	通年	週間授業回数	概ね2週に1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW616	

< 目 的 >

民事訴訟は、民事実体法上の権利義務の存否を国家が公権的に確定して宣言することにより私人間の紛争を解決する手続であるが、そこでは、実務上、要件事実が重要な機能を果たしている。

すなわち、裁判所は、要件事実の存否に基づき権利義務の存否を判断することになるので、証拠調べは、最終的な立証の目標を要件事実の存否として実施されるし、その前提としての争点整理も、要件事実との関係で何が証明を要する事実であるかを確定する作業となる。このように、裁判所は、常に要件事実を念頭において審理判断することになるから、当事者による訴訟活動及びその前提としての提訴準備活動も、要件事実を踏まえて的確に遂行される必要があり、実務家にとって、要件事実の理解は不可欠である。

本講義では、要件事実の意義や機能に係る一般的かつ基礎的な事項につき確認した上で、典型的な訴訟類型における要件事実について検討し、また、具体的な事例を用いた課題等も取り扱いつつ、要件事実が民事訴訟において果たす役割を考察することなどによって、要件事実の意義や機能についての理解を涵養し、実務家として必要となる知識や思考能力を養うことを目的とする。併せて、訴訟運営、事実認定その他の民事裁判実務一般も視野におき、要件事実以外の事実、すなわち、間接事実等(いわゆる事情を含む。)の訴訟上の機能の理解を深めることも目指すものとする。

< 達成度 >

要件事実及びその理解の前提となる基礎的事項(訴訟物、攻撃防御方法、主要事実及び間接事実並びに認否等)について、それらの意義や機能を、民事訴訟法の規定等も踏まえ、的確に説明することができる。典型的な訴訟類型について、民事実体法の理解を踏まえ、要件事実の観点から、当事者の主張を分析して整理し、その理由についても説明することができる。争点の把握、事実認定の構造及び証拠に関する基礎的事項につき説明することができる。

< 授業内容・方法 >

講義は、実務家(裁判官)教員により、主として判例・実務における理解に基づき実施する。

受講生の教科書及び教材に基づく予習を前提とした双方向性のものとし、適時にレポート提出と講評を実施する予定である(なお、検討を求められる課題等は、積極的な自学自習を前提としたものである。)

具体的な講義日と講義内容は、TKC等により連絡する。

< 授業時間外学習 >

予習内容等の詳細については、TKC等において周知する。

< 教科書・教材 >

・教科書

「新問題研究 要件事実」(法曹会)

「改訂 紛争類型別の要件事実」(法曹会)

・その他の教材

「4訂 民事訴訟第一審手続の解説 事件記録に基づいて」(法曹会)

「10訂 民事判決起案の手引」(法曹会)

*いずれも講義において直接利用しないが、受講生において、適宜参照するのが望ましい。

<成績評価の方法>

試験(中間試験(前期試験)も実施する予定である。)の成績のほか、講義中の発言や課題に対するレポート等の評価に係る平常成績を総合的に考慮するが、要件事実の基本的な知識と思考能力が身に付いているかに評価の重点をおき、期末試験(後期試験)の成績、中間試験の成績及びその余の平常成績の比重は、3対1対1とする予定である。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	民事・行政裁判演習			単位	3	担当教員	信濃・伊東
配当年次		L 3	開講学期	通年	週間授業回数		前期 1 回 後期隔週 1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW617	

< 目 的 >

本講義の目的は、民事裁判及び行政裁判に当事者の代理人として臨むにあたって、最低限習得しておくべき能力を身につけることにある。

このために、混沌とした紛争の中から、法的に意味のある事実を抽出して分析し、訴訟物をどのように構成するか、請求原因となる事実は何か、どの事実を抗弁、再抗弁として位置づけるか、重要な間接事実は何かを検討し、適切な法律構成を施すという法律構成能力、自らの主張を訴状、答弁書及び準備書面にまで結実させる文章起案能力、自らの主張を基礎づけるための適切な証拠を収集する証拠収集能力、証拠に適切かつ説得的な評価を加える事実認定能力を獲得し、スキルアップすることを目指す。

実際の事件記録あるいは判例に顕れた事例を素材として、上記の観点からの課題についての議論を行うことを通じ、事件処理能力の習得向上を図るものである。

< 達成度 >

具体的な事案の手続の中で、民事訴訟手続における訴え提起前後の当事者代理人、裁判所の果たすべき役割のイメージを通じて、訴訟物、要件事実の理解をあるべき踏まえた請求、答弁、主張が構成でき、事実認定の構造、証拠方法、経験則を踏まえた立証活動が提示でき、終局的な紛争解決の見通し、対応の仕方が理解できる。民事保全及び民事執行制度について、これを具体的事案において適切に活用できる程度に理解する。

行政裁判演習については、以上の点について、行政裁判特有の定め、問題点を踏まえた紛争解決の方法が提示できる。

< 授業内容・方法 >

本講義は、前期において、民事一般事件 2 単位分を、前半約 2 か月分と後半約 2 か月分に分け、前半に伊東満彦講師が、後半に信濃孝一教授がそれぞれ分担して担当し、後期において、行政事件 1 単位分を信濃孝一教授が担当する。原則として、講義において、当事者の双方の言い分及び関連証拠の記載された事例問題を教材とし、学生との質疑応答、学生間での討論、起案を適宜取り入れて授業を進める。

< 授業時間外学習 >

授業中に周知する。

< 教材 >

教材は、授業の前に配布する。

< 参考書 >

受講生は、次の書籍の内容を理解しておくことが望まれる。

1 民事裁判演習

10 訂・民事判決起案の手引き（法曹会）

新問題研究 要件事実（法曹会）

2 行政裁判演習

司法研修所編 改訂 行政事件訴訟の一般的問題に関する実務研究（法曹会）

< 成績評価の方法 >

成績評価は、期末試験の結果 9 割、平常成績 1 割として実施する。なお、成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなる。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	刑事裁判演習			単位	3
				担当教員	内田・伊藤 翠川・矢部
配当年次	L 3	開講学期	前期	週間授業回数	1 . 5 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW618	

< 目 的 >

本講義は、刑事手続、殊に公判手続に携わる実務法曹として必要な基本的知識・技能を修得することを目的とする。そこでは、捜査及び第一審訴訟の事件記録教材等に基づき、検察官、弁護士、裁判官のそれぞれが、事件をどのような視点からとらえ、手続の各段階において自らの責務をどのように果たしていくのかという複眼的視点を教育するとともに、事案を的確に分析し、そこに含まれる事実認定又は法律上の問題点を発見した上、これに対して法的に採り得る解決策を探り、自己の支持する結論を的確かつ説得的に表現する能力を涵養することが目指される。

< 達成度 >

検察、弁護、裁判の各実務を正確に理解した上、手続を適正に遂行する能力、事実関係を分析する能力、それを前提とする法的解決力を身につける。

< 授業方法・内容 >

本講義は、検察実務・刑事弁護実務・刑事裁判実務の3つの部分からなり、それぞれを検察官、弁護士又は裁判官としての経験を持つ実務家教員が担当する。そして、主として事件記録教材（実際の事件記録を加工したもの）に基づき、同一の事件につき、手続の進行具合を踏まえて、検察官、弁護士、裁判官として何ができるか、また何をすべきかを検討する。なお、本講義の想定は、事案の解決を机上ではなく公判手続を通じて行うものであるが、事案に含まれる問題点は手続の進行に伴い変動するし、法的に採り得る解決策も手続の進行に伴い変動するため、公判手続に関する十分な理解が必須となる。そこで、本講義では、公判手続一般についても適宜解説を加える予定である。

受講者は、与えられた事件記録教材等を事前に読み込み、想定される事実認定又は法律上の問題点について十分に検討した上で講義にのぞみ、講義の際には、自己の選択した結論についてその思考過程を的確に説明することが求められる。

また、検察官、弁護士、裁判官の各役割を演じて公判手続を実践するミニ模擬裁判の実施をする予定である。

各回ごとの主要なテーマは次のとおりであるが、講義の進度等により、各回の順序、内容等を変更することがある。変更する場合には、事前に TKC に掲載して周知する。

- 1 刑事手続概観、事件受理、勾留請求（検察教官担当）
- 2 模擬弁解録取手続体験（検察教官担当）
- 3 捜査事項の検討、勾留延長請求（検察教官担当）
- 4 終局処分（検察教官担当）
- 5 勾留、保釈等（裁判教官担当）
- 6 否認事件捜査（検察教官担当）
- 7 起訴前弁護（弁護教官担当）
- 8 検察官の公判準備（検察教官担当）
- 9 公判準備、冒頭手続（裁判教官担当）
- 10 弁護人の公判準備、保釈（弁護教官担当）
- 11 公判手続1（書証の取調べ）（裁判教官担当）
- 12 公判手続2（証人尋問、判決宣告）（裁判教官担当）
- 13 検察官の公判活動1（自白事件）（検察教官担当）

- 14 弁護人の公判活動 1 (自白事件)(弁護教官担当)
- 15 ミニ模擬裁判の実施 (裁判教官担当)
- 16 ミニ模擬裁判の講評・解説 (裁判教官担当)
- 17 検察官の公判活動 2 (否認事件)(検察教官担当)
- 18 弁護人の公判活動 2 (否認事件)(弁護教官担当)
- 19 検察官の公判活動 3 (否認事件)(検察教官担当)
- 20 公判前整理手続 (裁判教官担当)
- 21 公判前整理手続、裁判員裁判 (検察教官担当)
- 22 公判前整理手続、被害者保護制度 (弁護教官担当)
- 23 事実認定の基礎 (裁判教官担当)

< 授業時間外学習 >

授業の予習課題、予習案内等については、事前に TKC に掲載して周知する。

< 教科書・教材 >

教材として、事件記録教材を数種使用するほか、適宜事例問題を使用する予定である。なお、これらは使用の都度、事前に配布する。

また、公判手続の実際を理解するためには司法研修所監修「刑事第一審公判手続の概要 - 参考記録に基づいて - 平成 21 年度版」(法曹会) が有益であり、本講義ではこれを適宜テキストとして使用する予定である。

参考書としては、司法研修所編「検察講義案」(法曹会) 「刑事弁護実務」(日弁連) がある。

< 成績評価の方法 >

期末試験 (60 %)、中間テスト (30 %) 及び平常点 (10 %) により評価する。なお、平常点は、講義の際の質疑応答等による。

また、成績評価に際しては、上記 達成度 が指標の 1 つとなる。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	リーガル・クリニック		単位	2	担当教員 官澤 里美
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	毎月1回程度
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW619	

< 目 的 >

この講義の目的は、実際に生起する民事の紛争に対して、担当教官の指導のもとに学生が法律相談業務に携わることによって、既習の法的知識を応用に移し、法の適用の在り方を体得するとともに、相談の基礎的技能を体得し、将来の実務活動に対する理解と、問題調査能力、法的処理能力を涵養することにある。

< 達成度 >

法律相談において相談者に適切な助言を行うために必要な事実を聞き出す力と分析・判断・助言する力の基礎が身に付く。

< 授業内容・方法 >

法律相談についての基礎的技能を体得するとともに、実務で多い相談類型に対応するために必要な実務的な基本的知識を習得するために、教官の指導の下、模擬相談として、大学院生が来談者（教員等）からの法律相談を行うとともに、事案の確認作業、法的分析、問題解決策の検討、問題処理・問題解決案の提示を行うための基礎的技能・基本的知識を体系的に学ぶ授業を行う。

毎月1回（6月のみ2回）、土曜日の午後（3限乃至5限）にリーガル・クリニックの授業を行う。具体的には、第3限に、教員立ち会いの下で模擬相談を行う。第4限に、当日の模擬相談について学生の相互批評、教員の講評を行う。第5限に、教員の指導のもと、各学生が各種の法的文書を作成する。

本年度の相談内容としては、債権回収問題、不動産問題、企業法務問題、離婚問題及び相続問題を予定している。

< 授業時間外学習 >

各回のテーマは事前に告知するので、そのテーマについて相談を受ける準備を行って来て欲しい。

< 教科書・教材 >

毎回の来談者（教員等）の模擬法律相談が教材である。なお、適宜プリント等を配布する。

< 成績評価の方法 >

模擬相談案件に対する取り組み・成果、並びに各回に作成する法的文書等を総合勘案して、これを評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

< その他 >

履修希望者が15名を超える場合、選抜を行う。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	ローヤリング A、B		単位	2	担当教員 佐藤 裕一
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW620	

< 目 的 >

1. 弁護士として法律実務に携わるということは、幅広い法的知識を前提として、様々な立場の人とコミュニケーションをとりながら、より良い紛争の解決や権利の実現をめざすことを意味しています。そのためには依頼者からの法律相談・受任に始まり、相手方との交渉、裁判における権利主張・立証といった一連の事件処理の流れの中で、それぞれの時点における適切な実務的スキルを身につけていくことが必要となります。また、ADRを含めて、いかなる紛争処理手続を選択するかといった判断も大切です。そうした意味では、ローヤリングは「これまでに学んできた実体法や訴訟法の法的知識を、現実の紛争解決の場においてどのように活かしていくのか」という手法を学ぶものです。
2. この科目においては、民事紛争の発生からその解決（権利実現）に至るプロセスにおける実務的スキルの養成を目的とします。一般民事事件を主としますが、多数の債権者を相手とする倒産事件処理をも取り扱います。ここで養われたスキルはリーガル・クリニック、模擬裁判、エクスターンシップといった他の実務基礎科目を学ぶための前提となるだけでなく、来るべき司法修習との橋渡しの意義を持つように努めたいと考えています。このような実務的スキルを身につけるためには、正確な法的知識・思考を有していることが前提となります。授業の中では民法や民事訴訟法等の法的知識・思考を絶えず確認しながら進めていくことにしたいと思います。
3. なお、ローヤリング A と同 B は基本的に同一内容ですので、どちらか一方の受講となります。

< 達成度 >

1. 具体的な事例を前提として、紛争解決手段を選択して、実体法や手続法の法的知識をどのように駆使するのか提示することができる。
2. 法律相談・法的交渉に関する技法の学習や模擬演習等を通じて、現実の相談・交渉のための基礎的なスキルを身につける。

< 授業内容・方法 >

授業の進め方

単なる講義形式ではなく、予め T K C 教育支援システムを利用してレジюмеと共に具体的な資料から構成されるケースを掲載し、それを議論・検討するという「ケース研究」の形をとります。資料から紛争解決に必要な事実を読み取り、法的な当てはめを考えてもらいます。法律相談や交渉は学生に弁護士役になってもらい、教員とあるいは学生同士による「模擬法律相談演習」「模擬交渉演習」を行い、その結果について議論・検討します。弁護士にとってコミュニケーション能力がとても大きな素養であることを実感してもらいたいと思います。また内容証明郵便や和解案等の実務法文書作成のために、具体的な状況を設定して「ケース起案」を行ってもらいます。弁護士業務の中で文書起案能力が重要な意義を持つことは言うまでもありません。「ケース起案」は負担が必要以上に重くならないように配慮することを前提として合計 5 回予定しています。

< 授業内容 >

- 1．現代の弁護士業務
- 2．各種の法律相談における面接技法
- 3．一般法律相談の模擬演習
- 4．顧問先（ないしは紹介事件）の模擬法律相談演習
- 5．受任の決定と証拠収集
- 6．相手方とのコンタクトとそれを踏まえた戦略
- 7．法的手続によらない模擬交渉演習 A（相手方が本人の事案）
- 8．法的手続によらない模擬交渉演習 B（当事者双方に弁護士が付いている事案）
- 9．紛争処理手続きの選択（各種 ADR を含めて）
- 10．倒産手続きにおける利害関係者との模擬交渉演習
- 11．裁判における訴え提起以降の主張
- 12．裁判における立証活動
- 13．裁判上の和解への対応
- 14．紛争の解決における弁護士の役割
- 15．補講

< 授業時間外学習 >

T K C において、予めレジュメ、ケース研究、ケース起案を提示します。

< 教科書・教材 >

教科書

特に指定せずに、講義では予め T K C に掲載しておくレジュメ及び具体的ケースを基にして議論・検討を行います。

参考書

名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義第 2 版』（民事法研究会）

< 成績評価の方法 >

「ケース研究」及び「模擬相談・交渉演習」を通じての議論・検討の状況を基にします。また「ケース起案・即日起案」も大きな評価対象です。具体的な配点は次のとおりです。

ケース研究の際の平常点 60 %、模擬演習点 10 %、起案点 30 %。

なお、成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなります。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	エクスターンシップ		単位	2	担当教員
					官澤 里美 坂田 宏
配当年次	L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数	-
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW621	

< 目 的 >

法律事務所等において法実務研修プログラムを行う。

この科目では、学生が、法律事務所等における実務の一端に触れて法実務の実態を研修することにより、基幹科目で学んだこと等が現実の社会の中で実際にどのように機能しているのか、各種法律知識等やローヤリングの必要性等を体験学習することを目的とする。その際、来訪者や事件の依頼人などのプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などについて法令遵守義務や守秘義務を負うことについて、実際に体験することも重要な目的である。

実際の研修先については、各年度毎に協力機関と交渉・依頼し、その都度受講可能学生数を確定する。

< 達成度 >

実際の法実務に触れて各種の幅広い勉強が必要であることを理解できている。

< 授業内容・方法 >

夏季授業等の期間中に、法律事務所等において、課題を設定して研修を実施する。各授業年度毎に、実務家教官と研究者教官は共同して、法律事務所等と相互に連絡をとりつつ、それぞれの場所で、学生が法実務業務の実際に触れることができるように、具体的な研修プログラムを策定し実施する。このプログラムは、オリエンテーション、課題の設定、各研修場所における研修、レポート作成提出という流れに従うが、より具体的な研修方法については、各研修受け入れ機関との間の協議によって年度毎に策定される。

なお、研修を受ける学生は、履修登録にあたり、法令遵守義務・守秘義務についての保証人を付した誓約書を提出しなければならない。これは、法律事務所等を訪れる来訪者や事件の依頼人のプライバシーや個人の秘密、あるいは企業が有する営業秘密などにつき、学生ひとりひとりが守秘義務を負っていることを自覚させるための誓約書である。さらに、オリエンテーションや当該研修場所で研修を始めるにあたって、必要に応じて法令遵守義務や守秘義務を学習させることにより、法令遵守義務違反や守秘義務違反の行為の発生を未然に防止するよう教育を徹底する。

本年度においては、平成 28 年 9 月に仙台（10 数箇所）及び東京（数箇所）の法律事務所に依頼し、数十名程度の学生を選抜して各事務所で研修を行う予定である。具体的には、「オリエンテーション」「研修内容についての講義」（研修前指導）を行った後、1 週間の集中的な研修期間を設け、その期間学生は 2 名 1 組又は 1 名で連日弁護士事務所に赴いて法律相談、依頼者との打合せ、法廷活動等の傍聴等を行い、弁護士業務全般の実際を研修することとする。その後、参加学生は、「傍聴した事件の内容と見通し」「良い弁護士になるための必要事項」といった課題についてレポートを作成・提出し、講評会（研修後指導）において弁護士教員・研究者教員の指導の下でディスカッションを行う。

授業・作業の流れは概略以下の通り。

1. オリエンテーション・研修にあたっての諸注意
2. 各研修先における研修（1）
3. 各研修先における研修（2）
4. 各研修先における研修（3）
5. 各研修先における研修（4）
6. 各研修先における研修（5）
7. 各研修先における研修（6）

- 8．各研修先における研修（7）
- 9．各研修先における研修（8）
- 10．各研修先における研修（9）
- 11．各研修先における研修（10）
- 12．レポート作成・提出
- 13．研修結果・レポートについての討論・講評（1）
- 14．研修結果・レポートについての討論・講評（2）
- 15．研修結果・レポートについての討論・講評（3）

< 授業時間外学習 >

各研修先での見聞きした事件や手続等について、分析、調査等して今後の勉学に役立てて欲しい。

< 教科書・教材 >

特になし。参考資料は必要に応じて授業のなかで配付する。

< 成績評価の方法 >

授業や各研修プログラムにおける各学生の取り組み・提出レポートによって評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

< その他 >

履修希望者が40名を超える場合、選抜を行う。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	模擬裁判			単位	2	担当教員	廣瀬・翠川・矢部
配当年次		L 3	開講学期	集中講義	週間授業回数		-
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW622	

< 目 的 >

本講義は、刑事手続に携わる実務法曹の役割を具体的に疑似体験することによって、実務法曹として必要な知識や基礎的な訴訟技術を習得することを目的とする。併せて、起訴状、冒頭陳述書、論告、弁論、判決書の書き方の基本とともに、その前提としての事実認定の基礎を学習する。

< 達成度 >

2年の「実務刑事法」、3年前期の「刑事裁判演習」で学んだ知識を、模擬裁判の実践によって、確実なものとして身につけ、具体的な訴訟の場面において、刑事訴訟法・規則の規定や法理論に即して的確に対応することができる。

< 授業方法・内容 >

本授業は、履修者が、検察官、弁護士、裁判官の各役割を分担して、公訴提起から判決に至るまでの公判手続を実演し、これに対して、検察官、弁護士又は裁判官としての経験を持つ実務家教員が理論及び実務の観点から適切な指導を行う形で進められる。

履修者には、模擬裁判における実演に先立って行われるオリエンテーション・講義への参加、通常の予習にとどまらない公判傍聴や裁判例・文献の調査、模擬裁判当日に向けての準備・練習を自主的に行うこと及び模擬裁判当日における公判手続の実演が求められる。また、本授業終了後、模擬裁判に向けてどのような準備を行ったか、模擬裁判を実演した上での反省点などについてのレポート提出が求められる。

なお、オリエンテーション・講義の日程は、履修者に予定表を配布することによって周知する。

< 授業時間外学習 >

授業時間外学習に関する指導は、配布する予定表の中に具体的に記載して指示する。また、裁判、検察、弁護の各教員が、それぞれの役を担当することになった履修者に対し、個別に指導する。

< 教科書・教材 >

実際の事件記録を基に作られた事件記録教材を使用する予定である。

< 参考書 >

- ・ 廣瀬健二著「コンパクト刑事訴訟法」(新世社)
- ・ 廣瀬健二編著「刑事公判法演習」(立花書房)
- ・ 司法研修所刑事裁判教官室編「プラクティス刑事裁判」(法曹会)
- ・ 山室恵編著「刑事尋問技術〔改訂版〕」(ぎょうせい)
- ・ 司法研修所編「刑事判決書起案の手引」(法曹会)
- ・ 司法研修所検察教官室編「検察講義案」(法曹会)
- ・ 司法研修所編「刑事実務弁護」(日本弁護士連合会)

このほかの文献等は、授業時に具体的に指示する。

< 成績評価の方法 >

授業や準備作業・実演における取り組みの状況に、成果としての起訴状、冒頭陳述書、論告、弁論、判決書の起案も加味して総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	リーガル・リサーチ		単位	2	担当教員 金谷、芹澤、樺島
配当年次	L 1、2	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW511	

< 目 的 >

この授業は、法曹実務家として活動するために不可欠な情報収集能力、情報処理能力及び文書作成能力を修得することを目的とする。実務においては、直面する問題について、最新のものを含めた的確な情報を収集し、それらを適切に整理する能力が要求される。そうした能力を養うために、リサーチの技法や検索ツール等について全般的な解説をし、実際にそれらを使用して法情報を調査・分析する訓練を行う。

< 達成度 >

事案解決に必要な法情報（法令、判例及び学説等）の収集及び調査・分析ができる。法情報を適切に引用し、自分の考え方のよりどころや裏付けとしながら、理論的に結論を導いて文書としてまとめることができる。

< 授業内容・方法 >

授業では、以下の内容について、それぞれ電子媒体（インターネット、データベース）と紙媒体（雑誌、書誌）を用いた検索・情報収集の方法について解説する。リサーチの結果を文書にまとめる訓練を行うために、数回のレポートを課す。

- 第 1 回 ガイダンス
 - └ 法科大学院教育研究支援システム（TKC）の構成と使い方・注意事項
- 第 2 回 リーガル・リサーチ概論、インターネットを用いた検索の基礎
- 第 3 回 実務家教員による講演（リサーチ・文書作成方法）
- 第 4 回 文献・学説の探し方、文献情報の読み方
- 第 5 回 法令・立法資料の探し方、法令情報の読み方
- 第 6 回 判例の探し方、判例情報の読み方
- 第 7 回 デジタル資料、オンライン・データベース資料の利用方法
 - └ 調査結果のまとめ方、文書化、書面の書き方の訓練
- 第 8 回 法令・判例の解釈理論、学習方法（私法分野の調査と課題——権利濫用法理を事例として）
- 第 9 回 " (公法分野の調査と課題——法学的方法論)
- 第 10 回 事例 1（公法）
- 第 11 回 事例 2（民事法）
- 第 12 回 事例 3（刑事法）
- 第 13 回 補論（アメリカ法情報調査）
- 第 14 回 補論（国際法・ヨーロッパ法情報調査）
- 第 15 回 最終課題レポートの出題と解説

技能科目として、適宜特定のテーマを与え、関連する裁判例や文献等の検索とその結果をレポートにまとめる訓練と学修を行う。特に技能修得度を評価するために、講義の最後に、実習として、実際の事件を素材にした小論文課題を課し、講評する。受講生は、法令・判例調査、学説調査、外国法調査に主体的に取り組むことで、適切な検索ツールの選択、的確な検索キーワードや条件の設定、検索情報の取捨選択、情報の整理、文書作成、適切な引用の仕方等を身に付けることができ、実務法曹に必要とされる情報収集能力、情報処理能力及び文書作成能力の修得に役立つ。

< 授業時間外学習 >

予習案内・復習課題については授業のときに周知するとともに、法科大学院教育研究支援システム(TKC)にて周知する。この授業は実務基礎科目であり、受講生が授業時間外に主体的に検索ツール等を利用し、技能を修得することが求められる。

< 教科書・教材 >

教材は、法科大学院教育研究支援システム(TKC)を通じて適宜配付するとともに、専用のウェブページを用いる。法政実務図書室、その他の場所におけるリーガル・リサーチの実習を含む。以下に挙げる参考文献以外の文献については、授業のときに随時紹介する。

< 参考文献 >

いしかわまりこ，藤井康子，村井のり子『リーガル・リサーチ〔第4版〕』（日本評論社，2012年）
田高寛貴，原田昌和，秋山康浩『リーガル・リサーチ&レポート』（有斐閣，2015年）
弥永真生『法律学習マニュアル〔第3版〕』（有斐閣，2009年）

< 成績評価の方法 >

授業における質疑応答、講義期間中に出される課題の評価（30％）及び最終レポート（70％）の総合評価による。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

< その他 >

模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック等、他の実務基礎科目において、実際にリーガル・リサーチを行うことが前提とされている。

オフィス・アワーについては、別途案内する。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	民事法発展演習			単位	2	担当教員	信濃 孝一 本條 裕
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW623	

< 目 的 >

具体的な事例を題材として、ソクラテス・メソッドによって討論することを通じて、法曹実務の基礎となる民事法の基本的な考え方、その実務的な適用の在り方等を習得することを目的とする。

< 達成度 >

複数の見解が成立する複雑な具体的紛争について、当該見解の基本的な法律解釈や要件事実の基礎的な理解を超えて、各見解の相異のよって来る所以と各見解による帰結を説明できる。当該紛争の適切妥当な解決のためには、どのような考え方、方策（民事保全、民事執行等の付随的手続を含めて）をとるべきかを提示できる。これらを主体的な訴訟活動の観点に立脚して指摘できる。また、具体的設例において、攻撃防御方法や事実認定の構造について考察し、争点整理やそれを前提とした争点に係る事実認定（証拠評価）につき、自らの考えを説明することができる。

< 授業内容・方法 >

実務家（裁判官）教員により、最高裁判例を教材として、理論上、実務上の問題点を検討したり、下級審の裁判例を基にした教材を利用して、（最高裁判例がある分野については、その判例を踏まえつつ）紛争の実態に合った適切妥当な解決を導くための法律構成、法律解釈、事実の見方を学習する。また、具体的な事例に基づく教材を用い、民事訴訟手続の流れに沿って、これまで勉強してきた法律知識を実際の民事訴訟においてどのように活用するのかを学習していく。具体的には、代理人弁護士としてどのような訴訟活動（民事保全、民事執行等も含む。）をすべきか、裁判官としてどのような訴訟指揮をすべきか、又はどのような判決をすべきか等を動的な視点を持って検討してもらうことを予定している。学生は、関連判例、文献等を調査、検討の上、授業に臨むことが求められる。

2名の教員が前半と後半に分けて分担する予定であるが、具体的予定は別途発表する。

< 授業時間外学習 >

授業中に周知する。

< 教科書・教材 >

教科書は、特に指定せず、教材を適宜配布する。

< 成績評価の方法 >

授業における各学生の取組姿勢、成果等を平常成績として評価する。また、夏期休暇期間中にレポートを課す。夏期休暇中のレポートの評価を8割とし、これに平常の評価を2割の割合で加算する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

< その他 >

形式的な履修要件は定めないが、民法、商法及び民事訴訟法を中心とした基礎知識を習得していることが受講の前提となる。また、「民事要件事実基礎」を履修済みであるか、並行して履修中であることが望ましい。

科目群	実務基礎科目						
授業科目	民事法発展演習			単位	2	担当教員	佐藤 裕一
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW623	

< 目 的 >

1. 交通事故を素材とした「民事弁護実務」をテーマとする演習です。
2. 近時の交通事故損害賠償実務は多岐にわたる法的論争を経て理論的にも複雑化・深化しています。また事件処理にあたって、事故態様の分析には工学的な、医師の治療や素因減額の問題については医学的な問題点を含むことになり、法律以外の分野についても幅広い知識と理解が要求されています。また法律の問題としても、民事的には自動車損害賠償保障法、道路交通法、保険法、民事訴訟法、労働者災害補償保険法、各種労働保障法等が関係していますし、刑事的には危険運転致死傷罪の適用が、行政的には免許の取消処分や、反則金制度が関連してきます。この演習は、交通事故を素材として、弁護士に求められる種々のスキルを学ぶものです。
3. 演習の中では様々な判例を取りあげて、論争点を把握することを前提として、弁護士としての紛争解決という観点からの対応を最重要視しています。解決方法としての示談、ADR、民事調停、民事訴訟の仕組みや特徴について学び、選択基準を検討します。紛争解決を図るためには、交通事故損害賠償に特有の証拠、損害算定基準及び書式等の理解が不可欠ですので、後述する資料集をしっかりと習得してもらいます。
4. 前項までの習得を前提とし、それらの知識を応用する実践として、訴状・答弁書の法的文書の起案を行ってもらいます。この法的文書の作成によって、交通事故損害賠償事件について真の理解ができているのか、紛争解決のツールとして現実に用いることができるのか、自ら確認することができることとなります。

< 達成度 >

この演習を通じて、交通事故の解決についての「民事弁護実務」に必要な基礎知識、証拠収集、解決手段の選択及び法的文書作成の基本が習得できることを目標にします。

< 授業内容・方法 >

講義の進め方

この分野は判例が数多く出されているため、毎回テーマごとに典型的な判例をいくつか取り上げます。予めTKC教育支援システム上に、レジュメと演習の素材とする判例を掲載します。レジュメはある程度詳細なものとし、その中に検討事項をQとして示し、予習してきてもらいます。判例も事前に検討してきてもらい、演習においては予習を前提にして、各論点について議論・検討していき理解を深めていきたいと思っています。なお演習に先立って適宜参照することになる交通事故損害賠償実務に特有な証拠、損害算定基準、書式、及び平成11年11月22日の三庁共同提言等を含んだ資料集を配布します。

演習のうち2回を法的文書作成にあてます(そのために起案に先だって2回文書作成の解説をします)。具体的な事例に即して、訴状、答弁書を即日起案してもらいます。起案終了後に参考答案を配付して簡単な講評を行います。期末試験も訴状起案を予定しています。

授業内容

1. まずは、交通事故によって、民事・刑事・行政的にそれぞれどのような問題が生じるのかを学びます。
2. 損害賠償額算出の基準について、赤本・青本等を基に理解を深めます。
3. 損害保険のシステムを理解し、それを前提として、交通事故損害賠償にかかる実体法と手続法の理解のために、判例の解釈、射程範囲について検討します。
4. 具体的な設例を基にして、過失相殺・素因減額の割合についてどのような要素を勘案してどのように判断するのかディスカッションします。
5. 交通事故紛争の解決手段の選択基準を学び、具体的な設例を基にして、示談交渉の持ち方について検討します。
6. 交通事故損害賠償訴訟の証拠収集や立証活動について学びます。
7. 訴状、答弁書の作成について学び、具体的な事例に即して、訴状・答弁書を即日起案してもらいます。

< 授業時間外学習 >

T K C にレジュメを掲載します。その中の「Question」や扱う判例を予習してきて下さい。

< 教科書・教材 >

教科書

特に指定しません。講義では予め T K C にレジュメと検討してもらった判例を掲載します。但し、資料集はしっかりと目を通して下さい。

参考書

特に指定ませんが、各自が使用している不法行為法の基本書を常に確認して下さい。また T K C に掲載されている交通事故判例百選を必要に応じて参照して下さい。

< 成績評価の方法 >

期末試験（パソコン以外持ち込み可）を 50 点、演習における即日起案を 20 点、演習における発言内容を 30 点として評価します。

なお、成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなります。

科目群	実務基礎科目					
授業科目	民事法発展演習		単位	2	担当教員	石井 彦壽
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW623	

< 目 的 >

実務家は、実体法、手続法をそれぞれ単体として体系的・横断的に理解し、また、様々な法律を有機的に関連づけて紛争の解決や予防の業務を遂行しなければならない。

本演習は、多様な教材を用いて、上記のような実務家としての具備すべき法律知識を習得すること及び事実認定能力、問題解決能力、法律文書作成能力、紛争予防能力を養うことを目的とする。

< 達成度 >

複雑な事実関係の紛争について、実体法、手続法を総合的に考慮して問題点を把握するとともに、証拠からその解決に必要な事実を抽出し、様々な解決の可能性を考えたうえで、原告、被告双方の立場から議論し、主張し、それを法律文書として表現することができる能力を身につける。また、弁護士となった場合に、契約締結前に、リーガルチェックをし予め紛争を予防する能力も身につける。

< 授業内容・方法 >

複雑な内容をもつ事例問題のほか、判例・学説に依拠するだけでは解決できないような法律問題も扱うほか、リーガルチェックの問題も扱う。

但し、演習は基礎的な法律知識を確認しながら進める。

予め判例・学説の調査をし問題をよく考えておくこと、授業においては活発な議論を展開することが求められる。

< 授業時間外学習 >

詳細は、授業中に指示する。

< 教科書・教材 >

教材は、T K C 等により、適宜配布する。

< 成績評価の方法 >

授業における取り組み姿勢、議論の内容(2 0 %)のほか、期末におけるレポート試験の結果(8 0 %)によって評価する。

なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1 つとなる。

< その他 >

かなり高度な内容を扱うので、実体法、手続法、要件事実論の基礎知識を習得していることが前提となる。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	刑事実務基礎演習			単位	2
				担当教員	矢部 良二
配当年次	L 2、3	開講学期	通年	週間授業回数	概ね隔週 1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW624	

< 目 的 >

本演習は、基幹刑法及び基幹刑事訴訟法（又は実務刑事法）で習得した原理原則や論点に関する知識が実務上どのような形で問題となるのかを事例問題等を題材として検討し、知識の定着を図るとともに、事例問題に対する解答等を通じて、法的思考力やそれを文章で表現する能力を涵養することを目的とする。

< 達成度 >

刑法及び刑事訴訟法における原理原則や論点に関する基本的な知識を確実なものとし、それを事例問題に対する解答等で、論理的・説得的な法律文章として表現できる。

< 授業内容・方法 >

毎回、授業の前半では、平成 28 年度の基幹刑法及び基幹刑事訴訟法（又は平成 27 年度の実務刑事法）で取り扱われた原理原則や論点を含む事例問題等について、その場で検討し、自己の見解や結論、その見解を採用する理由やその結論を導いた思考過程を起案することを求める。授業の後半では、その回で検討した事例問題等に対する解説講評や質疑応答を行う。

授業で扱う主要なテーマは以下のとおりである（授業の進行については、平成 28 年度の基幹刑法及び基幹刑事訴訟法の進行とリンクさせる。テーマを変更する場合には T K C 等で事前に周知する。）。

- 第 1 回 刑法 1（実行行為）
- 第 2 回 刑事訴訟法 1（捜査の端緒、強制捜査・任意捜査の区別、被疑者取調べ）
- 第 3 回 刑法 2（共犯論）
- 第 4 回 刑事訴訟法 2（逮捕勾留に関する諸問題）
- 第 5 回 刑法 3（因果関係、錯誤）
- 第 6 回 刑事訴訟法 3（搜索差押えに関する諸問題）
- 第 7 回 刑法 4（未遂犯、財産犯 1）
- 第 8 回 刑事訴訟法 4（訴因の特定、訴因変更）
- 第 9 回 刑法 5（財産犯 2）
- 第 10 回 刑事訴訟法 5（証拠法総論、違法収取証拠排除法則）
- 第 11 回 刑法 6（公共危険犯）
- 第 12 回 刑事訴訟法 6（自白法則、補強法則）
- 第 13 回 刑法 7（公共の信用に対する罪）
- 第 14 回 刑事訴訟法 7（伝聞法則）
- 第 15 回 刑法 8、刑事訴訟法 8（未定）

< 授業時間外学習 >

T K C 等で周知する。

< 教科書・教材 >

特に指定しない。

<成績評価の方法>

期末試験（８０％、後期末に実施、前期末には試験を実施しない。）及び平常点（２０％、各回の事例検討や質疑応答の内容を考慮）により評価する。

成績評価に際しては、上記<達成度>が指標の１つとなる。

<その他>

履修希望者が２０名を超える場合には面談による選抜を行う。

授業の実施日についてはＴＫＣ等で事前に周知する（各期末の授業の実施日が変則的なものになる予定なので、留意願いたい。）。

科目群	実務基礎科目				
授業科目	刑事実務演習		単位	2	担当教員 矢部 良二
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW625	

< 目 的 >

本演習は、刑事実体法又は刑事手続法に関わる事例問題を題材として、事案を適正妥当に解決するための法的思考能力、すなわち、「事案を法的に分析して問題点を抽出した上、問題点に関する規範を定立し、その規範に事案から抽出した有意な事実をあてはめ、適切妥当な結論を導く実践的な能力」を修得することを目的とする。さらに、実務においては、自己の見解やその法的思考過程を文章で表現し、相手方に伝達・説得する必要があることから、これまでの学習や本演習で修得した法的思考力を文章で表現する能力を涵養することも重要な目的である。

< 達成度 >

法解釈上の問題を含む事例問題について、事案を適正妥当に解決し、それを論理的・説得的な法律文章として表現できる。

< 授業内容・方法 >

受講者は、授業の前半で提示される事例問題について、その場で検討し、問題点を発見し、その問題点に関する自己の見解や結論、その見解を採用する理由やその結論を導いた思考過程を起案することが求められる。その上で、課外において、当該問題点に関する裁判例・文献を検討し、次の授業の後半において行われる当該問題点に関する議論に積極的に参加し、自己の見解等を説得的に説明することが求められる。

授業の予定は次のとおりである（変更がある場合には T K C 等で事前に周知する。）。

- 第 1 回 オリエンテーション、事例問題 1（刑法 1：実行行為、因果関係、故意）の検討
- 第 2 回 事例問題 2（刑事訴訟法 1：捜査の端緒、強制捜査・任意捜査の区別、被疑者取調べ）の検討、事例問題 1 の解説講評及び質疑応答
- 第 3 回 事例問題 3（刑法 2：共犯論）の検討、事例問題 2 の解説講評及び質疑応答
- 第 4 回 事例問題 4（刑事訴訟法 2：逮捕勾留に関する諸問題）の検討、事例問題 3 の解説講評及び質疑応答
- 第 5 回 事例問題 5（刑法 3：違法性阻却事由）の検討、事例問題 4 の解説講評及び質疑応答
- 第 6 回 事例問題 6（刑事訴訟法 3：捜索差押えに関する諸問題）の検討、事例問題 5 の解説講評及び質疑応答
- 第 7 回 事例問題 7（刑法 4：財産犯以外の個人的法益に対する罪）の検討、事例問題 6 の解説講評及び質疑応答
- 第 8 回 事例問題 8（刑事訴訟法 4：接見交通権、排除法則）の検討、事例問題 7 の解説講評及び質疑応答
- 第 9 回 事例問題 9（刑法 5：財産犯）の検討、事例問題 8 の解説講評及び質疑応答
- 第 10 回 事例問題 10（刑事訴訟法 5：公訴提起に関する諸問題）の検討、事例問題 9 の解説講評及び質疑応答
- 第 11 回 事例問題 11（刑法 6：社会的法益に対する罪）の検討、事例問題 10 の解説講評及び質疑応答
- 第 12 回 事例問題 12（刑事訴訟法 6：伝聞法則）の検討、事例問題 11 の解説講評及び質疑応答
- 第 13 回 事例問題 13（刑法 7：国家的法益に対する罪）の検討、事例問題 12 の解説講評及び質疑応答
- 第 14 回 事例問題 14（刑事訴訟法 7：自白法則、補強法則）の検討、事例問題 13 の解説講評及び質疑応答
- 第 15 回 事例問題 14 の解説講評及び質疑応答

<授業時間外学習>

T K C等で事前に周知する。

<教科書・教材>

特に指定しない。

<成績評価の方法>

期末試験(80%)及び平常点(20%、各回の事例検討や質疑応答の内容を考慮)により評価する。
成績評価に際しては、上記<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

履修希望者が10名を超えた場合には選抜を行う。その場合は、関連する法律科目の前年度の成績(本年度新入学者については入学試験の成績)により判断した本演習への適性の有無・程度を基準とする。

平成28年度については、「刑事実務演習」と合同で開講する。

科目群	基礎法・隣接科目						
授業科目	法学の基礎			単位	1	担当教員	嵩さやか・滝澤紗矢子 ・ 中原太郎
配当年次		L 1	開講学期	前期	週間授業回数		変則開講
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW512	

< 目 的 >

未修者が第1年次科目の学習を円滑に行うための学修支援科目である。第1年次科目の学習の前提として不可欠な、法令・判例の読み方、法的考え方、法の解釈等、法学に関する基礎的な知識を修得することを目的とする。

< 達成度 >

法令や判例の構造、法律用語、法解釈の手法、法的思考法等について理解することができる。法令や判例を適切に読み、法的な思考に基づいた理論的な文章を書くことができる。

< 授業内容・方法 >

1. 授業方法

授業は、3名の教員によりオムニバス方式で行われる。4月～5月上旬に授業を行い、5月下旬に課題の解説とまとめを行う。

原則として講義形式とするが、適宜、質疑・応答を交えることにより、その理解を深めることを予定している。また、授業の中で、小テストや簡単な課題を課すことがある。

2. 授業の内容と順序

- 1) オリエンテーション： 法の一般理論
- 2) 法源： 制定法の構造と読み方
- 3) 法的思考とは何か
- 4) 法の解釈(1)
- 5) 法の解釈(2)
- 6) 法源： 判例(1)
- 7) 法源： 判例(2)及び総合演習
- 8) 課題の解説とまとめ

< 授業時間外学習 >

授業中に適宜指示する。

< 教科書・教材 >

教材として、レジュメ等を適宜配布する。

< 参考文献 >

授業の中で、適宜紹介する。

< 成績評価の方法 >

レポート試験(50%)、平常点(50%：授業への取り組みの状況、小テストの結果、課題への取り組みの状況等を考慮する)により総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

法科大学院で法学をはじめて学修する者及びそれに準ずる者は、必ず履修すること。

科目群	基礎法・隣接科目						
授業科目	日本法曹史演習			単位	2	担当教員	坂本 忠久
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW626	

< 目 的 >

近世（江戸時代）から明治前期にかけての日本の法や裁判制度について考察する。具体的には、近世の目安箱、刑事訴訟法、刑事内済、刑事政策、裁判制度、私法制度、明治期の刑事法、家族制度、裁判制度、弁護士制度等に関する最近年の研究成果を具体的な題材とし、特に質疑応答を通じて各制度の特色や問題点を理解することをねらいとする。

上記の点に関する理解を手掛かりとして、現在の法制度や裁判制度の成り立ちや意義等をより明確に把握できるようにしたい。

< 達成度 >

現在の法や裁判制度の前提として、江戸時代より明治期における法や裁判制度の特徴について理解を深める。

< 授業内容・方法 >

1 回ごとにテーマに沿った題材について説明した後、各自の質疑応答により理解を深めたい。

< 授業時間外学習 >

詳細は授業中に具体的に指示します。

< 教科書・教材 >

日本法制史の最新の研究成果を活用、利用する予定である。前の回に次回分を配布する。

< 成績評価の方法 >

学期末試験（60%）と授業への取り組みの状況（40%）を総合して行う予定である。

なお、成績評価に関しては、上記の 達成度 が指標の 1 つとなる。

< その他 >

江戸時代以降の日本史に関する最低限の知識を持っていることが望ましい。

科目群	基礎法・隣接科目						
授業科目	実務法理学			単位	2	担当教員	樺島 博志
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW628	

< 目 的 >

基本権をめぐる推論と判断の方法論的枠組の修得。

< 達成度 >

履修者は、法的三段論法の修得を学習の到達目標とする。その際、基本権審査にかかわる三段階審査の手法を参考にして、法的三段論法を基本権審査においてどのように用いるのかを学修する。

法律学方法論の一分野として、ことに近年、ドイツ公法学のいわゆる三段階審査の手法が紹介されている。日本における三段階審査手法の紹介に見られるように、人権・基本権をめぐる問題では、日本とドイツでは制度的背景を異にしながらも、推論方法において共通性が見られる。日本とドイツの公法学の比較を通じて、方法論的な普遍性と制度的な差異をふまえて、学修者が自らの基本権審査手法を確立することを目標とする。

< 授業内容・方法 >

本講義では、担当者による法律学方法論の解説を出発点として、履修者は、講義ごとに与えられる基本権をめぐる事案について、事案の設問にたいする起案を行う。履修者は、事案の設問について自ら起案した法的推論をもとに、担当者と受講者の対話を通じて、推論方法と起案技術の修得と確立に努める。

講義進行予定

- | | |
|----------------|----------------------|
| 1 事案への予備的アプローチ | 9 行政法の三面関係—その3 |
| 2 法律学方法論概観 | 10 不法行為による基本権侵害—その1 |
| 3 防禦権審査—その1 | 11 不法行為による基本権侵害—その2 |
| 4 防禦権審査—その2 | 12 契約による基本権侵害—その1 |
| 5 防禦権審査—その3 | 13 契約による基本権侵害—その2 |
| 6 防禦権審査—その4 | 14 総合問題—基本権のパターン認識 |
| 7 行政法の三面関係—その1 | 15 基本権審査手法の総括—質疑応答など |
| 8 行政法の三面関係—その2 | 期末筆記試験 |

< 授業時間外学習 >

講義の枠組のなかで事案分析の枠組を検討するので、授業時間外においては、復習として、審査結果を文書のかたちで起案することをすすめる。

< 教科書・教材 >

講義進行のためにスクリプト・課題プリントを配布する。

参考文献

- 小山剛『基本権保護の法理』成文堂、1998.
 同『「憲法上の権利」の作法』尚学社、2009.
 山本敬三『公序良俗論の再構成』有斐閣、2000.

< 成績評価の方法 >

期末試験 95%、講義における質疑 5%。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

< その他 >

担当者に対する質問：オフィス・アワー、およびそれ以外の時間については個別に相談に応じる。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	実務法理学		単位	2	担当教員 樺島 博志
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW629	

< 目 的 >

「現代型訴訟」の実証分析—水俣病事件の法理学的アプローチを学修する。

< 達成度 >

まず履修者には、法理学の講学上の「現代型訴訟」概念枠組を的確に把握することが求められる。

的確な概念把握にもとづき、水俣病事件にかかわる一連の訴訟を題材として、公害訴訟の法的争点と立証責任の分配などの法実務内在的問題と、訴訟の社会政治的機能という法理論の問題との、両面から、総合的に事案を認識し解決する能力を修得することが、講義の到達目標である。

< 授業内容・方法 >

「現代型訴訟」の実証的分析対象として水俣病事件を取り上げる。水俣病事件をめぐる一連の訴訟について、因果関係論と裁判所の科学的審査能力、民事訴訟と行政訴訟との関係、訴訟の社会政治的機能といった実定法学内在的分析と法理論的分析とを合わせて行う。こうした法理学固有の解明手法を通じて、現代型訴訟をめぐる高度現代社会における法の機能、法と政治、法と道徳といった法哲学本来の課題を解明する。

講義進行予定

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 講義の概要・趣旨 | 9 熊本水俣病事件第3次訴訟 |
| 2 新潟水俣病事件第1次訴訟 | 10 中間考察3 |
| 3 熊本水俣病事件第1次訴訟 | 11 熊本水俣病刑事事件 |
| 4 中間考察1 | 12 熊本水俣病川本事件 |
| 5 水俣病認定不作為違法確認訴訟 | 13 中間考察4 |
| 6 熊本水俣病事件第2次訴訟 | 14 現代型訴訟と水俣病事件 |
| 7 中間考察2 | 15 現代型訴訟の今日的課題 |
| 8 水俣病認定溝口訴訟 | 持ち帰り筆記試験 |

< 授業時間外学習 >

講義の枠組のなかで事案分析の枠組を検討するので、授業時間外においては、復習として、審査結果を文書のかたちで起案することをすすめる。

< 教科書・教材 >

講義進行のためにスクリプト・課題プリントを配布する。

参考文献

淡路、大塚、北村編『環境法判例百選』第2版、別冊ジュリストNo.206(2011)。
 田中成明『現代日本法の構図』増補版、悠々社、1992。
 坂東克彦『新潟水俣病の三十年—ある弁護士の回想』日本放送出版協会、2000。
 日弁連編『公害・環境訴訟と弁護士の挑戦』法律文化社、2010。

< 成績評価の方法 >

学期末に実施する持ち帰り筆記試験(レポート試験)95%、講義における質疑5%。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

担当者に対する質問：オフィス・アワー、およびそれ以外の時間については個別に相談に応じる。

科目群	基礎法・隣接科目						
授業科目	実務外国法			単位	2	担当教員	芹澤 英明
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW630	

< 目 的 >

この授業の目的は、インターネット上で公開される実務的教材・資料（判例をもとにした問題群）を素材にソクラテス・メソッドによって対話・討論を行っていくことを通じて、実務アメリカ法の基本的枠組みを理解しつつ、法曹実務において必要となるアメリカ法の知識、思考方法、法技術を修得していくことにある。これによって実務アメリカ法について基本的知見をもった国際的な法曹人となるための基礎を築くとともに、涉外法務の主流である英米法系の諸外国との間に生じる複雑な国際法務の問題にも対応できる基礎的能力を養成する。

< 達成度 >

判例法主義をとることからくるアメリカ契約法判例の分析枠組みを中心とする、アメリカ契約法の基本的な制度構造を理解し、日本法のアプローチの仕方との相違が十分説明できるようになること。

< 授業内容・方法 >

アメリカ契約法の判例教材を用いて、ケースメソッドによる授業を行う。学生は、予め指定されたインターネット上の教材の該当部分と基本判例（英文）を読み、自らの理解・問題認識を深めたうえで授業に臨むことが要求される。授業では教員と学生との対話・問答を基本としながら、アメリカ契約法の基本的な枠組みの理解を深めていく。受講者それぞれが法律英語の理解を深めることができるように、講義と演習の中間的な形態をとることにより、受講者のニーズに応じた工夫をする予定である。

受講者は、予め用意された事案（日本法の判例・学説の思考枠組みでは理解できない特徴的な争点を含んだ事案）の問題点を整理し、その解決手段について各自意見を準備したうえで授業に臨むことが要求される。授業は、任意に指名された学生による報告とこれに対する質疑応答・討論によって進められ、これによって新たに生起する日米間の法務摩擦に対処するための問題解決能力が養成される。さらに、この授業では、表面的な日米比較法ではなく、最先端のアメリカ法理論（法社会学・法と経済学等）に依拠した理論的なアプローチによって、日米両国間の法制度の相違を説明する手法を学ぶことが期待されている。

各回におけるテーマは以下の通りである。

アメリカ契約法

- 1 イントロダクション - アメリカ法における「契約」の意義：判例の読み方
- 2 救済法の原則
- 3 履行利益・信頼利益・原状回復利益
- 4 約因と約束的禁反言 (1)
- 5 約因と約束的禁反言 (2)
- 6 申込と承諾
- 7 書式の抵触・捺印契約・詐欺防止法
- 8 Parol Evidence Rule と契約の解釈
- 9 契約の解釈 (続) と錯誤
- 10 強迫・不当威圧
- 11 不実表示・非良心性
- 12 リスクの負担

- 1 3 契約の履行・不履行 (1)
- 1 4 契約の履行・不履行 (2)
- 1 5 契約法理論の進展

< 授業時間外学習 >

インターネット教材へのアクセス及び法政実務図書室でのリーガル・リサーチが含まれる。

< 教科書・教材 >

- ・インターネット教材 (ケースブック) <http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/>
- ・樋口範雄『アメリカ契約法』(第 2 版 弘文堂 2008) .

参考書については、

- ・浅香吉幹『現代アメリカの司法』その他、授業の中で紹介する。

< 成績評価の方法 >

各回の対話・討論の内容 (10 %) および期末に行われる最終課題 (レポート試験) の成績 (90 %) によって評価する。さらに、各回の授業で出される自由課題を提出した場合には、その内容を評価し、全成績 100 点の範囲の中で、5 ～ 20 点の加点を行う。なお、成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

将来、国際法務の道に進むつもりであるなら、さらに「国際私法」の講義を受講することが望ましい。

科目群	基礎法・隣接科目					
授業科目	現代アメリカの法と社会		単位	2	担当教員	芹澤 英明
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW631	

< 目 的 >

不法行為法・商事法・経済法・知的財産法に関するアメリカ合衆国最高裁判所の代表的な判例を取りあげ、現代アメリカ社会における司法の役割の実態について学習する。最先端の現代アメリカ法の動態を学ぶことで、アメリカ法制度を概観するとともに、アメリカ社会で「法」が果たしている重要な機能について基礎的な理解を得ることを目的とする。

< 達成度 >

現代アメリカ法の基本的特徴を示す、多元性(連邦法・州法の関係)、陪審制、懲罰的損害賠償(punitive damages)、クラスアクション(class action)等の制度について、主要判例の争点と理由づけを十分理解すること、及び、日米比較法の観点から現代アメリカ司法制度が社会の中で果たしている役割について説明できるようになること。

< 授業内容・方法 >

この授業は、すべて日本語の教材を用いて、講義形式で行う。

各回の授業では、その回のテーマにかかわる判例を解説し、その判例が、アメリカ法体系の中で持つ意義を考えるとともに、その法的問題がアメリカ社会の中でどのような意義を持っているか探求していく。

予習復習の便宜のために、インターネット上でケースブック形式の教材を使用する。

各回のテーマは次の通りである。

- 1 州裁判所管轄の限界 Long Arm Statute : Asahi Metal 判決 (1987)
- 2 懲罰的損害賠償 (Punitive Damages) : Honda Motor 判決 (1994)
- 3 現代的な不法行為 タバコ訴訟 : Philip Morris 判決 (2007)
- 4 Trial 構造 (1) Evidence/Expert Witness
- 5 Trial 構造 (2) 憲法第7修正 : 民事陪審制度
- 6 不法行為法改革の動き
- 7 不法行為法の構造
- 8 準拠法選択問題 Choice of law
- 9 十分な信頼と信用 Full Faith and Credit
- 10 救済法 Injunction : e-Bay 判決 (2006)
- 11 情報不法行為 : Bartnicki 判決 (2001)
- 12 証券規制クラスアクション
- 13 経済法 3倍賠償 (Treble Damages)
- 14 特許権 : MedImmune 判決 (2007)
- 15 著作権 : Grokster 判決 (2005)

< 授業時間外学習 >

インターネット教材へのアクセス及び法政実務図書室でのリーガル・リサーチが含まれる。

<教科書・教材>

- ・ インターネット教材（ケースブック）<http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/>

<参考文献>

- ・ 浅香吉幹『現代アメリカの司法』
- ・ 浅香吉幹『アメリカ民事手続法』
- ・ その他参考文献は、インターネット教材および授業の中で紹介する。

<成績評価>

各回の質疑応答・討論の内容(10%)および期末に行われる筆記試験の成績(90%)によって評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	法と経済学		単位	2	担当教員 森田 果
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW632	

< 目 的 >

この授業の目的は、法の経済分析（法と経済学）に関する基礎的な素養を習得することにある。伝統的な法学における利益衡量は、解釈論におけるにせよ、立法論におけるにせよ、しばしば直感的で曖昧な嫌があるのに対し、経済分析は、法ルールの設定に対応して人がどのように行動するのかについて、現実を抽象化したモデルに基づいてより客観的な分析を行おうとするものである。複雑な現実をモデル化して分析する経済分析は、思考の整理のためには非常に有用なツールであるが、他方で、モデル化の際に抜け落ちてしまった現実世界との差違に注意を払わないと、経済分析を「誤用」してしまう危険もある。そこで、授業においては、経済分析の有用性と、その利用の際の注意点を習得し、法律家として説得的な主張をなすことができるようになることを目指す。

< 達成度 >

さまざまな解釈論・立法論において経済分析を理解し、自らもある程度応用できるようになる。

< 授業内容・方法 >

この授業では、経済分析を活用することによってどのような知見が得られるのかについて、トピックを選んで解説する。適宜質問を投げかけることで、経済学的な考え方のセンスが養われるように努める。

各回の内容は、以下の予定（ただし、出席者の理解度等に応じて適宜変更される可能性がある）：

- 第 1 回：法と経済学入門
- 第 2 回：刑法の経済分析 1
- 第 3 回：刑法の経済分析 2
- 第 4 回：不法行為の経済分析 1
- 第 5 回：不法行為の経済分析 2
- 第 6 回：所有権法の経済分析 1
- 第 7 回：所有権法の経済分析 2
- 第 8 回：契約法の経済分析 1
- 第 9 回：契約法の経済分析 2
- 第 10 回：家族法の経済分析
- 第 11 回：会社法の経済分析 1
- 第 12 回：会社法の経済分析 2
- 第 13 回：会社法の経済分析 3
- 第 14 回：法と経済学のこれから（実証分析、行動経済学）
- 第 15 回：take home exam の説明

< 授業時間外学習 >

予習の必要は無いが、復習をすることが望ましい。

< 教科書・教材 >

スティーブン・シャベル『法と経済学』（2010、日本経済新聞社）

田中亘（編）『数字で分かる会社法』（2013、有斐閣）

伊藤秀史『ひたすら読むエコノミクス』（2012、有斐閣）

その他、担当教員が適宜参考文献を指定することがある。

<成績評価の方法>

期末試験(take home exam・80 %) 及び、授業への貢献度(20 %)による。期末レポートにおいては、半期の授業を通じて、どれだけ「経済学的に自分で考えられるようになったか」が問われる。文献を調べることによって「正解」が分かるような性質のものではないので、注意すること。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

各回で扱う分野についての基礎的な知識を受講者が持っていることが望ましい。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	外国法文献研究（英米法）		単位	2	担当教員 芹澤 英明
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW633	

< 目 的 >

最近出版され注目を集めている英米法文献（研究書・論文類）を精読することにより、英米法（アメリカ法・イギリス法等）に対する理論的・学問的理解を深めるための基礎的な訓練を行う。研究者志望の者だけでなく、実務法曹を目指す者が、将来、法律実務（国際法務を含むがそれに限らない）にたずさわりながら、大学等の研究機関で、より高度な法学研究を続けるための基礎力を養成する。

< 達成度 >

博士後期課程後継者養成コースに進学し、法律事務と研究活動が続ける上で前提となる、法律英語文献読解力及び日本語による論文作成力を身につけること。

< 授業内容・方法 >

授業は、個人指導ないしグループ指導のためのチュートリアル (tutorial) 方式で行う。

1. ガイダンス
2. 担当文献の解説・選択
3. テュートリアル（予習を前提にした文献読解・質疑応答・個別指導）
4. "
5. "
6. "
7. "
8. "
9. "
10. "
11. "
12. "
13. ゼミレポート作成指導・添削
14. "
15. ゼミレポートの提出および講評

< 授業時間外学習 >

ガイダンスの時に指示する。

< 教科書・教材 >

ガイダンスの時にプリント教材を配布する。

< 成績評価の方法 >

最終ゼミレポート（80％）及びティートリアルでの質疑応答（10％）・リサーチ結果（10％）を総合的に評価する。ゼミレポートは、脚注付きの小論文形式とし、内容については、リーガル・リサーチを行った上で、授業で精読した文献の紹介を行うものとする。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

< その他 >

研究大学院修士課程と法科大学院課程との共通科目として開講される。片平キャンパスの法科大学院で開講される。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	外国法文献研究（ドイツ法）		単位	2	担当教員 樺島 博志
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	隔週 2 時間
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW634	

< 目 的 >

本演習は、ドイツ法における事案解決の方法論を取り扱う。とりわけ、事案分析と起案にかかわる法的審査技術に着目する。ここでいう法的審査技術とは、法的紛争を解決するための固有の方法論的アプローチであり、具体的事案に総合的な検討を加えるための思考過程の類型化である。この技術はドイツにおいて、法的事案の分析と解決のための方法を学ぶうえで大きな役割を果たしている。事案解決のための技術と方法を学ぶことにより、参加者は事案解決を起案するための論理的な組立て方を習得し、個々の事案の本質的な問題を明確に見極められるようになるだろう。

< 達成度 >

この演習の目標は、受講者が事案解決の技術と方法の基礎を身につけることである。法律学方法論は、それ自体を目的とするのではなく、事案解決のために具体的に用いられるものである。参加者は、この意味での法律学方法論を、日本法を扱ううえで応用できるようになることを期待される。

< 授業内容・方法 >

法的審査技術事案解決にかんするドイツの入門書を講読する。参加者は、テキストの内容を日本語に翻訳し、的確に理解することを要求される。さらに、演習の事例問題について、テキストの解答例を参考に、自らの解答案を起案する。1 回目授業進行の方法について説明を行い、2 回目から 15 回目まで、2 コマを 1 ユニットとして計 7 問の事例問題について審査文書を作成する。

< 授業時間外学習 >

指定されたドイツ語による事例問題について、解答案を起案することを授業の予習課題とする。授業での審査結果を踏まえて、予習で作成した審査文書の見直しをすることを復習課題とする。

< 教科書・教材 >

ドイツ法の演習用教材は、担当者が準備し、受講者に配布する。

取り扱う教材は次のものを予定している。

Olzen, Drik; Wank, Rolf: *Zivilrechtliche Klausurenlehre mit Fallrepetitorium*, 5. überarbeitete Aufl. Köln, München: Carl Heymanns Verl. 2007.

Valerius, Brian: *Einführung in den Gutachtenstil: 15 Klausuren zum Bürgerlichen Recht, Strafrecht und Öffentliches Recht*, dritte, überarbeitete und aktualisierte Aufl. Würzburg: Springer, 2009.

Merten/Niederle: *Standardfälle Zivilrecht für Anfänger*, 5. Aufl. Altenberge: Niederle Media, 2008.

< 成績評価の方法 >

- ・平常点として、受講者の翻訳、解答案、討議の各成果と能力について総合的に評価する。(50%)
- ・期末課題として、授業で取りあげた事案のうち任意のものについて審査結果を起案し、レポートとして提出するものとする(50%)。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

ドイツ法のテキストと事例問題を扱うので、ドイツ語の基礎知識を受講の前提とする。

日本語の参考文献として、次のものを参照せよ。

樺島博志、トマス・シェーファー「法的思考と審査技術」法学 74 巻 6 号 (2011) 39-71 頁。

科目群	基礎法・隣接科目				
授業科目	外国法文献研究（フランス法）		単位	2	担当教員 嵩 さやか
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW635	

< 目 的 >

この授業は、フランス法に関心を持つ法科大学院の学生を対象に、法についてフランス語で書かれた文献を読むことを通じて、フランスの法・文化・社会に対する理解を深めることを目的とする。さらに、フランスを鏡として、日本法の理解を深めることも、重要な目的である。

< 達成度 >

フランス語の文献を正確に訳すことができ、さらにその内容について理解し検討することができる。

< 授業内容・方法 >

受講者が、毎回、教材の指定された部分を翻訳し、他の受講者・担当教員と質疑を行う形で進める。

< 授業時間外学習 >

詳細は授業中に指示します。

< 教科書・教材 >

Conseil d'orientation des retraites, « Retraites : droits familiaux et conjugaux », La documentation Française, 2009
の一部を予定しているが、受講者の興味にしたがって教材を変更する場合がある。

< 成績評価の方法 >

毎回の授業における翻訳および質疑応答、授業への取り組みの状況を評価対象とする「平常点」(50 %) と、「レポート」(50 %) による。なお、成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

質問は適宜、授業後に受け付ける。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	環境法			単位	2
				担当教員	北村 喜宣
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	学期前半に2回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW636	

< 目 的 >

環境法の私法的側面、および、環境法の理念・原則、環境法政策の手法については環境法 に委ね、本講義では、環境法の行政法的規制の法制度、および、それをめぐる行政訴訟について学習する。司法試験用論文に収録されているいわゆる 10 法のうちの主要法律を中心に検討する。単に個別法を解説するのではなく、環境法の基本的考え方手法を踏まえて、当該制度の存在理由、改正による展開の状況、制度運用の実態と改善方向などを議論し、多角的に法制度をとらえることができる能力の育成を目指す。

< 達成度 >

前半部分で講じられる環境法総論の議論を踏まえて、後半部分で講じられる個別環境法の仕組みを整理することができるようになること。

環境法政策の観点から重要と思われる改正について、「従来の仕組み、運用上の問題点、改正法の内容」という三点セットで理解ができるようになること。

環境影響評価法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、土壌汚染対策法、廃棄物処理法、自然公園法の規制の流れがイメージできるようになっていること。^

設例問題をみたときに、どこにどのような論点が伏在しているのかを見抜ける力がついていること。

< 授業内容・方法 >

1. 授業方法

レジュメのなかにある「Q」を中心にして議論をする。いくつかの「Q」については、課題として簡単なレポートを要求する。講義形式を基本とするが、頻繁に受講生の発言を求め、ときには行政法の理解も確かめながら進める。

2. 授業予定

15 回の講義予定は、以下の通りである。法制度の全体を概説するのではなく、論点をいくつかに絞って、深掘りをした議論をする。

(1) イントロダクション(環境法の全体像と環境法の学び方) (2) 環境法の基本的考え方 (3) 環境法の仕組み (4) 環境基本法 (5) 環境影響評価法 (6) 水質汚濁防止法(その1) (7) 水質汚濁防止法(その2) (8) 大気汚染防止法 (9) 土壌汚染対策法 (10) 循環基本法+廃棄物処理法(その1) (11) 廃棄物処理法(その2) (12) 廃棄物処理法(その3) (13) 自然公園法 (14) 問題演習(その1) (15) 問題演習(その2)

< 授業時間外学習 >

授業は、レジュメにあげられる「Q(質問)」の解説を中心に展開される。したがって、予習や復習の際には、この点を中心に、テキストや法令集を参照しつつ準備してほしい。

< 教科書・教材 >

1. 授業レジュメ(電子データで配布する)

2. 北村喜宣『環境法(第3版)』(弘文堂、2015年)

3. 大塚直ほか(編)『七訂ベーシック環境六法』(第一法規、2016年)(頻繁に法令集を参照するので、この資料は必携である)

<成績評価の方法>

期末試験 70 %、平常点 30 %（課題対応 20 %、授業への参加 10 %）。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の 1 つとなる。

<その他>

1. 初回講義時には、別途用意するプロフィールシートを完成の上、提出すること。
2. 授業は、前期の前半で終了する。火曜日 4 ～ 5 限を 7 回実施する。6 月 14 日は 4 限のみ。
3. 課題は、授業中間段階で実施する。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	環境法			単位	2	担当教員	大塚 直
配当年次		L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数		-
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW637	

< 目 的 >

これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

< 達成度 >

環境私法を中心とし、重要な環境訴訟について、事案と法理論上の問題点を把握し、自らの結論を理由とともに導くことができる。環境法の理念・原則について環境法全体との関係で理解する。

< 授業内容・方法 >

環境法の判例を扱うほか、環境法の総論的課題：理念・原則・手法と、個々の環境法の諸問題との連関について扱う。

講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法 Basic(第2版)(有斐閣、2016)を通読の上、授業に持参すること。

- 第 1 回 環境法の理念・原則(1)
- 第 2 回 環境法の理念・原則(2)
- 第 3 回 環境政策の手法
- 第 4 回 環境訴訟全般
- 第 5 回 民事訴訟と行政訴訟(1)
- 第 6 回 民事訴訟と行政訴訟(2)
- 第 7 回 民事訴訟と行政訴訟(3)
- 第 8 回 民事賠償訴訟(1)―過失、権利侵害・違法性・受忍限度、環境権
- 第 9 回 民事賠償訴訟(2)―因果関係、損害・賠償範囲、共同不法行為
- 第 10 回 民事差止訴訟(1)
- 第 11 回 民事差止訴訟(2)
- 第 12 回 民事差止訴訟(3)、リスク訴訟
- 第 13 回 土壌汚染訴訟、廃棄物訴訟(1)
- 第 14 回 廃棄物訴訟(2)
- 第 15 回 廃棄物訴訟(3)その他

< 授業時間外学習 >

授業中に知らせる。

< 教科書・教材 >

【教科書】

大塚直・環境法 Basic(第2版、有斐閣、2016)

環境法判例百選

環境法の判例については一覧表を追加するので、掲示に注意されたい。

(以下、参考文献、参考書)

大塚直・環境法(第3版)(有斐閣、2010)

大塚直「(連載)環境法の新展開」法学教室 283 号以下(2004 年 4 月号～)
取り扱う裁判例等について詳細なスケジュールを追って配布するのでよろしくお願いします。

<成績評価の方法>

期末試験又はレポート、および講義への貢献度によって総合評価する(期末試験又はレポート 60 %、平常点 40 %)。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の 1 つとなる。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	租税法基礎			単位	2	担当教員	澁谷 雅弘
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW638	

< 目 的 >

この授業の目的は、租税法総論および所得税の基本的仕組みを理解することにある。これによって、法律実務家として最低限必要な租税法の基礎を学び、「課税のトラップ」に陥ることのない実務能力を身につける。

< 達成度 >

1. 所得税の基礎を理解し、その実務的な問題点を発見・検討する能力を身につける。
2. 租税法総論の基本的部分である、租税法の基本原則および租税手続法の基礎を理解する。
3. 租税法と私法、特に取引法との関係を認識し、個別事案において税法上の諸問題の前提となっている私法関係を読みとる能力を身につける。

< 授業内容・方法 >

授業は、対話型の少人数講義により行う。教材として、金子宏ほか編『ケースブック租税法』（弘文堂、第4版、2013）を用いる。

各回のテーマは、次の通りである。

1. イントロダクション
§ 121.02, 1 - 6 頁、判百 185 頁。
2. 租税法の基礎理論 1
§ 122.02, § 123.01, § 124.01, § 140.02.
3. 租税法の基礎理論 2
§ 125.01, § 111.01, § 132.01.
4. 租税の賦課・徴収手続
6 - 1 1 頁、判百 161 頁、229 頁、234 頁。
5. 租税法の解釈と適用 1
§ 161.01, § 161.02, § 162.01, § 163.01.
6. 租税法の解釈と適用 2
§ 163.02, § 164.01, § 164.02, § 166.01.
7. 所得税の基礎 1
§ 211.01, § 211.02, § 211.05, § 212.02.
8. 所得税の基礎 2
§ 213.01, § 213.02, § 214.01.
9. 所得分類 1
§ 221.02, § 221.03, § 222.01, § 222.02.
10. 所得分類 2
§ 222.03, § 222.05.
11. 所得分類 3
§ 223.01, § 223.02, § 223.03, § 223.04.
12. 所得分類 4
§ 223.05, § 224.01, § 224.02.
13. 所得の計算と年度帰属 1
§ 231.01, § 231.02, § 231.03.

14．所得の計算と年度帰属2

§ 232.01, § 232.03, § 233.01, § 234.04.

15．所得税額の計算

§ 241.01, § 242.01, § 242.02.

<授業時間外学習>

詳細は授業中に別途周知する。

<教科書・教材>

授業では、上記の『ケースブック租税法』のほか、租税法規が掲載された六法（所得税法、法人税法、国税通則法など。租税特別措置法までは必要ない）を使用する。

また、予習・復習を十分に行うためには、租税法の教科書が必要である。初学者向けの教科書としては、中里実ほか編『租税法概説』（有斐閣）増井良啓『租税法入門』（有斐閣）岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣アルマ）佐藤英明『スタンダード所得税法』（弘文堂）等を勧める。より詳細な体系書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）又は谷口勢津夫『税法基本講義』（弘文堂）を勧める。その他、演習書として、やや難易度が高いが、佐藤英明ほか『租税法演習ノート』（弘文堂）がある。判例や実務的な問題の学習のためには、『最新租税判例60』（税研148号）『最新租税判例70』（税研178号）『法人税精選重要判例詳解』（税務経理協会）を勧める。

参考書として、『租税判例百選』（有斐閣）を指定する。

<成績評価の方法>

成績評価は、筆記試験80％、平常点20％の割合で行う。

平常点は、質疑に際して事前に準備をして回答ができたかどうか、回答の内容が適切であるか、積極的に議論に参加したか等により評価する。

なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	実務租税法			単位	2	担当教員	瀧本 文浩
配当年次		L 2、3	開講学期	集中講義	週間授業回数		—
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW639	

< 目 的 >

この授業の目的は、法人税法の基本的な仕組みを理解してもらうとともに、実際の企業法務において法人税がどのような形で問題となり、実務家がどのように対応しているかという観点から、法人税の実務について理解してもらうことにある。

< 達成度 >

法人税法に関連する典型的な事案について、問題の所在を把握し、裁判例を踏まえた上で、事案解決のための規範を定立し、事案をあてはめて結論を提示することができる。

< 授業内容・方法 >

授業は、対話型の講義により行う。

授業では、法人税法の当該部分について基本的な説明を行うとともに、事前に指定した裁判例を中心に検討を加える。

1．イントロダクション、法人税総説

法人税に関する具体的な問題、これに関与する実務家の立場について簡単に紹介した後、法人税の意義について検討する。

2．法人税の納税義務者

法人税の納税義務者について検討する。

3．法人所得の意義と計算（総説） 益金（1）

法人所得について基本的な説明を行った後、益金の認識基準について検討を加える。

4．益金（2）

具体的な益金の意義について検討を加える。

5．損金（1）

損金の認識基準について検討を加える。

6．損金（2）

7．損金（3）

8．損金（4）

9．損金（5）

10．損金（6）

11．損金（7）、グループ法人税制

損金（2）から損金（7）では、損金算入が問題となる各項目について、順次検討を加える。
また、グループ法人税制について検討を加える。

12．組織再編税制

法人の合併、会社分割、株式交換および株式移転に関する課税について検討を加える。

13．同族会社の特例、設例の検討（タックス・プランニング）

同族会社に関する課税の特例について検討を加える。また、タックス・プランニングについても紹介する予定である。

14．設例の検討（2）

実際の場面で法人税法がどのように適用されるか、さらに紹介する。

15．法人事業税

法人事業税について検討を加える。法人住民税にも言及する。

< 授業時間外学習 >

授業では適宜学生に質問しながら進めるので、学生は、事前に指定する教科書の該当部分及び裁判例を予習してから授業に臨むこと。各回の具体的な予習範囲は7月頃に TKC で周知する。

< 教科書・教材 >

授業では、法人税法が掲載された六法を使用する。会社法の条文を参照することも多いので留意されたい。

教科書として、金子宏『租税法』（弘文堂）を指定する。

参考書として、『租税判例百選』（有斐閣）を指定する。

その他、演習書として、金子宏ほか『ケースブック租税法』（弘文堂）、佐藤英明ほか『租税法演習ノート』（弘文堂）を勧める。

< 成績評価の方法 >

成績評価は、筆記試験 70 %、平常点 30 % の割合で行う。なお、成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

「租税法基礎」をすでに履修していることを本科目履修登録の条件とする。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	医事法			単位	2	担当教員	米村・水野
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		集中
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW640	

< 目 的 >

医事法は、医療に関するさまざまな法律問題に加え、胚、死体、ヒト由来組織・臓器の法的地位、さらには種々の医学・生命科学研究の法規制の問題など、きわめて広い範囲にわたる問題を扱う法領域である。これらの問題を考える際には、民刑事法、行政法などの一般的知識を前提としつつ、さらに医療政策や生命倫理なども考慮した複合的な問題解決能力が必要となる。本講義では、一般的な医事法の解釈問題に加えて種々のガイドラインや裁判例等の紹介・検討を行うことにより、医療を中心とする法的諸問題の問題解決能力を涵養するとともに、医療のあり方や法の役割についての理解を深めることを目的とする。

< 達成度 >

- ・医療に関する法律問題の概要を正確に理解することができる。
- ・個別制度の背景や趣旨を踏まえつつ、公私法の一般法規範を適用し適切な解決を導くことができる。

< 授業内容・方法 >

各回のテーマは、次のものを予定しているが、担当者の都合で順序・内容が変わる場合がある。

- 1 序論・医事法の概要
- 2 医事法制 1：医療従事者法
- 3 医事法制 2：医療機関法・医療制度・医療類似行為に関する問題
- 4 医療過誤法 1：医師の注意義務（医療水準論、説明義務、守秘義務等）
- 5 医療過誤法 2：被侵害利益に関する諸問題（自己決定権・可能性侵害等）
- 6 医療過誤法 3：医療事故の現状、民・刑事責任と周延的制度の概要
- 7 医療過誤法 4：刑事医療過誤法
- 8 終末期医療：安楽死・尊厳死、治療中止等
- 9 脳死・臓器移植 1
- 10 生殖補助医療、脳死・臓器移植 2
- 11 精神医療・感染症医療・再生医療
- 12 ヒト由来組織・死体の法的地位
- 13 医薬品に関する諸問題：医薬品等の規制、治験規制、副作用被害救済など
- 14 医学研究規制 1：医学研究規制総論
- 15 医学研究規制 2：臨床研究・疫学研究規制、ゲノム研究規制、研究と個人情報保護

< 授業時間外学習 >

下記の通り、教科書の該当箇所を事前に予習することが望ましい。その他、必要に応じて予習用資料として参考文献等を配布する場合がある。

< 教科書・教材 >

教科書として、米村滋人『医事法講義』（日本評論社、2016年刊行予定）甲斐克則＝手嶋豊編『医事法判例百選（第2版）』（有斐閣、2014）を指定する。医事法領域は専門技術的知識が多く授業時間だけでは理解が難しいので、教科書を各自購入の上、十分に予習して講義に臨むことが望ましい。

参考書として、手嶋豊『医事法入門（第4版）』（有斐閣、2015）加藤良夫編著『実務医事法講義』（民事法研究会、2005）樋口範雄『医療と法を考える』（有斐閣、2007）同『続・医療と法を考える』（有斐閣、2008）を挙げる。特に興味がある受講者はこれらにも目を通すと良い。

<成績評価の方法>

成績評価は、講義への取り組み及び最終試験の総合評価による（最終試験 80 %、平常点 20 %）。
なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の 1 つとなる。

<その他>

本講義は隔年開講であり、2017 年度は開講しない予定である。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	金融商品取引法			単位	2
				担当教員	吉原 和志
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW641	

< 目 的 >

金融商品取引法の基本的な構造と考え方を理解し、金融商品市場およびその法規制の意義・機能に対する眼を開くとともに、企業法務において金融商品取引法を道具として使いこなすための基礎的な力を養うことを目的とする。

< 達成度 >

金融商品取引法の基本的な構造と考え方を理解する。

重要な制度や規制について、典型的な事例に基本条文を適用して分析できるようにする。

< 授業内容・方法 >

現代経済において、金融商品市場ないし証券市場は、企業が必要な資金を調達する場として、また国民がその余剰資産を運用する場として、欠くことのできない機能を果たしている。金融商品取引法は、金融商品市場や金融商品取引の枠組みを定め、情報開示制度や取引の公正さを確保する諸制度を通じて、効率的な資源配分および投資者の保護を達成しようとする法であり、自由で透明性が高く国際化にも対応した金融商品市場の形成が強く求められる中で、ますますその重要性を高めつつある。公開会社に対する法規制の全体像を捉えるためには、会社法だけでなく金融商品取引法にも眼を向けなければならない。

金融商品取引法は、条文の数が多く複雑で技術的な部分も少なくない法律であるが、この授業では、総論、発行市場規制、流通市場規制、金融商品市場を担うものという構成で、金融商品取引法の基本的な構造と考え方を学んでいく。授業は、質疑応答を交えた講義形式を中心として行うが、判例等につき受講者による報告を求める場合もある。

- [01] 金融とは / 証券市場の機能 / 証券取引法から金融商品取引法へ
- [02] 金融商品取引法の構成と目的 / 金融商品取引法の重要概念（有価証券）
- [03] 金融商品取引法の重要概念（有価証券）
- [04] 金融商品取引法の重要概念（デリバティブ取引）
- [05] 開示規制（発行市場開示規制）
- [06] 開示規制（発行市場開示規制）
- [07] 開示規制（流通市場開示規制）
- [08] 開示規制（開示の実効性確保）
- [09] 金融商品取引業の規制
- [10] 行為規制（販売・勧誘の規制）
- [11] 不正取引の規制（内部者取引ほか）
- [12] 不正取引の規制（相場操縦ほか）
- [13] 企業買収の規制（公開買付）
- [14] 企業買収の規制（公開買付 / 5 %ルールほか）
- [15] 企業統治改革をめぐる動向

< 教科書・教材 >

近藤光男＝吉原和志＝黒沼悦郎『金融商品取引法入門 [第 4 版]』（商事法務 2015 年）

必要に応じて関連する資料や裁判例のコピーを配布する。

新書版の入門書として、黒沼悦郎『金融商品取引法入門 [第 6 版]』（日経文庫）（日本経済新聞社 2015 年）を推薦しておく。

< 授業時間外学習 >

必要に応じ授業において指示する。

< 成績評価の方法 >

学期末に課す筆記試験の結果（70 %程度）に、学期中の質議応答や報告・レポートの状況（30 %程度）を勘案して、評価する。

なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 >が指標の1つとなる。

< その他 >

金融商品取引法を履修するには、会社法の理解が前提となる。

期末試験の際には、判例の記載および書込みのない六法を用意すること。

隔年開講科目であり、平成 29 年度は開講しない。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	経済法			単位	2	担当教員	滝澤 紗矢子
配当年次		L 2・3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW643	

< 目 的 >

日本における競争政策と規制の概要を知るため、独占禁止法の基本的な考え方を体系的に習得することを目的とする。必要に応じて判審決・ガイドライン等の原資料の検討・分析を行なうことを通じ、事案から法的問題を見出して解決に導きうる論理力を養成することも目指す。

< 達成度 >

弊害要件総論を中心に独占禁止法の基本的思考方法を身につけて、各法定違反類型で応用できるようにする。

不当な取引制限、不公正な取引方法、私的独占という基本的な法定違反類型の構造を理解し、各事案に当てはめられるようにする。

< 授業内容・方法 >

1 内容

独占禁止法の違反要件の基礎的部分を体系的に講義する。授業の進度に応じて関連判審決・ガイドライン等の原資料を検討・分析する。

2 方法

前半は比較的講義が中心となる。徐々に具体的事案について受講者と質疑応答を行っていく。

3 予定

概ね、以下の予定に従って進める。

本講義の説明、独禁法の基本体系

弊害要件総論：市場

弊害要件総論：市場画定

弊害要件総論：反競争性（基本）

弊害要件総論：反競争性（応用）

弊害要件総論：正当化理由

違反要件各論：不当な取引制限（行為要件：他の事業者と共同して）

違反要件各論：不当な取引制限（行為要件：相互拘束又は遂行）

違反要件各論：不当な取引制限（弊害要件）

違反要件各論：不当な取引制限（入札談合をめぐる応用的問題）

違反要件各論：私的独占、不公正な取引方法（総論）

違反要件各論：私的独占、不公正な取引方法（競争停止型）

違反要件各論：私的独占、不公正な取引方法（排除型：差別的取扱い）

違反要件各論：私的独占、不公正な取引方法（排除型：略奪的価格設定）

違反要件各論：不公正な取引方法（搾取型）

< 授業時間外学習 >

授業中に指示する。

< 教科書 >

白石忠志『独禁法講義（第7版）』（有斐閣）

<教 材>

配布資料

<参考書>

授業中に指示する。

<成績評価の方法>

期末筆記試験 70 %、平常点 30 %により評価する。なお、成績評価に関しては、授業への取り組み・質疑応答の状況等を総合的に評価する。

<その他>

「経済法」の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	経済法			単位	2	担当教員	滝澤 紗矢子
配当年次		L 2・3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW644	

< 目 的 >

経済法 の既修者を対象として、独禁法違反要件の応用部分、及び独禁法違反行為に対するエンフォースメントを習得することを目的とする。同時に、実務的かつ発展した知識及び思考方法を獲得し、法曹として活動する場合に経済法を専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルへの到達を目指す。

< 達成度 >

応用的違反類型も含めて、独禁法の法定違反類型の基本構造を理解し、具体的事案で正確な当てはめを行えるようにする。

エンフォースメントの問題も視野に入れて競争問題に対応できる力を身につける。

< 授業内容・方法 >

1 内容

事業者団体規制、企業結合規制を始めとする独禁法違反要件の応用部分を押さえた後、独禁法違反行為に対する各種エンフォースメントを体系的に講義する。また、授業の進度に応じて判審決・ガイドライン等の原資料を読み、応用的事例研究を行う。問題となる具体的実務的論点について、現実にどのように対応することになるのか、基本六法に立ち戻って論理的に思考し、討論できるような機会を設ける。これによって、独禁法全体の基本構造を習得し、かつ応用問題にも対応する力を習得することを目的とする。

2 方法

受講者との質疑応答を軸として進める。そのために、受講者は、示された予習範囲を十分準備する必要がある。

3 予定

経済法 の復習、不公正な取引方法：不正手段

違反要件各論：私的独占、不公正な取引方法（応用）

違反要件各論：私的独占、不公正な取引方法（相談事例）

違反要件各論：私的独占、不公正な取引方法（まとめ）

違反要件各論：事業者団体規制

違反要件各論：企業結合規制（基本）

違反要件各論：企業結合規制（事例）

応用的諸問題、適用除外

国際事件

エンフォースメント：公取委による事件処理（調査、排除措置命令）

エンフォースメント：公取委による事件処理（課徴金納付命令）

エンフォースメント：公取委による事件処理（課徴金減免制度、その他）

エンフォースメント：刑事罰

エンフォースメント：民事訴訟

最新事例

< 授業時間外学習 >

授業中に指示する。

<教科書>

白石忠志『独禁法講義（第7版）』

<教材>

配布資料

<参考書>

白石忠志『独禁法事例の勘所（第2版）』（有斐閣）

大久保・滝澤・伊永編『ケーススタディ 経済法』（有斐閣）

川濱・武田・和久井編『論点解析 経済法』（商事法務）

<成績評価の方法>

期末筆記試験70%、平常点30%により評価する。なお、成績評価に関しては、授業への取り組み・質疑応答の状況等を総合的に評価する。

<その他>

この講義の受講を希望する者は、「経済法」を必ず受講しておくこと。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	企業法務演習			単位	2
				担当教員	丸茂 彰
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	隔週 2 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS-LAW645	

< 目 的 >

M & Aを中心に、M & Aの目的・手法、その周辺諸問題を含めて、仮想事例及び実際の事案の検討を通じて分析し、特に法律実務家としての視点で目標達成の手法、関連する問題解決の選択肢を見出し、その得失の比較等を行う実務能力を養うことをめざす。また、随時、M & Aを理解するために必要なファイナンス理論やM & Aに伴う資金調達についても概観し、幅広い視点でM & Aを分析する能力を身につけることもめざす。

< 達成度 >

M & Aの実務の流れを把握し、各段階で留意すべき法的問題点を把握するとともに、契約書等の作成に際しても、その目的を把握しつつ法的問題点を見出し、当事者視点での解決策を提示し、相手方と交渉することができる。

< 授業内容・方法 >

原則として、担当教員からM & Aの法務等に関する解説を各講義の前半に行うが、後半は仮想事例及び近時に公表または報道された実際の事案を検討する。実際の事案については、会社法（M & A）分野の取引事例を中心に取り上げる予定であるが、周辺分野等で注目される取引事例や、関連する紛争案件その他についても、適切なものがあれば対象としていきたい。

具体的には、各講義の最初に、担当教員からM & Aを理解するために必要なM & A法務の他、ファイナンス理論、M & Aに伴う資金調達の実務等について解説を行う。それに引き続き行われる仮想事例及び事案の検討については、まず、担当教員により事前に検討対象たる仮想事例における分担及び実際の事案が指定される。事前に配布又は伝達される検討の手がかり及び適宜指定される教材等に基づき、各回の報告担当者が事前に報告用のレジюмеを作成・配布し、講義当日は報告者の報告に基づき討論を行うという形式で進める。

初回はイントロダクションとし、担当教員から以後の検討の基礎としてM & Aの法務の概要を解説し、以降は上記に従い、各回の前半に行われる担当教員による講義に引き続き、報告者の報告を中心に検討対象たる仮想事例及び事案の検討を行う。

< 授業時間外学習 >

必要に応じ授業において指示する。

< 教科書・教材 >

適宜、追って指定する。

< 成績評価の方法 >

報告者としての報告内容（おおそ 50%）および討論への参加状況（おおそ 50%）を勘案して総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

会社法を既に履修していることが最低条件である。そのほか、金融商品取引法、独占禁止法、労働法など、事案に則して関連する法領域についても自主的に学習することが求められる。

平成 28 年度は、「企業法務演習」と合同で開講する。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	民事執行・保全法		単位	2	担当教員 今津 綾子
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW646	

< 目 的 >

民事執行および民事保全の手続についての基本的な知識を得る。

< 達成度 >

民事執行および民事保全の手続に妥当する基本的な要請を踏まえ、それぞれの手続の概要を理解する。
すでに学んだ民事実体法および判決手続に関する知識を再確認し、それらとの関連性を踏まえて私人の権利実現までの過程を体系的に理解する。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容

民事執行法および民事保全法の解釈を中心とし、適宜判例にも触れる。

2. 授業方法

講義形式による。

3. 予定

- 第 1 回 民事執行・保全法総論
- 第 2 回 強制執行総論：債務名義
- 第 3 回 強制執行総論：執行文
- 第 4 回 強制執行総論：違法執行に対する救済
- 第 5 回 強制執行総論：不当執行に対する救済
- 第 6 回 強制執行各論：不動産執行
- 第 7 回 強制執行各論：不動産執行
- 第 8 回 強制執行各論：不動産執行
- 第 9 回 強制執行各論：動産執行
- 第 10 回 強制執行各論：権利執行
- 第 11 回 強制執行各論：非金銭執行
- 第 12 回 強制執行各論：担保権の実行
- 第 13 回 強制執行各論：担保権の実行
- 第 14 回 民事保全総論
- 第 15 回 民事保全各論

< 授業時間外学習 >

予習は指示しません。

復習については、適時におこない、期末試験の準備をしておくようお願いします。

< 教科書・教材 >

教科書：上原敏夫＝長谷部由起子＝山本和彦『民事執行・保全法 [第 4 版]』(有斐閣、2014)

参考書：中野貞一郎『民事執行・保全入門 [補訂版]』(有斐閣、2013)

参考書：上原敏夫ほか編『民事執行・保全判例百選 [第 2 版]』(有斐閣、2012)

<成績評価の方法>

期末試験（90 %）および平常点（10 %）による。なお、成績評価に際しては上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	倒産法			単位	2
				担当教員	杉本 和士
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	2回（隔週）
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW647	

< 目 的 >

この講義では、倒産法（倒産処理法とも呼ばれる。）を学修する。特に清算型手続に関する基本法である破産法及び再建型手続の基本法である民事再生法に関する基礎的な概念、規律及び手続について一通りの学修を行い、修得することを目的とする（ただし、いわゆる倒産実体法に関しては基礎の概説に留め、「応用倒産法」での学修に委ねる）。なお、倒産法の「基礎」を扱うとはいえ、特に各手続に関する規律については詳細に扱う予定であるため、相応の学習が要求される点につき留意されたい（倒産事件を法律実務家として扱うために要求される「基礎」の修得を目的とするものと理解されたい）。

< 達成度 >

本講義により、受講生は、破産法及び民事再生法の定める各手続を条文に即して把握し、説明することができる。併せて、倒産実体法に関して、倒産法における実体的規律の基礎を理解することができる。

受講生は、倒産法全体に通ずる基本的な構造を理解し、「応用倒産法」における事例問題の検討への応用に備えた基礎を固めることができる。

< 授業内容・方法 >

一定の範囲毎に講義ノートを配布し、各回、受講生の十全な予習を前提に、「読み切り形式」で講義ノートの該当範囲の講義を行う。

第1回 倒産法序論、破産手続・再生手続の概要（破産免責手続及び個人再生を含む）：倒産法の基本的な考え方、倒産処理法制の全体像及び破産手続・再生手続（破産免責手続・個人再生を含む。）の概要を検討する。

第2回 破産手続の開始：破産手続開始申立てから破産手続開始決定に至るまでの手続、特に保全措置、破産手続開始原因及び破産手続開始の効果について検討を行う。

第3回 破産者・裁判所・破産管財人と破産財団：破産手続において登場する利害関係人及び機関として、破産者、裁判所、破産管財人及び破産財団を扱う。

第4回 破産債権・財団債権、取戻権：破産債権及び財団債権の概念及び要件を扱うとともに、取戻権の概念及び規律を扱う。

第5回 破産債権の届出・調査・確定、配当、破産手続の終了：破産債権の届出・調査・確定の手続から配当手続までの規律を検討するとともに、破産手続の終了について扱う。

第6回 係属中の手続関係の処理、個人債務者の免責等の手続：破産手続開始時において係属中の手続関係の処理について検討する。個人債務者破産に関する免責制度・復権制度について扱う。

第7回 民事再生手続の開始・再生債務者の地位、手続機関：再生手続開始申立てから再生手続開始決定に至るまでの手続、特に保全措置、再生手続開始原因及び再生手続開始の効果について、破産手続と比較しつつ検討を行う。さらに、再生手続における再生債務者の地位及びこれに関する規律、他の手続機関（管財人、保全管理人、監督委員）についても扱う。

第8回 再生債権・共益債権・一般優先債権・開始後債権、再生債権の届出・調査・確定、係属中の手続関係の処理：再生債権、共益債権、一般優先債権及び開始後債権の概念及び要件について、次いで再生債権の届出・調査・確定の手続について、特に破産手続における破産債権及び財団債権の処遇と比較しつつ、検討する。併せて、再生手続開始時において係属中の手続関係の処理についても、破産手続の場合と比較しつつ概観する。

第9回 再生債務者財産とその調査及び確保—財産評定、営業・事業譲渡、法人役員等の責任追及：再生債務者財産の概念を確認した上で、再生債務者財産の調査及び確保に関する財産評定、営業・事業譲渡に

関する許可の制度及び法人役員等の責任追及を検討する。

第10回 再生計画—再生計画の条項、再生計画案の作成・提出、再生計画の成立・遂行、再生手続の終了：再生計画の必要的記載事項及び任意的記載事項について具体例を示しつつ検討した後、再生計画案の作成・提出に関する手続規律について検討する。ついで、再生計画の成立・遂行までに至る手続規律を概観し、併せて再生手続の終了についても扱う。

第11回 物的担保・人的担保の処遇(1)—別除権の意義・範囲・行使：破産手続及び再生手続における物的担保の処遇に関する規律として、別除権の意義、範囲及びその行使の在り方について検討する。

第12回 物的担保・人的担保の処遇(2)—別除権行使に対する対処、複数債務者関係：破産手続及び再生手続における物的担保の処遇に関する規律として、破産手続及び再生手続における別除権行使に対する対処の在り方について検討する。次いで、破産手続及び再生手続における人的担保の処遇に関して複数債務者関係に関する規律である現存額主義を中心に検討する。

第13回 未履行契約処遇に関する一般原則と各種契約における特則：双方未履行双務契約の処遇に関する破産手続及び再生手続における一般原則と各種契約(賃貸借契約、雇用契約、請負契約等)におけるその特則について検討する。

第14回 相殺権：破産手続及び再生手続における相殺権に関する規律について概観する。

第15回 否認権：破産手続及び再生手続における否認権に関する規律について概観する。

< 授業時間外学習 >

初回の講義時に各回における予習復習時の学習内容(下記の予習復習用教材のそれぞれの該当箇所等)につき具体的な指示を行うとともに、毎回、事前に予習用設問及び復習用教材をTKCによって配付する。

< 教科書・教材 >

講義ノート及び関連資料を配布して、これを用いる。補助教材として伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選』(有斐閣、第5版、2013年)を用いるほか、基礎知識習得のための予習復習用の教材として山本和彦『倒産処理法入門』(有斐閣、第4版、2012年)又は中島弘雅＝佐藤鉄男『現代倒産手続法』(有斐閣、2013年)をそれぞれ指定する。その他の参考書等については、講義中に随時指示する。

< 成績評価の方法 >

期末試験 70% 及び中間試験 30% により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

< その他 >

科目群	展開・先端科目				
授業科目	応用倒産法			単位	2
				担当教員	菱田 雄郷
配当年次	L 2・3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW648	

< 目 的 >

この授業では、受講者が破産法についての基礎的な知識を有していることを前提として、再建型手続の基本法であるところの民事再生法についての基礎的な理解を得るとともに、破産法および民事再生法の双方について、具体的な事案に対して適切な法的検討を加える能力を修得することを目的とする。

< 達成度 >

民事再生法が用意する様々な法的規律について、その趣旨、要件、効果を説明することができる。

具体的な事案を前にして破産法および民事再生法の適用上問題になる事実関係を的確に把握した上で、かかる事実関係に適用されるべき法規範を構築し、これを当該事実関係に適切に適用することによって妥当な結論を得ることができる。

< 授業内容・方法 >

最初の 4 回程度は、民事再生法の基本的な知識の修得に充てる。時間は限られているので、破産法と異なる点に焦点を絞って取り扱うことになる。残りは、破産法及び民事再生法の双方を対象とする、より応用度の高い問題に取り組む。

授業は、原則として、受講者との対話・討論によって進める。素材となるべき事案や判例とこれに関する設問は、事前に TKC にアップするので、受講者は、これらを事前に検討した上で授業に臨むことが求められる。

この授業で取り扱う項目としては、1. 民事再生法の基礎（開始原因、機関、否認権の行使）2. 民事再生法の基礎（別除権、担保権消滅請求、事業譲渡）3. 民事再生法の基礎（再生計画案の提出、再生計画の成立、再生計画の遂行）4. 民事再生法の基礎（個人再生）5. 多数当事者関係、6. 財団債権、共益債権、7. 担保権の処遇、8. 双方未履行双務契約、9. 否認の要件、10. 否認の効果、11. 特殊な否認、12. 相殺、13. 再生計画、14. 破産免責、15. 総括を予定している。

< 授業時間外学習 >

予習については、上記のとおり、TKC において指示する。

< 教科書・教材 >

- 教科書 手頃なサイズの教科書としては、山本和彦ほか『倒産法概説』（弘文堂）と山本克己編著『破産法・民事再生法概論』（商事法務）があり、定評ある体系書としては、やや大部であるが、伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣）がある。受講の際には、この 3 種のいずれかを用意するのが好ましい。ただし、授業科目「倒産法」で用いたものがあればそれを継続して用いて構わない。
- 判例集 伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選』（有斐閣）
- 参考書 中島弘雅『体系倒産法Ⅰ』（中央経済社）松下淳一『民事再生法入門』（有斐閣）山本和彦『倒産処理法入門』（有斐閣）山本和彦ほか編著『倒産法演習ノート』（弘文堂）伊藤眞『会社更生法』（有斐閣）

< 成績評価の方法 >

期末試験（75％）授業の際の発言内容等の平常点（25％）によることを予定している。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

科目群	展開・先端科目				
授業科目	実務労働法			単位	2
				担当教員	桑村 裕美子
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW649	

< 目 的 >

労働法総論と雇用関係法の前半部分について授業を行う。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

< 達成度 >

判例を含む現行労働法の基本的な解釈論について、問題の所在を明らかにし、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出し、結論に至るまでの道筋を説得的に示すことができる。

< 授業内容・方法・進度予定 >

各回の授業内容は、以下を予定している。

・労働法総論

- 1 イントロダクション、労働法上の「労働者」/ 2 労働法上の「使用者」/ 3 労働法規・労働契約/ 4 就業規則(1)/ 5 就業規則(2)/ 6 労働協約

・雇用関係法

- 7 労働者の人権 - 労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
- 8 雇用差別 - 労基法 3 条・4 条、男女雇用機会均等法、均等・均衡処遇、年齢差別など
- 9 労働関係の成立 - 募集、採用、内定、試用など
- 10 賃金/ 11 労働時間/ 12 休暇・休業/ 13 安全衛生・労働災害
- 14 人事(1) - 配転、出向・転籍
- 15 人事(2) - 昇進・降格、退職など

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック(下記<教科書・教材>)の設問の検討を中心に行う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC でまたは授業中に知らせる。

< 教科書・教材 >

教材として、 荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第4版〕』(有斐閣、2015年) 教科書として、水町勇一郎『労働法〔第6版〕』(有斐閣、2016年刊行予定)を指定する。

参考書として、 菅野和夫『労働法〔第11版〕』(弘文堂、2016年) 水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第2版〕』(有斐閣、2011年)を挙げておく。なお、初めて労働法を学ぶ場合は、 水町勇一郎『労働法入門』(岩波書店〔岩波新書〕、2011年)を開講までに読んでおくといよい。

< 成績評価の方法 >

期末試験(論述式)9割、平常点(授業への取り組みの状況、授業中における質疑応答の状況)1割で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

各授業の終了後、質問を受ける時間を設ける。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	実務労働法			単位	2	担当教員	桑村 裕美子
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW650	

< 目 的 >

雇用関係法（後半部分）労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにある。

< 達成度 >

実務労働法 に続くテーマにおいて、判例を含む現行労働法の基本的な解釈論について問題の所在を明らかにし、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出し、結論に至るまでの道筋を説得的に示すことができる。授業の後半で扱う総合的考察を通じて、複数のテーマが関わる問題についても論点を正確に把握し、説得的な論理展開によって自らの結論を導くことができる。

< 授業内容・方法・進度予定 >

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・雇用関係法
 - 1 インTRODクシヨ、懲戒（1）／2 懲戒（2）／3 労働関係の終了1—解雇（1）
 - 4 労働関係の終了1 - 解雇（2）／5 労働関係の終了2—雇止め、辞職、合意解約、定年
- ・労使関係法
 - 6 労働組合と団体交渉／7 団体行動／8 不当労働行為
- ・労働法の新領域
 - 9 合併・事業譲渡・会社分割と労働関係
 - 10 知的財産と労働関係—企業秘密、競業禁止など
 - 11 労働市場と法規制—労働者派遣
 - 12 労働紛争の処理
- ・総合的考察
 - 13 労働条件の変更 / 14 企業組織再編と労働関係 / 15 使用者の権限と労働者の権利保護

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記＜教科書・教材＞）の設問の検討を中心に行う。総合的考察では、複合的な事例をもとに議論を行い、具体的な問題解決能力を養う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC でまたは授業中に知らせる。

< 教科書・教材 >

教材として、 荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第4版〕』（有斐閣、2015年）教科書として、水町勇一郎『労働法〔第6版〕』（有斐閣、2016年刊行予定）を指定する。

参考書として、 菅野和夫『労働法〔第11版〕』（弘文堂、2016年） 水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第2版〕』（有斐閣、2011年）を挙げておく。なお、初めて労働法を学ぶ場合は、 水町勇一郎『労働法入門』（岩波書店〔岩波新書〕、2011年）を開講までに読んでおくといよい。

<成績評価の方法>

期末試験（論述式）9割、平常点（授業への取組の状況、授業中における質疑応答の状況）1割で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	社会保障法		単位	2	担当教員 嵩 さやか
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	週 1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW651	

< 目 的 >

本授業では、少子高齢化の進展などにより法制度のあり方がますます注目されている社会保障について、制度の概要と主な法的問題について取り上げることで、社会保障法制についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、社会保障についての法的問題は民法、行政法、憲法などとの交錯領域であることが多い。本授業では、民法、行政法、憲法などの応用問題としての意義を有する法的問題も取り上げることで、これらの法領域と社会保障法との関連についても習得する。

< 達成度 >

社会保障制度の仕組みを、根拠条文にあたりながら正確に把握することができる。社会保障制度をめぐる法的論点の所在を理解し、それに関連する判例や学説にあたりながら解釈論を展開することができる。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容：本授業では、社会保障法初学者でも授業内容を理解できるように、まず各社会保障制度の概要を講義し、そこでの理解を前提に特に重要と思われる法律問題について検討する。

2. 教育方法：制度の概要については講義でも解説するが、参考書などを利用してあらかじめ理解しておくことが望ましい。法律問題の検討については、事前配布するレジュメ及びそこで指定された資料(主に、『社会保障判例百選〔第5版〕』(有斐閣、2016年)に掲載されている裁判例)を予習してきたことを前提に授業を進める。制度の概要と法的問題についての基本的理解を確認するため、適宜質疑応答を行う。

3. 予定

- 第1回 ガイダンス・社会保障法の概観
 - 第2～4回 生活保護 - 生活保護制度の概要と法的問題
 - 第5～7回 年金 - 公的年金制度の概要と法的問題、企業年金制度の概要
 - 第8～10回 医療 - 公的医療制度の概要と法的問題
 - 第11回 労働保険 - 労災保険・雇用保険の概要
 - 第12～15回 社会福祉 - 社会福祉の概要(介護保険、障害者福祉、児童福祉など)と法的問題
- なお、法改正や裁判例の動向により、上記の予定は変更されることがある。

< 授業時間外学習 >

授業中に適宜指示する。

< 教科書・教材 >

1. 教科書等

- ・『社会保障判例百選〔第5版〕』(有斐閣、2016年)
- ・社会保障関連法律の掲載されている六法、あるいは、『社会保障法令便覧』(労働調査会出版局)

2. 参考書

- 加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第6版〕』(有斐閣、2015年)
- 西村健一郎『社会保障法入門〔第2版〕』(有斐閣、2014年)
- 西村健一郎『社会保障法』(有斐閣、2003年) 岩村正彦『社会保障法』(弘文堂、2001年)

<成績評価の方法>

期末試験（90％）及び平常点（10％）により評価する。平常点の評価のため、授業の途中で課題を課す予定である。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

質問は適宜、授業後に受け付ける。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	社会保障法			単位	2	担当教員	嵩 さやか
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		週 1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW651	

< 目 的 >

本授業では、少子高齢化の進展などにより法制度のあり方がますます注目されている社会保障について、制度の概要と主な法的問題について取り上げることにより、社会保障法制についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、社会保障についての法的問題は民法、行政法、憲法などとの交錯領域であることが多い。本授業では、民法、行政法、憲法などの応用問題としての意義を有する法的問題も取り上げることにより、これらの法領域と社会保障法との関連についても習得する。

< 達成度 >

社会保障制度の仕組みを、根拠条文にあたりながら正確に把握することができる。社会保障制度をめぐる法的論点の所在を理解し、それに関連する判例や学説にあたりながら解釈論を展開することができる。

< 授業内容・方法 >

1．授業内容：本授業では、社会保障法初学者でも授業内容を理解できるように、まず各社会保障制度の概要を講義し、そこでの理解を前提に特に重要と思われる法律問題について検討する。

2．教育方法：制度の概要については講義でも解説するが、参考書などを利用してあらかじめ理解しておくことが望ましい。法律問題の検討については、事前配布するレジュメ及びそこで指定された資料(主に、『社会保障判例百選〔第5版〕』(有斐閣、2016年)に掲載されている裁判例)を予習してきたことを前提に授業を進める。制度の概要と法的問題についての基本的理解を確認するため、適宜質疑応答を行う。

3．予定

- 第1回 ガイダンス・社会保障法の概観
 - 第2～4回 生活保護 - 生活保護制度の概要と法的問題
 - 第5～7回 年金 - 公的年金制度の概要と法的問題、企業年金制度の概要
 - 第8～10回 医療 - 公的医療制度の概要と法的問題
 - 第11回 労働保険 - 労災保険・雇用保険の概要
 - 第12～15回 社会福祉 - 社会福祉の概要(介護保険、障害者福祉、児童福祉など)と法的問題
- なお、法改正や裁判例の動向により、上記の予定は変更されることがある。

< 授業時間外学習 >

授業中に適宜指示する。

< 教科書・教材 >

1．教科書等

- ・『社会保障判例百選〔第5版〕』(有斐閣、2016年)
- ・社会保障関連法律の掲載されている六法、あるいは、『社会保障法令便覧』(労働調査会出版局)

2．参考書

- 加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第6版〕』(有斐閣、2015年)
- 西村健一郎『社会保障法入門〔第2版〕』(有斐閣、2014年)
- 西村健一郎『社会保障法』(有斐閣、2003年) 岩村正彦『社会保障法』(弘文堂、2001年)

<成績評価の方法>

期末試験（論述式）9割、平常点（授業への取組の状況、授業中における質疑応答の状況）1割で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	実務労働法			単位	2	担当教員	桑村 裕美子
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW650	

< 目 的 >

雇用関係法（後半部分）労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について思考・議論する能力を養うことにある。

< 達成度 >

実務労働法 に続くテーマにおいて、判例を含む現行労働法の基本的な解釈論について問題の所在を明らかにし、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出し、結論に至るまでの道筋を説得的に示すことができる。授業の後半で扱う総合的考察を通じて、複数のテーマが関わる問題についても論点を正確に把握し、説得的な論理展開によって自らの結論を導くことができる。

< 授業内容・方法・進度予定 >

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・雇用関係法
 - 1 インTRODクシヨ、懲戒（1）／2 懲戒（2）／3 労働関係の終了1—解雇（1）
 - 4 労働関係の終了1 - 解雇（2）／5 労働関係の終了2—雇止め、辞職、合意解約、定年
- ・労使関係法
 - 6 労働組合と団体交渉／7 団体行動／8 不当労働行為
- ・労働法の新領域
 - 9 合併・事業譲渡・会社分割と労働関係
 - 10 知的財産と労働関係—企業秘密、競業禁止など
 - 11 労働市場と法規制—労働者派遣
 - 12 労働紛争の処理
- ・総合的考察
 - 13 労働条件の変更 / 14 企業組織再編と労働関係 / 15 使用者の権限と労働者の権利保護

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック（下記＜教科書・教材＞）の設問の検討を中心に行う。総合的考察では、複合的な事例をもとに議論を行い、具体的な問題解決能力を養う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC でまたは授業中に知らせる。

< 教科書・教材 >

教材として、 荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第4版〕』（有斐閣、2015年）教科書として、水町勇一郎『労働法〔第6版〕』（有斐閣、2016年刊行予定）を指定する。

参考書として、 菅野和夫『労働法〔第11版〕』（弘文堂、2016年） 水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第2版〕』（有斐閣、2011年）を挙げておく。なお、初めて労働法を学ぶ場合は、 水町勇一郎『労働法入門』（岩波書店〔岩波新書〕、2011年）を開講までに読んでおくといよい。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	実務労働法			単位	2	担当教員	桑村 裕美子
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW649	

< 目 的 >

労働法総論と雇用関係法の前半部分について授業を行う。この授業の目的は、労働法の基本的な枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

< 達成度 >

判例を含む現行労働法の基本的な解釈論について、問題の所在を明らかにし、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができる。基本的な法解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出し、結論に至るまでの道筋を説得的に示すことができる。

< 授業内容・方法・進度予定 >

各回の授業内容は、以下を予定している。

・労働法総論

- 1 イントロダクション、労働法上の「労働者」/ 2 労働法上の「使用者」/ 3 労働法規・労働契約/ 4 就業規則(1)/ 5 就業規則(2)/ 6 労働協約

・雇用関係法

- 7 労働者の人権 - 労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
- 8 雇用差別 - 労基法3条・4条、男女雇用機会均等法、均等・均衡処遇、年齢差別など
- 9 労働関係の成立 - 募集、採用、内定、試用など
- 10 賃金/ 11 労働時間/ 12 休暇・休業/ 13 安全衛生・労働災害
- 14 人事(1) - 配転、出向・転籍
- 15 人事(2) - 昇進・降格、退職など

各回の授業は、重要判例を素材として教員と学生の対話形式で進め、適宜、教員によるポイント解説を織り交ぜる。具体的には、ケースブック(下記<教科書・教材>)の設問の検討を中心に行う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

< 授業時間外学習 >

詳細は TKC でまたは授業中に知らせる。

< 教科書・教材 >

教材として、 荒木尚志ほか『ケースブック労働法〔第4版〕』(有斐閣、2015年) 教科書として、水町勇一郎『労働法〔第6版〕』(有斐閣、2016年刊行予定)を指定する。

参考書として、 菅野和夫『労働法〔第11版〕』(弘文堂、2016年) 水町勇一郎・緒方桂子編『事例演習労働法〔第2版〕』(有斐閣、2011年)を挙げておく。なお、初めて労働法を学ぶ場合は、 水町勇一郎『労働法入門』(岩波書店〔岩波新書〕、2011年)を開講までに読んでおくといよい。

< 成績評価の方法 >

期末試験(論述式)9割、平常点(授業への取り組みの状況、授業中における質疑応答の状況)1割で評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

< その他 >

各授業の終了後、質問を受ける時間を設ける。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	応用倒産法		単位	2	担当教員 菱田 雄郷
配当年次	L 2・3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW648	

< 目 的 >

この授業では、受講者が破産法についての基礎的な知識を有していることを前提として、再建型手続の基本法であるところの民事再生法についての基礎的な理解を得るとともに、破産法および民事再生法の双方について、具体的な事案に対して適切な法的検討を加える能力を修得することを目的とする。

< 達成度 >

民事再生法が用意する様々な法的規律について、その趣旨、要件、効果を説明することができる。

具体的な事案を前にして破産法および民事再生法の適用上問題になる事実関係を的確に把握した上で、かかる事実関係に適用されるべき法規範を構築し、これを当該事実関係に適切に適用することによって妥当な結論を得ることができる。

< 授業内容・方法 >

最初の 4 回程度は、民事再生法の基本的な知識の修得に充てる。時間は限られているので、破産法と異なる点に焦点を絞って取り扱うことになる。残りは、破産法及び民事再生法の双方を対象とする、より応用度の高い問題に取り組む。

授業は、原則として、受講者との対話・討論によって進める。素材となるべき事案や判例とこれに関する設問は、事前に TKC にアップするので、受講者は、これらを事前に検討した上で授業に臨むことが求められる。

この授業で取り扱う項目としては、1. 民事再生法の基礎（開始原因、機関、否認権の行使）2. 民事再生法の基礎（別除権、担保権消滅請求、事業譲渡）3. 民事再生法の基礎（再生計画案の提出、再生計画の成立、再生計画の遂行）4. 民事再生法の基礎（個人再生）5. 多数当事者関係、6. 財団債権、共益債権、7. 担保権の処遇、8. 双方未履行双務契約、9. 否認の要件、10. 否認の効果、11. 特殊な否認、12. 相殺、13. 再生計画、14. 破産免責、15. 総括を予定している。

< 授業時間外学習 >

予習については、上記のとおり、TKC において指示する。

< 教科書・教材 >

- 教科書 手頃なサイズの教科書としては、山本和彦ほか『倒産法概説』（弘文堂）と山本克己編著『破産法・民事再生法概論』（商事法務）があり、定評ある体系書としては、やや大部であるが、伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣）がある。受講の際には、この 3 種のいずれかを用意するのが好ましい。ただし、授業科目「倒産法」で用いたものがあればそれを継続して用いて構わない。
- 判例集 伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選』（有斐閣）
- 参考書 中島弘雅『体系倒産法Ⅰ』（中央経済社）松下淳一『民事再生法入門』（有斐閣）山本和彦『倒産処理法入門』（有斐閣）山本和彦ほか編著『倒産法演習ノート』（弘文堂）伊藤眞『会社更生法』（有斐閣）

< 成績評価の方法 >

期末試験（75％）授業の際の発言内容等の平常点（25％）によることを予定している。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

関する許可の制度及び法人役員等の責任追及を検討する。

第10回 再生計画—再生計画の条項、再生計画案の作成・提出、再生計画の成立・遂行、再生手続の終了：再生計画の必要的記載事項及び任意的記載事項について具体例を示しつつ検討した後、再生計画案の作成・提出に関する手続規律について検討する。ついで、再生計画の成立・遂行までに至る手続規律を概観し、併せて再生手続の終了についても扱う。

第11回 物的担保・人的担保の処遇(1)—別除権の意義・範囲・行使：破産手続及び再生手続における物的担保の処遇に関する規律として、別除権の意義、範囲及びその行使の在り方について検討する。

第12回 物的担保・人的担保の処遇(2)—別除権行使に対する対処、複数債務者関係：破産手続及び再生手続における物的担保の処遇に関する規律として、破産手続及び再生手続における別除権行使に対する対処の在り方について検討する。次いで、破産手続及び再生手続における人的担保の処遇に関して複数債務者関係に関する規律である現存額主義を中心に検討する。

第13回 未履行契約処遇に関する一般原則と各種契約における特則：双方未履行双務契約の処遇に関する破産手続及び再生手続における一般原則と各種契約(賃貸借契約、雇用契約、請負契約等)におけるその特則について検討する。

第14回 相殺権：破産手続及び再生手続における相殺権に関する規律について概観する。

第15回 否認権：破産手続及び再生手続における否認権に関する規律について概観する。

< 授業時間外学習 >

初回の講義時に各回における予習復習時の学習内容(下記の予習復習用教材のそれぞれの該当箇所等)につき具体的な指示を行うとともに、毎回、事前に予習用設問及び復習用教材をTKCによって配付する。

< 教科書・教材 >

講義ノート及び関連資料を配布して、これを用いる。補助教材として伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選』(有斐閣、第5版、2013年)を用いるほか、基礎知識習得のための予習復習用の教材として山本和彦『倒産処理法入門』(有斐閣、第4版、2012年)又は中島弘雅＝佐藤鉄男『現代倒産手続法』(有斐閣、2013年)をそれぞれ指定する。その他の参考書等については、講義中に随時指示する。

< 成績評価の方法 >

期末試験 70% 及び中間試験 30% により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

< その他 >

科目群	展開・先端科目				
授業科目	倒産法			単位	2
				担当教員	杉本 和士
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	2回（隔週）
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW647	

< 目 的 >

この講義では、倒産法（倒産処理法とも呼ばれる。）を学修する。特に清算型手続に関する基本法である破産法及び再建型手続の基本法である民事再生法に関する基礎的な概念、規律及び手続について一通りの学修を行い、修得することを目的とする（ただし、いわゆる倒産実体法に関しては基礎の概説に留め、「応用倒産法」での学修に委ねる）。なお、倒産法の「基礎」を扱うとはいえ、特に各手続に関する規律については詳細に扱う予定であるため、相応の学習が要求される点につき留意されたい（倒産事件を法律実務家として扱うために要求される「基礎」の修得を目的とするものと理解されたい）。

< 達成度 >

本講義により、受講生は、破産法及び民事再生法の定める各手続を条文に即して把握し、説明することができる。併せて、倒産実体法に関して、倒産法における実体的規律の基礎を理解することができる。

受講生は、倒産法全体に通ずる基本的な構造を理解し、「応用倒産法」における事例問題の検討への応用に備えた基礎を固めることができる。

< 授業内容・方法 >

一定の範囲毎に講義ノートを配布し、各回、受講生の十全な予習を前提に、「読み切り形式」で講義ノートの該当範囲の講義を行う。

第1回 倒産法序論、破産手続・再生手続の概要（破産免責手続及び個人再生を含む）：倒産法の基本的な考え方、倒産処理法制の全体像及び破産手続・再生手続（破産免責手続・個人再生を含む。）の概要を検討する。

第2回 破産手続の開始：破産手続開始申立てから破産手続開始決定に至るまでの手続、特に保全措置、破産手続開始原因及び破産手続開始の効果について検討を行う。

第3回 破産者・裁判所・破産管財人と破産財団：破産手続において登場する利害関係人及び機関として、破産者、裁判所、破産管財人及び破産財団を扱う。

第4回 破産債権・財団債権、取戻権：破産債権及び財団債権の概念及び要件を扱うとともに、取戻権の概念及び規律を扱う。

第5回 破産債権の届出・調査・確定、配当、破産手続の終了：破産債権の届出・調査・確定の手続から配当手続までの規律を検討するとともに、破産手続の終了について扱う。

第6回 係属中の手続関係の処理、個人債務者の免責等の手続：破産手続開始時において係属中の手続関係の処理について検討する。個人債務者破産に関する免責制度・復権制度について扱う。

第7回 民事再生手続の開始・再生債務者の地位、手続機関：再生手続開始申立てから再生手続開始決定に至るまでの手続、特に保全措置、再生手続開始原因及び再生手続開始の効果について、破産手続と比較しつつ検討を行う。さらに、再生手続における再生債務者の地位及びこれに関する規律、他の手続機関（管財人、保管理人、監督委員）についても扱う。

第8回 再生債権・共益債権・一般優先債権・開始後債権、再生債権の届出・調査・確定、係属中の手続関係の処理：再生債権、共益債権、一般優先債権及び開始後債権の概念及び要件について、次いで再生債権の届出・調査・確定の手続について、特に破産手続における破産債権及び財団債権の処遇と比較しつつ、検討する。併せて、再生手続開始時において係属中の手続関係の処理についても、破産手続の場合と比較しつつ概観する。

第9回 再生債務者財産とその調査及び確保—財産評定、営業・事業譲渡、法人役員等の責任追及：再生債務者財産の概念を確認した上で、再生債務者財産の調査及び確保に関する財産評定、営業・事業譲渡に

<成績評価の方法>

期末試験（90 %）および平常点（10 %）による。なお、成績評価に際しては上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	民事執行・保全法			単位	2	担当教員	今津 綾子
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW646	

< 目 的 >

民事執行および民事保全の手続についての基本的な知識を得る。

< 達成度 >

民事執行および民事保全の手続に妥当する基本的な要請を踏まえ、それぞれの手続の概要を理解する。
すでに学んだ民事実体法および判決手続に関する知識を再確認し、それらとの関連性を踏まえて私人の権利実現までの過程を体系的に理解する。

< 授業内容・方法 >

1. 授業内容

民事執行法および民事保全法の解釈を中心とし、適宜判例にも触れる。

2. 授業方法

講義形式による。

3. 予定

- 第 1 回 民事執行・保全法総論
- 第 2 回 強制執行総論：債務名義
- 第 3 回 強制執行総論：執行文
- 第 4 回 強制執行総論：違法執行に対する救済
- 第 5 回 強制執行総論：不当執行に対する救済
- 第 6 回 強制執行各論：不動産執行
- 第 7 回 強制執行各論：不動産執行
- 第 8 回 強制執行各論：不動産執行
- 第 9 回 強制執行各論：動産執行
- 第 10 回 強制執行各論：権利執行
- 第 11 回 強制執行各論：非金銭執行
- 第 12 回 強制執行各論：担保権の実行
- 第 13 回 強制執行各論：担保権の実行
- 第 14 回 民事保全総論
- 第 15 回 民事保全各論

< 授業時間外学習 >

予習は指示しません。

復習については、適時におこない、期末試験の準備をしておくようお願いします。

< 教科書・教材 >

教科書：上原敏夫＝長谷部由起子＝山本和彦『民事執行・保全法 [第 4 版]』（有斐閣、2014）

参考書：中野貞一郎『民事執行・保全入門 [補訂版]』（有斐閣、2013）

参考書：上原敏夫ほか編『民事執行・保全判例百選 [第 2 版]』（有斐閣、2012）

10. 非行事実の認定 - 証拠法則と証拠調べ
11. 要保護性の審理、保護処分と処遇の選択
12. 刑事処分の選択と少年に対する刑事手続
13. 不服申立手続・少年法改正問題等
14. 少年法改正問題 2
15. 今後の少年法制の課題と展望

< 授業時間外学習 >

予習・復習・課題については授業中等に周知する。

< 教科書・教材 >

テキスト：廣瀬健二『子どもの法律入門〔改訂版〕』（金剛出版・平成 24 年）

参 考 書：

田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法〔第 3 版〕』（平成 21 年・有斐閣）
廣瀬健二編著『少年事件重要判決 50 選』（平成 22 年・立花書房）
廣瀬健二編著『裁判例コンメンタール少年法』（平成 23 年・立花書房）
廣瀬健二編著『刑事公判法演習』（平成 24 年・立花書房）
廣瀬健二著『コンパクト刑事訴訟法』（平成 27 年・新世社）

< 成績評価の方法 >

定期試験（70％）及び平常点（30％）による。なお、成績評価に際しては、上記の＜達成度＞が指標の 1 つとなる。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	国際法発展		単位	2	担当教員 西本 健太郎
配当年次	L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数	隔週 2 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW657	

< 目 的 >

国際法（国際公法）の全般にわたる講義を行う。国際法の基礎的な概念、規則及び考え方を身につけた上で、これらを具体的な事案に即して運用することのできる専門的能力を習得することを目的とする。

< 達成度 >

国際法の基礎的な概念、規則及び考え方を正確に理解し、特に具体的な事案に即して国際法を解釈・適用できるようになること。

< 授業内容・方法 >

国際法の全般にわたって基礎的な専門知識を体系的に修得できるよう、各分野の要点について解説を行う。その際に、先例となる判例・事例等を取り上げ、概念・規則の具体的な適用のあり方を検討することを通じて国際法の解釈・適用に関する実践的能力を養う。

教科書及び判例集の関係部分を事前に指定し、受講者があらかじめ準備と検討をしてきたことを前提に、適宜質疑応答を取り入れつつ可能な限り双方向型の授業を進める。

○ 進行予定

- (1) イントロダクション
- (2) 国際法の法源
- (3) 国際法と国内法
- (4) 条約法
- (5) 国際法の主体
- (6) 国家の基本的権利義務
- (7) 国家管轄権と主権免除
- (8) 外交・領事関係法
- (9) 国家の国際責任
- (10) 国際社会の空間的秩序 (1)
- (11) 国際社会の空間的秩序 (2)
- (12) 国際法における個人
- (13) 国際環境法
- (14) 国際紛争の司法的解決
- (15) 国際安全保障と武力紛争法

< 授業時間外学習 >

授業の各回について、教科書及び判例集から予習範囲を指示する。詳細は TKC で事前に周知する。

< 教科書・教材 >

柳原正治・森川幸一・兼原敦子編『プラクティス国際法講義』（第 2 版）（信山社、2013 年）を教科書とする。判例集として『国際法判例百選』（第二版）（有斐閣、2011 年）を用いる。また、『国際条約集 2016 年版』（有斐閣）は毎回の授業の際に参照するので、必ず持参すること。

<成績評価の方法>

期末試験(90 %)及び平常点(10 %)により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

<その他>

授業は司法試験の選択科目として「国際関係法(公法系)」を選択する者を想定した水準で進める。国際法(国際公法)は学部レベルでは4～6単位以上の科目として講義されているのが通例であり、法科大学院における開講科目はその基礎の上でさらに発展的な内容を取り扱うものとして位置づけられている。授業時間外においても相応の学習が必要となるので、受講者はこの点を前提として履修すること。

授業前の1コマを原則としてオフィスアワーにあてる(具体的な日程は別途周知する)。また、メールでも質問を受け付ける。

科目群	展開・先端科目				
授業科目	国際法発展演習			単位	2
				担当教員	西本 健太郎
配当年次	L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	隔週 2 回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW658	

< 目 的 >

本演習では、国際裁判所の判決を取り上げ、当該判決においてどのように国際法が解釈・適用されているのかについて詳しく検討する。国際法に関する基礎的な知識は一定程度有していることを前提とした上で、具体的な事案に即して国際法の概念及び規則を運用する能力を向上させることを目的とする。

< 達成度 >

国際裁判所における具体的な事件に即して、そこでの国際法の解釈・適用のあり方に関する十分な理解を得ること。また、先例となる判決の意義と限界に関する十分な理解を前提として、関連する具体的な事案に対して説得力ある法的主張を組み立てることができるようになること。

< 授業内容・方法 >

国際司法裁判所の判決を取り上げ、そこでの当事国の主張及びこれに対する裁判所の論理を整理・分析することを通じて、問題となった国際法上の論点についての専門的理解を深める。また、関連する具体的な仮想事例について、判決の内容からどのような議論を組み立てることができるかを検討する。

国際裁判所の判決については、1つの判決が複数の論点について重要な先例となっている場合も少なくないが、既存の教材では編集上・学習上の便宜のために論点ごとの整理がなされている場合が多い。これに対して、本演習では1つの判決を全体として取り上げることで、当事国間で問題となった紛争の全体像との関係において判決を捉えることができるようにする。

近年では国際司法裁判所に多数の事件が係属しており、重要な先例性を持つ判決が登場するペースが日本語の教科書・判例集が改訂されるペースを上回っていることから、取り上げる判決は最近の国際司法裁判所の判決とし、原文（英文）を読解する。

授業では、全 15 回で数件の判決を取り上げる。各回について報告者を指定した上で、受講者全員が各自検討してきたことを前提に、報告者による報告と質疑応答・討論を通じて各判決を読み解く。ただし、受講者が極めて少数であるなど、上記の方法によりがたい場合には授業方法を変更する場合がある。

< 授業時間外学習 >

事前に検討対象となる判例を詳細に検討する必要があるので、授業初回に各回の検討範囲を具体的に指示する。

< 教科書・教材 >

国際司法裁判所のウェブサイト(<http://www.icj-cij.org/homepage/>)により各自入手するものとする。

< 成績評価の方法 >

授業中の報告を基にした平常点(40%)、質疑応答の状況を基にした平常点(10%)及び期末のレポート試験(50%)により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の1つとなる。

< その他 >

本演習の受講者は、前期開講の「国際法発展」を受講していることが望ましい。判決は原文を読解することから、基礎的な英語力が必要となる。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	トランスナショナル情報法		単位	2	担当教員	金谷、芹澤、早川
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW660	

< 目 的 >

この授業は、インターネットをはじめとする情報通信技術の進展により新たに生じてきた法的諸問題について基礎的な素養を習得することに加えて、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材として、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的とする。国際条約やアメリカ法、EU 法の動向及び、我が国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実践的な取り組み、さらにはサイバー空間におけるプライバシー、個人情報、青少年保護の現状と新たな課題について考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成することを目指す。

< 達成度 >

情報通信技術の進展により国境を越えて生じているさまざまな法律問題について、社会的・技術的背景を理解した上で、関係する法制度や法理論についての知識を習得する。情報法に関する具体的・国際的な事案について、情報法の理論から適切な結論を導くことができる。

< 授業内容・方法 >

授業の第 1 部では、情報法の基本問題について、憲法、民法、刑法などの法領域を横断的に捉えて概説的に検討する。第 2 部では、アメリカ法を中心に、情報法の最先端の理論を解説する。第 3 部では、国際的な情報法政策問題について考察を深める。学生は、あらかじめ指定された教材と基本判例（日本、アメリカ、EU 諸国等）を読み、自らの理解・問題認識を深めたうえで授業に臨むことが要求される。

第 1 部 情報法の基本問題

1. はじめに：サイバースペース上の情報法規制
2. 表現の自由と青少年の保護
3. 表現の自由とプライバシー、個人情報の保護
4. 名誉毀損、プロバイダの責任
5. 電子署名・認証制度と電子公証制度
6. 電子商取引（ネットワーク上の契約問題、電子決済、電子マネー、電子記録債権）
7. 情報ライセンス法（知的財産、ライセンス契約）
8. サイバー犯罪（わいせつ、コンピュータ・ウイルス、不正アクセス規制、迷惑メール規制）

第 2 部 情報法の理論

9. アメリカ法におけるサイバースペース上の情報法規制
10. アメリカ法における表現の自由と青少年の保護
11. 名誉毀損・プロバイダ責任の考え方（アメリカ法）
12. プライバシー・個人情報の保護の比較法
13. アメリカ情報ライセンス法・情報法理論

第 3 部 トランスナショナル情報法の課題

14. 国際的な民事事件の解決枠組
15. 国際的知的財産権紛争（裁判管轄及び準拠法選択）

< 授業時間外学習 >

予習案内・復習課題については授業のときに周知するとともに、法科大学院教育研究支援システム(TKC)にて周知する。

< 教科書・教材 >

松井茂記，鈴木秀美，山口いつ子編『インターネット法』（有斐閣，2015 年）

堀部政男，長谷部恭男編『メディア判例百選』（有斐閣，別冊ジュリスト 179 号，2005 年）

その他、必要な文献・資料・ウェブサイト等については、講義の中で適宜紹介する。

< 成績評価の方法 >

期末に行われる最終課題（レポート試験、90%）および講義への取組の状況、講義における発言・態度、自由提出レポートの内容等（平常点、10%）を考慮して、総合的に評価する。なお、成績評価に際しては、上記の< 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

オフィス・アワーについては、別途案内する。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	実務国際私法			単位	2	担当教員	竹下 啓介
配当年次		L 2、3	開講学期	前期	週間授業回数		3 週に一度・3 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW661	

< 目 的 >

本授業は、国際的私法的法律関係の規律に関して、受講者が自らそれらの分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

< 達成度 >

具体的な国際的私法的法律関係に関し、いかなる実体法上の問題が発生するのか、当該問題に対して、いかなる規律が与えられるかについて、自らの言葉で説明・議論することができる。

< 授業内容・方法 >

具体的な国際的私法的法律関係に関し、それが国際的であるが故に発生する特別の問題について、いかなる規律が与えられているかを順次検討する。実務国際私法 では、狭義の国際私法（準拠法選択に関する規律）を検討する。また、授業方法は講義形式を基本とするが、その中で、受講者との質疑応答も行う方法による。

各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりとする。

- 1 イントロダクション：国際的私法的法律関係の規律の全体像
- 2 国際私法総論（1）法律関係の性質決定
- 3 国際私法総論（2）連結点の確定
- 4 国際私法総論（3）不統一法国
- 5 国際私法総論（4）反致・公序
- 6 国際私法総論（5）その他の総論上の問題
- 7 国際私法各論（1）契約債権（1）
- 8 国際私法各論（2）契約債権（2）
- 9 国際私法各論（3）自然人・法人・法律行為の方式・代理
- 10 国際私法各論（4）法定債権
- 11 国際私法各論（5）物権・債権譲渡
- 12 国際私法各論（6）婚姻関係（1）
- 13 国際私法各論（7）婚姻関係（2）
- 14 国際私法各論（8）親子関係
- 15 国際私法各論（9）後見・相続

< 授業時間外学習 >

予習資料及び発展事項を学ぶための資料をレジュメとは別に配付する。なお、初回授業のための予習資料も TKC に掲示するので、受講者は予習を行って授業に参加すること。

< 教科書・教材 >

以下の書籍を教科書として使用する。

- ・ 櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 [第 2 版]』（有斐閣、2012 年）
- その他の参考書については、授業中に適宜、紹介する。

<成績評価の方法>

期末試験（８０％）及び平常点（２０％）により評価する。平常点とは、授業中での質疑応答等を総合して、判断する評価点のことである。

なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の１つとなる。

<その他>

３週に一度、土曜日に３コマ実施する形で開講する。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	実務国際私法			単位	2	担当教員	竹下 啓介
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数		3週に一度・3回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW662	

< 目 的 >

本授業は、国際的私法的法律関係の規律に関して、受講者が自らそれらの分析を行うために必要となる基礎的知識及び思考能力を修得することを目的とする。

< 達成度 >

具体的な国際的私法的法律関係に関し、いかなる手続法上の問題が発生するのか、当該問題に対して、いかなる規律が与えられるかについて、自らの言葉で説明・議論することができる。また、国際取引に関していかなる問題が発生するかを理解し、説明することができる。

< 授業内容・方法 >

具体的な国際的私法的法律関係に関し、それが国際的であるが故に発生する特別の問題について、いかなる規律が与えられているかを順次検討する。実務国際私法 では、国際民事手続法及び国際取引法に関する諸問題を検討する。また、授業方法は講義形式を基本とするが、その中で、受講者との質疑応答も行う方法による。

各回における授業内容は、基本的に、以下のとおりとする。

- 1 イントロダクション
- 2 国際裁判管轄総論
- 3 国際裁判管轄各論（１） - 財産法関係事件の国際裁判管轄（１）
- 4 国際裁判管轄各論（２） - 財産法関係事件の国際裁判管轄（２）
- 5 国際裁判管轄各論（３） - 財産法関係事件の国際裁判管轄（３）
- 6 国際裁判管轄各論（４） - 人事・家事関係事件の国際裁判管轄
- 7 裁判手続上の諸問題（当事者・渉外的な送達・外国法の適用）
- 8 外国判決の承認・執行（１）
- 9 外国判決の承認・執行（２）
- 10 国際訴訟競合
- 11 国際民事手続法に関するその他の問題（１） - 民事裁判権免除
- 12 国際民事手続法に関するその他の問題（２） - 渉外保全・国際仲裁
- 13 国際取引と統一法
- 14 国際売買
- 15 国際運送・国際支払

< 授業時間外学習 >

予習資料及び発展事項を学ぶための資料をレジュメとは別に配付する。なお、初回授業のための予習資料も TKC に掲示するので、受講者は予習を行って授業に参加すること。

< 教科書・教材 >

以下の書籍を教科書として使用する。

・ 櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 [第 2 版]』（有斐閣、2012 年）

その他の参考書については、授業中に適宜、紹介する。

<成績評価の方法>

期末試験（８０％）及び平常点（２０％）により評価する。平常点とは、授業の中での質疑応答等を総合して、判断する評価点のことである。

なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の１つとなる。

<その他>

３週に一度、土曜日に３コマ実施する形で開講する。また、授業内容の中に、実務国際私法 における知識を前提とする箇所があるため、本授業を履修する場合には、実務国際私法 を履修するか、実務国際私法 で扱う準拠法選択に関する事項について自分で学習した上で、履修すること。

科目群	展開・先端科目					
授業科目	ジェンダーと法演習		単位	2	担当教員	阿部 未央 糠塚 康江
配当年次		L 2、3	開講学期	後期	週間授業回数	週 1 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW663	

< 目 的 >

現代社会は男女平等な権利を保障する制度を達成したが、他方では、歴史的・社会的に形成された「ジェンダー」により、女性は身体・社会関係・政治参加等で、差別／排除の対象となってきた。人間・男性を社会的標準とし、女性を「男・人間」の下位、もしくは例外カテゴリーとして位置づける見方は、司法や法学の領域でも例外ではなく、判例・学説、法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する。

本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー問題や既存の判例等を検討し、議論することで、法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティブな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。

< 達成度 >

ジェンダー法学についての基本的な考え方や理論課題を把握し、伝統的な法学では見えてこなかった問題群への視座を提示することができる。

ジェンダー領域の判例研究を通じて、そこにおいて特に顕著な権利のための闘争＝法実践による法の欠缺補充の意義、法実践が新たな立法の可能性を開くダイナミズムを理解する。

< 授業内容・方法 >

本演習では、前半（糠塚担当）でジェンダーの理論的問題に関するトピックの検討を行い、後半（阿部担当）で労働法・社会保障法領域における下記の判例を素材に判例研究を行う。受講者の中から担当者を決め報告をしてもらい、受講者間、受講者と教員間で法的議論を行う方法により、ジェンダー法学の意義と課題を明らかにしていく。最終回は外部講師による講演からジェンダー法学の可能性を展望する。

- 1 序論：フェミニズム・ジェンダーと法——逸失利益の男女格差を手がかりに
- 2 女性の権利の歴史——女権宣言から女性差別撤廃条約へ
- 3 日本の男女平等政策と日本の現況
- 4 普遍主義 vs. 差異主義——法の想定する人間像
- 5 憲法における平等原則と性差別禁止
- 6 公私二元論と私的自治の中の男女平等
- 7 間接差別の禁止とポジティブ・アクション
- 8 生殖補助医療をめぐる諸問題
- 9 障害等級の男女差 —国・園部労基署長(障害等級男女差)事件・京都地判平成 22・5・27 労判 1010 号 11 頁
- 10 女性労働者に対する配転 —ケンウッド事件・最三小判平成 12・1・28 労判 774 号 7 頁
- 11 コース別管理と男女差別 —兼松(男女差別)事件・東京高判平 20・1・31 労判 959 号 85
- 12 セクハラ —海遊館事件・最一小判平成 27・2・26 労判 1109 号 5 頁
- 13 マタハラ —広島中央保険協同組合事件・最一小判平成 26・10・23 判タ 1410 号 47 頁
- 14 育休取得に関する不利益取扱い —東朋学園事件・平成 15・12・4 労判 862 号 14 頁
- 15 まとめ：ジェンダー法学の可能性（外部講師）

< 授業時間外学習 >

詳細は、TKC 教育支援システム上または授業中に指示する。

<教科書・教材>

テーマに関連する文献、対象判例等は適宜配付する。

<参考書等>

辻村みよ子『〔概説〕ジェンダーと法』信山社（2013年）、ジェンダー法学会編『講座 ジェンダーと法
～ 』日本加除出版（2012年）、辻村みよ子編『ジェンダー社会科学の可能性 第1巻 かけがえの
ない個から』岩波書店（2011年）、同著『憲法とジェンダー』有斐閣（2009年）

<成績評価の方法>

前半部分・後半部分につき、それぞれ期末試験にかわるレポート（60％）及び平常点（報告・討論参加
状況）（40％）により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなる。

科目群	展開・先端科目						
授業科目	子どもと法演習			単位	2	担当教員	久保野 恵美子
配当年次		L 3	開講学期	後期	週間授業回数		隔週 2 回
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード			JLS - LAW664	

< 目 的 >

「子ども」という視点から、法的な対応が問題となる課題を取り上げ、民事法を中心としつつも、公法・刑事法と分野横断的に、理論及び実務の観点から、法の解釈及び運用について考察を行う演習である。

< 達成度 >

「子ども」に関わる法的問題について、理論及び実務の両方の観点を有し、実践的に取り組むことのできる法律専門職たるべき能力を備える。

< 授業内容・方法 >

(1) ガイダンス — 子ども法・序論

(2) ~ (8) 参加学生が各自設定したテーマについて報告し、討論を行う。

・テーマとして想定されるのは、主として、次のような内容である。

民法、少年法、児童福祉法、教育法等の子どもに関わる法律の理論的検討

児童虐待、非行、いじめ、家庭内の養育環境の変動等の問題に対する法実務的対応に関わる課題の検討

< 授業時間外学習 >

授業中に指示される参考文献等に基づき、テーマの選定及び報告の準備をすること、他の参加者の報告について、事前に T K C に掲載されるレジュメに従って予習をすること、報告したテーマについて、討論の成果を踏まえてレポートをまとめることが求められる。

< 教科書・教材 >

・「子ども法」への導入的参考書として、次のものを勧める。

大村敦志『法学入門 - 「児童虐待と法」から「こども法」へ』(羽鳥書店、2012 年)

大村敦志ほか『子ども法』(有斐閣、2015 年)

< 成績評価の方法 >

報告の内容及び討論参加の状況 (50 %) 及び年度末に提出するレポート (50 %) に基づいて行う。成績評価に際しては、上記の < 達成度 > が指標の 1 つとなる。

< その他 >

・本演習は、変則的な日程により開講する場合がある。詳細は追って掲示する。

・本演習は、法学研究科研究大学院の後継者養成コースと合併開講する。

科目群		展開・先端科目				
授業科目	リサーチペーパー		単位	2	担当教員	各指導教員
配当年次		L 3	開講学期	前期	週間授業回数	—
使用言語		日本語	科目ナンバリングコード		JLS - LAW665	
担当教員	専攻分野	受け入れ条件等				
蘆 立 教 授	知的財産法	将来、知的財産法の研究者となることを希望する者を受け入れる。面談を行ったうえで受け入れの可否を決定する。				
稲 葉 教 授	行政法	行政法専攻の研究者（大学教員）志望の者を若干名受け入れる。実務公法（行政法）の成績が A 以上の者について、レポート及び面接によって、受け入れの可否を決定する。				
樺 島 教 授	法理学（とくに法律学方法論、現代型訴訟）	法理学の諸問題に関心がある人の受講を希望します。				
北 島 教 授	行政法	行政法専攻の研究者（大学教員）志望の者を若干名受け入れる。実務公法（行政法）の成績が A 以上の者について、レポート及び面接によって、受け入れの可否を決定する。				
久保野教授	民法	将来、何らかの形で民法の研究を行うことを志望する者 1 名を受け入れる。受講希望者は、問題意識をまとめたレポートを提出すること。このレポートに基づいて、面接を行ったうえで、受け入れの可否を決定する。				
坂 田 教 授	民事訴訟法（判決手続）	若干名。民事訴訟法学（民事手続法学）につき明確な問題意識をもち、将来、研究者として民事訴訟法（民事手続法）を専攻したいと考えている者の中から、面談及びレポートの結果に基づき選抜する。				
佐々木教授	憲法	憲法研究者志望の者を、若干名、受け入れる。				
澁 谷 教 授	租税法	研究者志望・実務家志望を問わないが、租税法の分野で高度の研究活動を行う意思と資質を備えた学生に限る。				
芹 澤 教 授	英米法	若干名。将来、法律実務に精通した実務法書かつ研究者として、日本法との比較の観点から英米法の理論的研究に従事したいと考える者を求める。「外国法文献研究Ⅰ（英米法）」を選択履修していることが望ましいが、この科目の履修要件とはしない。				
嵩 教 授	社会保障法	2 名を限度とし、社会保障法・政策についての明確な問題関心および基本的な知識を有しており、将来社会保障法の研究者となることを希望している者を求める。希望者は問題意識を記載したレポート（2000 字程度）を提出すること。3 名以上の学生から希望があった場合には、提出されたレポートに基づいて選抜する。				
中 原 教 授	行政法	行政法専攻の研究者（大学教員）志望の者を若干名受け入れる。実務公法（行政法）の成績が A 以上の者について、レポート及び面接によって、受け入れの可否を決定する。				
成 瀬 教 授	刑法	将来研究者として、刑法の理論的研究を行うことを希望する者を受け入れる。なお、選抜を行う場合がある。				
糠 塚 教 授	憲法	すでに明確な問題意識を持ち、研究者（大学教員）として憲法を専攻することを志す者を受け入れる。関心のあるテーマをレポートにまとめて事前に提出すること。このレポートに基づいて面接を行ったうえで、受け入れの可否を決定する。				
水 野 教 授	家族法	1 名のみとし、すでに明確な問題意識を持ち、研究者として家族法を専攻することを将来の視野に入れている者を求める。問題意識を A4 版 2 枚以上にまとめて事前に提出すること。				
森 田 教 授	民事法（民法・会社法・商法の他、証拠法や金融法も含む）実証分析	将来研究者として活動したいという明確な意思および能力のある者で、法理論（how の部分）よりも理論（why の部分）に関心を持っている者。人数制限は特はない。				
吉 原 教 授	商法（特に会社法）	将来商法の研究者になろうとする強い意思と明確な問題意識をもった者を 1 名に限り受け入れる。L 2 実務民事法（および L 1 商法）において 65 点以上の成績を得た者について、レポートおよび面接によって受け入れの可否を決定する。				
渡 辺 教 授	民法（財産法）	民法の研究者となることを志す者を 1 名受け入れる。希望者は、現段階における自己の研究関心を A 4 版 2 枚のレポートに要約して提出すること。このレポートに基づき面接を実施し、受け入れの可否を決定する。				
石 綿 准 教 授	民法	将来、民法の研究者となることを考えている者を 1 名を限度として受け入れる。希望者は、具体的な研究テーマを提示し、現時点でそのテーマについて抱えている問題意識を A4 用紙 2 枚程度のレポートにまとめて提出すること。このレポートに基づき面談を行い、受け入れの可否を決定する。				
井 上 准 教 授	刑事訴訟法	将来的に、研究者として、刑事訴訟法の理論的研究を行うことを希望する者を受け入れる。履修希望者は、事前に簡単な研究計画もしくは学問的関心（最低 2000 字以上。詳細であればあるほど望ましい）を提出すること。これに基づいて面接を行ったうえで、履修の可否を決定する。				
今 津 准 教 授	民事訴訟法	民事訴訟法の研究者になろうと考えている者を、1 名を限度に受け入れる。希望者は、関心のあるテーマについてまとめた A4 用紙 2 枚程度のレポートを提出すること。面接のうえ、受け入れの可否を決定する。				
遠 藤 准 教 授	刑法	刑法の理論的研究を行うことに関心のある者を受け入れる。現時点において研究者志望が実務家志望かは問わない。関心ある問題点についてのレポートと面接によって、受け入れの可否を決定する。				

担当教員	専攻分野	受け入れ条件等
温 准 教 授	商法（主に会社法）	将来商法研究者となることを考えている者を2名を限度として受け入れる。希望者は、現在の問題意識をまとめたレポート（2000文字程度）を提出すること。提出書類に基づいて面接を実施したうえ、受け入れの可否を決定する。
桑 村 准 教 授	労働法	受入れ人数：若干名。労働法に関する基本的知識を有し、問題意識が明確な者に限る。志望者は研究テーマについてレポートを提出すること（A4用紙3枚以内）。
滝澤 准 教 授	経済法 （主に独占禁止法）	受入れ人数：若干名。将来経済法の研究者になることを視野に入れ、十分その資質を備えた者を対象とする。履修希望者は事前に簡単な研究計画もしくは学問的関心（1500～2000字程度）を提出すること。これに基づいて面接を行った上で、履修の可否を決める。
得 津 准 教 授	商法	商法の研究者になりたいと思っている者、または、講学上の商法の分野で明確な問題意識を持っている者を受け入れる。面談、現在の成績、現在の問題意識をまとめたレジュメないしレポート、他の申請者の数を勘案して受け入れの可否を決定する。
中 林 准 教 授	憲法（特に人権）	将来、憲法の研究に従事したいと考える者を受け入れる。希望する学生は、現在関心のあるテーマについての学問的関心をまとめたレポート（A4用紙5枚以内）を提出すること。そのレポートにもとづいて面接を行い、その上で、1名を限度として受け入れる。
中 原 准 教 授	民法	民法研究者（大学教員）を志し、フランス法ないしドイツ法を研究する意欲のある者1名を受け入れる。希望者は、問題意識を記した研究計画書を提出すること。成績・研究計画書・面談結果等により、受け入れの可否を決定する。
西 本 准 教 授	国際法	国際法専攻の研究者志望者または国際組織・国際裁判所への就職志望者を若干名受け入れる。希望者は、履修を希望する理由及び具体的な研究テーマに関するレポートを提出すること（A4用紙5枚以内）。提出書類に基づき面接を行い、履修の可否を決定する。

法 科 大 学 院

授 業 日 程

時 間 割 表

平成28(2016)年度授業日程

(法科大学院)

授業等の区分	授業等の日程
オリエンテーション	4月5日(火)
個別履修指導	4月6日(水)
前期授業	4月8日(金)~7月28日(木)
試験準備期間	7月29日(金)
前期試験期間	8月1日(月)~8月8日(月)
夏季授業	8月9日(火)~8月12日(金) 8月22日(月)~9月30日(金)
夏季休業	8月15日(月)~8月19日(金)
後期授業	10月3日(月)~12月22日(木)
冬季休業	12月26日(月)~1月3日(火)
後期授業	1月4日(水)~1月30日(月)
後期補講期間 (月曜日授業の補講日とする)	1月31日(火)
試験準備期間	2月1日(水)・2月2日(木)
後期試験期間	2月3日(金)~2月10日(金)

4月6日(水): 東北大学入学式

3月24日(金): 東北大学学位記授与式

授 業 時 間

第1講時	8:50 ~ 10:20
第2講時	10:40 ~ 12:10
第3講時	13:00 ~ 14:30
第4講時	14:40 ~ 16:10
第5講時	16:20 ~ 17:50
第6講時	18:00 ~ 19:30

